

平成 27 年度 大学機関別認証評価
自 己 点 検 評 価 書
[日本高等教育評価機構]

平成 27(2015)年 6 月
東京有明医療大学

目 次

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等	1
II. 沿革と現況	4
III. 評価機構が定める基準に基づく自己評価	6
基準 1 使命・目的等	6
基準 2 学修と教授	15
基準 3 経営・管理と財務	64
基準 4 自己点検・評価	82
IV. 大学が使命・目的に基づいて独自に設定した基準による自己評価	87
基準 A 社会連携	87
V. エビデンス集一覧	100
エビデンス集（データ編）一覧	100
エビデンス集（資料編）一覧	102

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等

鍼灸並びに柔道整復は、伝統的東洋医学として、国民の健康維持に大きな役割を果たしてきた。昭和 20 年の終戦を迎え、中央法令等の再整備などにより、長年に亘る歴史を有する伝統医学に対しても、その有効性や免許等について、様々な角度からの検証がなされた。花田学園の創立者である花田傳は、当時の業界を代表する一人であり、その存続に向けて厚生省や GHQ との交渉に当たった。その経験を通じ、これから東洋医学を更に普及発展するためには、教育機関でのレベルアップの必要性を実感し、昭和 31 年 4 月、東京都渋谷区において、私財を投じて日本鍼灸理療専門学校並びに日本柔道整復専門学校（何れも現学校名で記載）を設立し、その後、昭和 38 年には、学校法人の認可を受けている。

花田学園は、設立以来、「社会に有為な人材を輩出する。」を校是に、15,000 名にも及ぶはり師、きゅう師、あん摩マッサージ指圧師、あるいは柔道整復師の資格を取得した卒業生を輩出してきた。なお、花田傳は、多年に亘るその功績により、昭和 51 年 勲四等旭日小授章を授与された。87 歳で亡くなるまで生涯現役を貫き学校教育に情熱を傾注してきた。さらにこの領域を確かなものにするためには、高等教育機関の設立が絶対条件であるとの信念のもと、大学用地の確保に邁進していたが、その夢は果たせなかった。

以来、花田学園は、その理念を引き継ぎながら、専門学校における学校教育の理想を目指し、その教育を実践してきた。しかし、平成 9 年以降は、当時の規制緩和等の流れを受け、鍼灸並びに柔道整復の養成施設が多く設立され、教育の質がますます問われる時代となってきた。そこで、花田学園は 50 年余りにわたる教育機関として、社会的責務及び創立者の夢を果たすために、大学設立の準備を進めた。大学等の地方分散が進んでいたが、優秀な教員や安定した学生の確保及び将来の発展性を考慮し、大学用地を東京都内に求めて奔走したものの、用地の確保は困難を極めた。しかし、理想の地を追い求めた結果、東京都の有する当地と出会い、東京都の公募で各種審査を経て事業者としての決定を受け、校舎の基本設計に当たった。東京湾に近いロケーションや環境保護に配慮し、出来るだけ窓を大きく取り、明るい開放感のある大学校舎を建設した。

長年の夢の実現に向け、大学設置認可のために学園の総力を注いだ結果、平成 20 年 10 月に大学設置認可を受け、平成 21 年 4 月、東京有明医療大学は開学する運びとなった。保健医療学部鍼灸学科並びに柔道整復学科及び看護学部看護学科の 2 学部 3 学科である。開学以来、西洋医学と東洋医学の融合を図り、高度な医療専門職としての養成を本学の使命とし、医療に携わる有為な人材を通して、国民の健康保持・増進に貢献することを目的として大学の運営にあたってきた。さらに大学の特徴を活かし、伝統的な東洋医学と臨床病院等において第一線で活躍する看護師スキルとのコラボレーションを通じ、それぞれの良さと特性を最大限に活かした教育を実現するための努力を続けてきた。

教育機関の大きな財産は、人材の充実であるとの理念の下、その充実に努力をしており、開学以来、教員の博士号の新規取得者は多くを数えている。

学部の第一期生が卒業を迎えた平成 25 年 4 月には、学部の上に高度職業専門人や研究者の育成を目標にした大学院の設置を計画し推進した結果、大学院保健医療学研究科並びに大学院看護学研究科の開設が実現した。

さらに、保健医療学研究科においては、平成 27 年 4 月に、文部科学省の大学院博士課程設置審査を経て、大学院保健医療学研究科博士後期課程を開設した。

それぞれの理念等は、後述の通りであるが、大学の社会的使命として当該分野の発展に寄与し、世界をリードできる研究を積極的に推進していきたい。

本学の建学の精神、教学の理念は以下のとおりである。

1. 建学の精神

豊かな知識と確かな技術並びに患者の目線を大切にするバランスのとれた医療人を養成するとともに研究的視点を兼ね備えた人材を育成し、社会に貢献する。

2. 教学の理念

本学は、深く保健、医療、福祉に関する専門の学問を教授研究し、職業及び社会生活に必要な教育を施し、高い倫理観に基づく人間形成を重んじ、国民の保健衛生に寄与すると共に、国際性に富む有為の人材を育成する。

- (1) 豊かな人間性と高い倫理観とを兼ねそなえた人材の育成
- (2) 保健、医療、福祉に対する深い見識をもち、国民の健康づくりに幅広く貢献できる人材の育成
- (3) 確かな技術と深い洞察力をもって健康を望む全ての人に適切な治療とケアを提供できる人材の育成
- (4) 臨床、研究を通じて医療の国際的な発展に貢献することのできる人材の育成

本学の特色

1. 一人ひとりの「生きる力」に手を差し伸べる医療の夢を実現する

本学は、戦後日本の東洋医学の世界に多くの優れた人材を輩出し、その発展に貢献した花田学園を母体とし、保健医療学部（鍼灸学科・柔道整復学科）と看護学部（看護学科）の二学部三学科より構成される四年制大学である。

少子高齢化や予防医療へのニーズが高まるなど、医療を取り巻く環境が大きく変化している今、時代は一人ひとりの「生きる力」に手を差し伸べる医療が求められている。すなわち「こころ」と「からだ」をトータルに捉える全人的な医療である。東京有明医療大学は、こうした新しい時代の医療を支える人材の育成を行うために、東洋医学とナイチンゲールに代表される看護の理念に共通するホリスティックな人間観を重視し、思いやりと深い洞察力を兼ねそなえた感性豊かな臨床家を育成する。

2. 医療の伝統と未来が融合する新しい教育システム

本学の基本方針を実現するために、カリキュラムと設備に十分工夫が施されており、次世代の医療に対応できる人材を育てる。

① よくわかる、しっかり身につく少人数教育

本学は、教員が学生一人ひとりと向き合い、個々の学生とコミュニケーション

が取れるようにした「少人数教育」を目標としている。その結果、教師と学生の距離が近く、普段の授業の中で技術や知識がしっかりと身についていく。また、そうした雰囲気が育む活発な対話は、「こころ」と「からだ」の双方に働きかける医療に必要な、コミュニケーション能力を自然に養うこととなる。

② 国内外で活躍する一流教授陣による質の高い授業

本学の母体となっている花田学園は、歴史と伝統のある鍼灸あん摩マッサージと柔道整復を専門とする職業専門学校で、これまでに多くのはり師、きゅう師、あん摩マッサージ指圧師並びに柔道整復師を国内外に送り出してきた。多くの卒業生が地域医療の担い手として全国各地で活躍している。こうした花田学園の伝統の力は本学の教授陣の顔ぶれにも現れており、医師等を中心とした西洋医学の基礎分野や臨床分野の人材と鍼灸・柔道整復・看護等の各分野を専門とする人材は名実ともに一流のプロフェッショナルであり、本学の特長のひとつである。両者のコラボレーションによる教育は医療分野で活躍を期待される学生の知識や技術を確かなものになっている。

③ 現代医学と東洋医学が融合する視野の広いカリキュラム

現代医学と伝統的な東洋医学の学問体系を総合的に学べる教育課程（カリキュラム）を編成していることも、本学の大きな特徴といえる。現代医学や東洋医学に関する基礎知識を学び、これからの医療人に求められる幅広い見識を身につけることができる。

④ 地域・環境を思いやる開かれた大学

本学は、自然換気システムや屋上庭園などを随所に採用した環境に優しい建物である。また、開学以来、地域に開かれた大学として、図書館やカフェテリアは一般の方々にも開放している。平成 23 年には学生にとって貴重な実習の場となる附属鍼灸センター及び接骨センターに続き、附属クリニックもオープンし、地域の人々の健康づくりに貢献している。

Ⅱ．沿革と現況

1．本学の沿革

昭和31(1956)年 4月	日本中央鍼灸専門学校設立
	併せて東京高等柔道整復学校設立 初代校長に花田傳就任
昭和38(1963)年 9月	学校法人花田学園として法人認可 初代理事長に花田傳就任
昭和39(1964)年 4月	日本鍼灸理療学校及び日本柔道整復学校に校名変更
昭和47(1972)年10月	鍼灸専科新設
昭和54(1979)年 7月	専修学校医療専門課程認可
	日本鍼灸理療専門学校及び日本柔道整復専門学校に校名変更
昭和56(1981)年 4月	卒後教育として日本柔道整復専門学校専攻科開講
～昭和63(1988)年	
昭和57(1982)年12月	創立者花田傳校長死去、学園葬
平成 9(1997)年 4月	渋谷区桜丘町20番1号に新校舎竣工
平成15(2003)年 4月	付帯教育としてアスレティックトレーナー専攻科開講
平成18(2006)年 4月	花田学園創立50周年を迎える
平成20(2008)年10月	東京有明医療大学保健医療学部鍼灸学科・柔道整復学科及び看護学部看護学科認可
平成21(2009)年 4月	江東区有明に東京有明医療大学を開学
平成24(2012)年10月	東京有明医療大学大学院保健医療学研究科保健医療学専攻修士課程及び看護学研究科看護学専攻修士課程認可
平成25(2013)年 4月	東京有明医療大学大学院保健医療学研究科保健医療学専攻修士課程及び看護学研究科看護学専攻修士課程開設
平成26(2014)年10月	東京有明医療大学大学院保健医療学研究科保健医療学専攻博士後期課程認可
平成27(2015)年 4月	東京有明医療大学大学院保健医療学研究科保健医療学専攻博士後期課程開設
	東京有明医療大学大学院保健医療学研究科保健医療学専攻修士課程は、東京有明医療大学大学院保健医療学研究科保健医療学専攻博士前期課程に名称変更

2．本学の現況

・大学名	東京有明医療大学
・所在地	東京都江東区有明 2-9-1
・学部等の構成	保健医療学部 鍼灸学科 柔道整復学科 看護学部 看護学科 大学院保健医療学研究科 保健医療学専攻（博士前期課程） 保健医療学専攻（博士後期課程） 大学院看護学研究科 看護学専攻（修士課程）

東京有明医療大学

・学生数、教員数、職員数

(学部の学生数)

(平成 27 年 5 月 1 日現在)

学 部	学 科	入 定 学 員	編入学 定 員	収 容 定 員	在籍学生 総数	編入学 生数 (内数)	b/a	在 籍 学 生 数								男女比率	備考
								1年次		2年次		3年次		4年次			
								学生数	留年者数 (内数)	学生数	留年者数 (内数)	学生数	留年者数 (内数)	学生数	留年者数 (内数)		
保健医療 学部	鍼灸学科	60		240	126	3	0.53	42	1	23	1	29	0	32	4	6:4	
	柔道整復 学科	60		240	198	0	0.83	61	0	49	0	40	0	48	0	8:2	
保健医療学部計		120		480	324	3	0.68	103	1	72	1	69	0	80	4	7:3	
看護学部	看護学科	50		200	252	0	1.26	60	0	60	1	57	0	75	0	1:9	
看護学部計		50		200	252	0	1.26	60	0	60	1	57	0	75	0	1:9	
合 計		170		680	576	3	0.85	163	1	132	2	126	0	155	4	4:6	

(大学院の学生数)

(平成 27 年 5 月 1 日現在)

研 究 科	専 攻	入学定員		収容定員		在籍学生数								c/a	d/b	男女比率 男：女	備考
		修士 課程	博士 課程	修士 課程 (a)	博士 課程 (b)	修士課程				博士課程							
						一般	社会人	留学生	計(c)	一般	社会人	留学生	計(d)				
保健医療学研究科	保健医療学専攻	5	2	10	6	14			14	2			2	1.40	0.33	5:5	
保健医療学研究科計		5	2	10	6	14			14	2			2	1.40	0.33	5:5	
看護研究科	看護学専攻	5	—	10	—	3			3					0.30	—	3:7	
看護学研究科計		5	—	10	—	3			3					0.30	—	3:7	
合 計		10	2	20	6	17			17	2			2	0.85	0.33	5:5	

(学部の教員数)

(平成 27 年 5 月 1 日現在)

学部・学科、その他の組織		専任教員数					助手	設置基準上 必要専任 教員数	設置基準上 必要専任 教授数	専任教員 1人当た りの在籍 学生数	兼担 教員数 (b)	兼 任 (非常勤) 教員数 (c)	非常勤 依存率(%) $\frac{c}{a+c} \times 100$	TA・RA等				備考
		教授	准教授	講 師	助教	計(a)								TA	RA	その他	合計	
保健医療学部	鍼灸学科	12	3	2	3	20	0	8	4	6.30	0	38	65.52%	8	0	0	8	
	柔道整復学科	6	5	5	1	17	2	8	4	11.65	0	33	66.00%	8	0	0	8	
保健医療学部計		18	8	7	4	37	2	16	8	8.76	0	71	65.74%	16	0	0	16	
看護学部	看護学科	9	3	7	5	24	1	12	6	10.50	0	10	29.41%	0	0	0	0	
看護学部計		9	3	7	5	24	1	12	6	10.50	0	10	29.41%	0	0	0	0	
大学全体の収容定員に応じ 定める専任教員数								11	6									
合 計		27	11	14	9	61	3	39	20		0	81		16	0	0	16	

(大学院の教員数)

(平成 27 年 5 月 1 日現在)

研究科・専攻、研究所等		専任教員数					助手	設置基準上 必要研究指 導教員数	設置基準上 必要研究指 導教員数及 び研究指導 補助教員数 合計	研究指導教 員数及び研 究指導補助 教員数 合計	研究指導教 員数	研究指導補 助教員数	兼担 教員数 (b)	兼 任 (非常勤) 教員数 (c)	TA・RA等				備考
		教授	准教授	講 師	助教	計(a)									TA	RA	その他	合計	
保健医療学研究科	保健医療学専攻	16	6	3	0	25	0	6	12	21	21	0	0	2	13	0	0	13	
保健医療学研究科計		16	6	3	0	25	0	6	12	21	21	0	0	2	13	0	0	13	
看護学研究科	看護学専攻	8	2	4	0	14	0	6	12	12	6	6	3	4	0	0	0	0	
看護学研究科計		8	2	4	0	14	0	6	12	12	6	6	3	4	0	0	0	0	
合 計		24	8	7	0	39	0	12	24	33	27	6	3	6	13	0	0	13	

Ⅲ. 評価機構が定める基準に基づく自己評価

基準 1. 使命・目的等

1-1 使命・目的及び教育目的の明確性

《1-1 の視点》

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

1-1-② 簡潔な文章化

(1) 1-1 の自己判定

基準項目 1-1 を満たしている。

(2) 1-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

【事実の説明】

学校法人花田学園寄附行為（以下「寄附行為」という）第 3 条に本学園の設置目的を「この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い学校教育を行い、有為な人材を育成することを目的とする。」と定めている。

なお、東京有明医療大学としての目標は、東京有明医療大学学則（以下「学則」という）第 1 条において、「本学は、教育基本法及び学校教育法に基づき、深く保健、医療、福祉に関する専門の学問を教授研究し、職業及び社会生活に必要な教育を施し、高い倫理観に基づく人間形成を重んじ、国民の保健衛生に寄与すると共に、国際性に富む有為の人材を育成することを目的とし、東京有明医療大学と称する。」と定めている。

また、東京有明医療大学大学院学則（以下「大学院学則」という）第 2 条では、「大学院は、保健衛生学に関する学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめ、国民の保健衛生の進展に寄与すると共に、国際性に富む有為の人材を育成することを目的とする。」と定め、それぞれキャンパスライフ、ホームページにも具体的かつ明確に定めている。

【自己評価】

建学の精神等は、大学のホームページにも公表しており、この建学の精神に基づいた大学の教学の理念として、「深く保健、医療、福祉に関する専門の学問を教授研究し、職業及び社会生活に必要な教育を施し、高い倫理観に基づく人間形成を重んじ、国民の保健衛生に寄与すると共に、国際性に富む有為の人材を育成すること」を定めている。また、「アドミッションポリシー」、「カリキュラムポリシー」、及び「ディプロマポリシー」を学科ごとに具体的に明示しており、これらを規範として教育が行われている。上記のように、大学という高等教育機関として、その目的が明確であり、かつ適切であると判断している。

<エビデンス集 資料編>

【資料 1-1-1】学校法人花田学園規程集（寄附行為）【資料 F-1】と同じ

【資料 1-1-2】東京有明医療大学規程集（大学学則）【資料 F-3】と同じ

【資料 1-1-3】東京有明医療大学規程集（大学院学則）【資料 F-3】と同じ

【資料 1-1-4】ホームページ <http://www.tau.ac.jp/>
(ホームページ→各学科頁→3つのポリシー)

【資料 1-1-5】キャンパスライフ 2015【資料 F-5】と同じ

【資料 1-1-6】大学案内 2016【資料 F-2】と同じ

1-1-② 簡潔な文章化

【事実の説明】

本学の使命・目的及び教育目的は、「Ⅰ. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色」及び「基準 1. 1-1-①」で述べたとおり、学則、大学案内、キャンパスライフ、ホームページ等に「簡潔な文章」で明文化している。

【自己評価】

学則、大学案内、キャンパスライフ、ホームページ等において明示されている使命や教育目的は具体的で明確であり、その表現も簡潔に説明されていると判断している。

<エビデンス集 資料編>

【資料 1-1-7】東京有明医療大学規程集（学則）【資料 F-3】と同じ

【資料 1-1-8】東京有明医療大学規程集（大学院学則）【資料 F-3】と同じ

【資料 1-1-9】大学案内 2016【資料 F-2】と同じ

【資料 1-1-10】大学院案内 2016【資料 F-2】と同じ

【資料 1-1-11】学生募集要項 2016【資料 F-4】と同じ

【資料 1-1-12】大学院学生募集要項 2016【資料 F-4】と同じ

【資料 1-1-13】キャンパスライフ 2015【資料 F-5】と同じ

【資料 1-1-14】ホームページ <http://www.tau.ac.jp/>
(ホームページ→大学案内→情報公開→学則)
(ホームページ→大学案内→建学の歩み)
(ホームページ→大学案内→大学の特色)
(ホームページ→各学科頁)

【資料 1-1-15】平成 26 年度事業計画書【資料 F-6】と同じ

【資料 1-1-16】平成 26 年度事業報告書【資料 F-7】と同じ

(3) 1-1 の改善・向上方策（将来計画）

理念・目的の適切性については、学園の年度ごとの「事業計画書」、「事業報告書」の作成を通して検証している。今後は大学の自己点検・評価の活動とも併せて改善・向上に努める。

1-2 使命・目的及び教育目的の適切性

《1-2 の視点》

1-2-① 個性・特色の明示

1-2-② 法令への適合

1-2-③ 変化への対応

(1) 1-2 の自己判定

基準項目 1-2 を満たしている。

(2) 1-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-2-① 個性・特色の明示

【事実の説明】

「学則」、「大学院学則」に定められているとおり、大学及び大学院における教授研究する内容に違いはあるものの、「国民の保健衛生に寄与する人材」及び「国際性に富む有為の人材」を育成することが本学の特徴といえる。

また、それぞれ「学部学科」並びに「研究科」により、「アドミッションポリシー」、「カリキュラムポリシー」及び「ディプロマポリシー」をもとに、さらに具体的な特色を打ち出している。

【自己評価】

各媒体（キャンパスライフやホームページ等）に示されている「建学の精神」及び「教学の理念」は、本学の個性・特色であるため、その内容は明示されていると判断している。

＜エビデンス集 資料編＞

【資料 1-2-1】東京有明医療大学規程集（学則）【資料 F-3】と同じ

【資料 1-2-2】東京有明医療大学規程集（大学院学則）【資料 F-3】と同じ

【資料 1-2-3】学生募集要項 2016 【資料 F-4】と同じ

【資料 1-2-4】大学院学生募集要項 2016 【資料 F-4】と同じ

【資料 1-2-5】キャンパスライフ 2015 【資料 F-5】と同じ

【資料 1-2-6】ホームページ <http://www.tau.ac.jp/> 【資料 1-1-14】と同じ

（ホームページ→大学案内→建学の歩み）

（ホームページ→大学案内→大学の特色）

（ホームページ→各学科頁）

1-2-② 法令への適合

【事実の説明】

教育基本法及び学校基本法に基づき、目的の遂行に取り組んでいる。

【自己評価】

法令遵守に適合していると認める。

＜エビデンス集 資料編＞

【資料 1-2-7】東京有明医療大学規程集（大学学則）【資料 F-3】と同じ

【資料 1-2-8】東京有明医療大学規程集（大学院学則）【資料 F-3】と同じ

【資料 1-2-9】学校法人花田学園規程集（寄附行為）【資料 F-1】と同じ

【資料 1-2-10】東京有明医療大学規程集（学位規則）

1-2-③ 変化への対応

【事実の説明】

平成28年4月に大学は設立8年目となり、学園は創立60周年を迎える。今後とも時代の変遷に応じて見直しを実施し、向上を図りたい。

【自己評価】

「建学の精神」、「教学の理念」等是不変であるが、社会の変化に応じてニーズに合ったわかりやすい表現で、各媒体（キャンパスライフ及びホームページ等）で明示していると判断している。

(3) 1-2 の改善・向上方策（将来計画）

建学の精神をさらに推し進めるためには、文部科学省教育審議会等の動向を踏まえつつ、競争力のある特化した大学に向け更なる改善を図りたい。

＜エビデンス集 資料編＞

【資料 1-2-11】キャンパスライフ 2015 【資料 F-5】と同じ

【資料 1-2-12】ホームページ <http://www.tau.ac.jp/> 【資料 1-1-14】と同じ

（ホームページ→大学案内→建学の歩み）

（ホームページ→大学案内→大学の特色）

1-3 使命・目的及び教育目的の有効性

《1-3 の視点》

1-3-① 役員、教職員の理解と支持

1-3-② 学内外への周知

1-3-③ 中長期的な計画及び3つの方針等への使命・目的及び教育目的の反映

1-3-④ 使命・目的及び教育目的と教育研究組織の構成との整合性

(1) 1-3 の自己判定

基準項目 1-3 を満たしている。

(2) 1-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-3-① 役員、教職員の理解と支持

【事実の説明】

大学の使命と目的は、学内メール、ホームページ、インターネットを活用したポータルサイト等により教職員により周知されている。使命・目的に関する教職員の理解と支持は得られている。

【自己評価】

「建学の精神」、「教学の理念」等で示された使命や目的は、「大学案内」、「募集要項」、ホームページ及び「キャンパスライフ」等の各種配布物等により、本学の役員並びに教職員に理解され、支持されていると判断する。

＜エビデンス集 資料編＞

- 【資料 1-3-1】東京有明医療大学規程集（大学学則）【資料 F-3】と同じ
- 【資料 1-3-2】東京有明医療大学規程集（大学院学則）【資料 F-3】と同じ
- 【資料 1-3-3】学生募集要項 2016 【資料 F-4】と同じ
- 【資料 1-3-4】大学院学生募集要項 2016 【資料 F-4】と同じ
- 【資料 1-3-5】大学案内 2016 【資料 F-2】と同じ
- 【資料 1-3-6】キャンパスライフ 2015 【資料 F-5】と同じ
- 【資料 1-3-7】ホームページ <http://www.tau.ac.jp/> 【資料 1-1-14】と同じ
(ホームページ→大学案内→建学の歩み)
(ホームページ→大学案内→大学の特色)

1-3-② 学内外への周知

【事実の説明】

主に「大学案内」、「募集要項」及びホームページ等を活用し、本学の使命及び目的について学内外へ公表し説明している。

【自己評価】

「建学の精神」並びに「教学の理念」等は、各媒体（「大学案内」、「募集要項」、「キャンパスライフ」）、「大学・大学院学則」及びホームページにより、学内外に周知していると判断している。

＜エビデンス集 資料編＞

- 【資料 1-3-8】大学案内 2016 【資料 F-2】と同じ
- 【資料 1-3-9】学生募集要項 2016 【資料 F-4】と同じ
- 【資料 1-3-10】大学院学生募集要項 2016 【F-4】と同じ
- 【資料 1-3-11】キャンパスライフ 2015 【資料 F-5】と同じ
- 【資料 1-3-12】東京有明医療大学規程集（大学学則）【資料 F-3】と同じ
- 【資料 1-3-13】東京有明医療大学規程集（大学院学則）【資料 F-3】と同じ
- 【資料 1-3-14】ホームページ <http://www.tau.ac.jp/> 【資料 1-1-14】と同じ
(ホームページ→大学案内→建学の歩み)
(ホームページ→大学案内→大学の特色)

1-3-③ 中長期的な計画及び3つの方針等への使命・目的及び教育目的の反映

【事実の説明】

開学以来の中長期的計画に則り、大学の組織編制を実施してきた。学部教育の確

立・充実並びに大学院の設置（[修士課程]（平成 25 年度）、[博士課程]（平成 27 年度））に向け、学校法人全体として総力を挙げ、その実現にむけて努力を傾注し、その結実を見ることができた。学生の受け入れ方針である「アドミッションポリシー」、教育目標を達成するために策定した「カリキュラムポリシー」、カリキュラムを通して学んだ学生の質の保証を意図している「ディプロマポリシー」について、建学の精神、使命や目的及び教育目的を達成するために、必要な教育研究組織を整備している。また、教育研究組織の構成との整合性を図りながら、教育研究組織と管理運営組織とが連携できるよう努めている。

【自己評価】

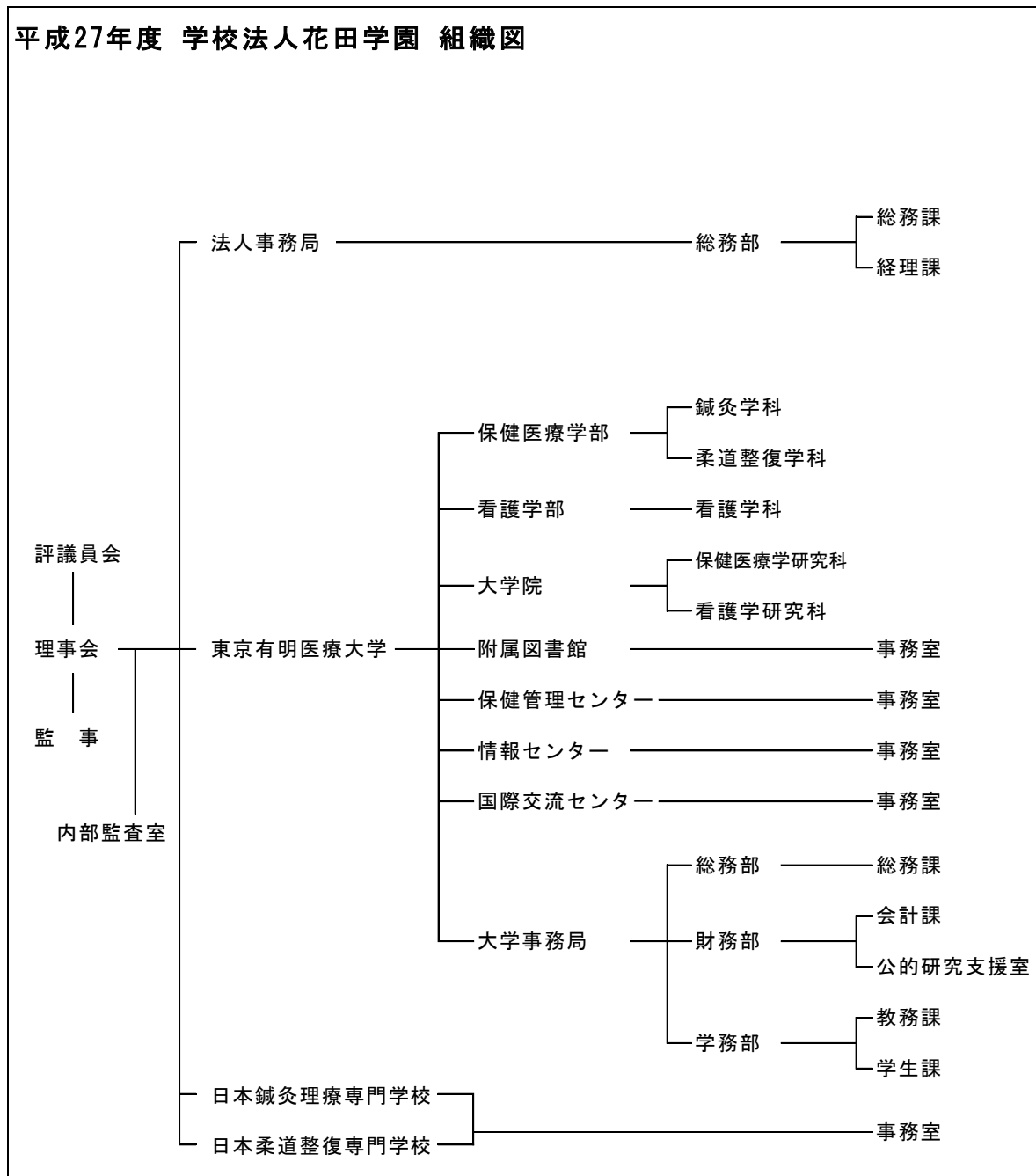
大学院博士後期課程開設までの中長期的目標の達成を踏まえ、今後の学生の受け入れ方針である「アドミッションポリシー」、教育目標を達成するために策定した「カリキュラムポリシー」、カリキュラムを通して学んだ学生の質の保証を意図している「ディプロマポリシー」に基づいて、大学・大学院の更なる充実を図るべく、新たな中長期的な計画の策定が必要である。

1-3-④ 使命・目的及び教育目的と教育研究組織の構成との整合性

【事実の説明】

学校法人花田学園は、図 1-3-1「学校法人花田学園組織図」に示すように、管理統括部門の「法人本部」、教育部門の「東京有明医療大学」、「日本鍼灸理療専門学校」及び「日本柔道整復専門学校」が総合的運用の中でその整合性を図っている。

図 1-3-1 「学校法人花田学園組織図」



I 教学面における管理運営体制

1) 教授会

学校教育法等の改正に伴い、内部規則等の総点検・見直しが行われ、必要に応じ改正している。

今回の改正により、教授会の役割はさらに明確となり、東京有明医療大学保健医療学部教授会規則（平成27年4月1日改正）及び看護学部教授会規則（平成27年4月1日改正）の第3条に審議事項を規定している。

東京有明医療大学保健医療学部教授会及び看護学部において審議する事項は

は以下のとおり。

- ①
 - i 学生の入学、卒業又は課程の修了
 - ii 学位の授与
 - iii その他教育研究に関する重要な事項で、学長が意思決定を行うため、教授会の意見を聞くことが必要であると学長が別に定めるもの。
 - ② その他保健医療学部（看護学部）の運営に関する重要事項を審議し、学長の求めに応じ、意見を述べるができるものとする。また、必要に応じ、学長に対して意見を述べるができるものとする。
- ※なお、①のiiiにおいて、学長が別に定めるものについては、「教授会及び研究科委員会における審議事項に関する申し合わせ」を学長裁定により制定している。

2) 大学協議会

東京有明医療大学大学協議会規則（平成 27 年 4 月 1 日改正）に基づき、以下に掲げる事項を審議する。

- ①
 - i 学則その他学内諸規則の制定及び改廃に関する事項
 - ii 研究、教育に関する事項
 - iii 教員人事の基準に関する事項
 - iv 学生の身分及び厚生指導に関する事項
 - v 連絡調整に関する事項
 - vi その他大学の運営に関する重要な事項
- ② 大学協議会は、前項の審議事項のうち、学校法人の経営に関するものについては、あらかじめ理事長の承認を得なければならない。

3) 大学院研究科委員会

東京有明医療大学大学院保健医療学研究科委員会規則（平成 27 年 4 月 1 日改正）及び看護学研究科委員会規則（平成 27 年 4 月 1 日改正）に基づき、以下に掲げる事項を審議する。

- ①
 - i 学生の入学、卒業又は課程の修了
 - ii 学位の授与
 - iii その他教育研究に関する重要な事項で、学長が意思決定を行うため、教授会の意見を聞くことが必要であると学長が別に定めるもの。
- ② その他大学院研究科の運営に関する重要事項を審議し、学長の求めに応じ、意見を述べるができるものとする。また、必要に応じ、学長に対して意見を述べるができるものとする。

※なお、①のiiiにおいて、学長が別に定めるものは、「教授会及び研究科委員会における審議事項に関する申し合わせ」を学長裁定により制定している。

4) 大学院委員会

東京有明医療大学大学院委員会規則（平成 27 年 4 月 1 日改正）に基づき、以下に掲げる事項を協議する。

- ① 大学院学則その他学内諸規則の制定及び改廃に関する事項
- ② 研究、教育に関する事項

- ③教員人事の基準に関する事項
- ④学生の身分及び厚生補導に関する事項
- ⑤大学院と学部その他の機関との連絡調整に関する事項
- ⑥その他大学院の運営に関する重要な事項

Ⅱ 教授会に関連する下部組織としての委員会

1) 教務委員会

東京有明医療大学教務委員会規則に基づき、以下に掲げる事項を審議する。

- ① 教育課程の編成に関する事項
- ② 学生の単位取得に関する事項
- ③ 授業時間割の編成に関する事項
- ④ 学生の履修指導に関する事項
- ⑤ 定期試験、追試験、再試験等に関する事項
- ⑥ 研究生、科目等履修生、特別聴講生及び外国人留学生の教務に関する事項
- ⑦ その他教務に関する事項

2) 学生委員会

東京有明医療大学学生委員会規則に基づき、以下に掲げる事項を審議する。

- ① 学生指導の基本方針に関する事項
- ② 学生活動に関する事項
- ③ 学生生活に関する事項
- ④ 学生の表彰及び懲戒に関する事項
- ⑤ その他学生に関する事項

3) 紀要委員会

東京有明医療大学紀要委員会規則に基づき、以下に掲げる事項を審議する。

- ① 編集方針に関する事項
- ② 原稿の採否に関する事項
- ③ 掲載の順位に関する事項
- ④ 部数に関する事項
- ⑤ その他紀要に関する事項

4) 就職委員会

東京有明医療大学就職委員会規則に基づき、以下に掲げる事項を審議する。

- ① キャリア及び就職の支援並びに対策の基本方針に関する事項
- ② キャリア及び就職の支援並びに対策の実施内容に関する事項
- ③ キャリア及び就職の支援並びに対策の情報収集に関する事項
- ④ その他委員長が必要と認めた事項

【自己評価】

文部科学省の提言する新たな方向性に基いて、建学の精神、使命や目的及び教育目的を達成するために、必要な教育研究組織を整備している。また、教育研究組織の構成との整合性を図りながら、教育研究組織と管理運営組織とが連携できている

と判断している。

そのため、学内諸規則の見直しを、平成 27 年 4 月を目処に進めたところ、今般の学校教育法等の改正に伴い、文部科学省より学内諸規則等の総点検・見直しを求められたため、大学協議会及び大学院委員会の審議を経て、平成 27 年 3 月開催の理事会に諮り必要な改正を行ったところである。

＜エビデンス集 資料編＞

- 【資料 1-3-15】東京有明医療大学規程集（保健医療学部教授会規則）
- 【資料 1-3-16】東京有明医療大学規程集（看護学部教授会規則）
- 【資料 1-3-17】東京有明医療大学規程集（大学協議会規則）
- 【資料 1-3-18】東京有明医療大学規程集（保健医療学研究科委員会規則）
- 【資料 1-3-19】東京有明医療大学規程集（看護学研究科委員会規則）
- 【資料 1-3-20】東京有明医療大学規程集（大学院委員会規則）
- 【資料 1-3-21】東京有明医療大学規程集（教務委員会規則）
- 【資料 1-3-22】東京有明医療大学規程集（学生委員会規則）
- 【資料 1-3-23】東京有明医療大学規程集（紀要委員会規則）
- 【資料 1-3-24】東京有明医療大学規程集（就職委員会規則）
- 【資料 1-3-25】資料 1-3-15～24 の議事録

(3) 1－3 の改善・向上方策（将来計画）

外部環境変化の適切な理解をふまえ、教育現場の質の向上・改善のための施策を、学内の共通理解のもとに進めていくことが必要であると認識している。また、使命・目的及び教育目的と教育研究組織の構成との整合性を考慮しつつ、教育の質の向上を今後更に図っていききたい。

[基準 1 の自己評価]

本学では、開学以来、建学の精神、使命及び教育目的に基いて、その体制を整備してきている。また、その体制を実効性のあるものとするために教職員が教育研究組織並びに管理運営組織の中で連携を取りつつ、各種委員会活動を通じ積極的に対応している。

「評価委員会」等において、適切な自己点検・評価活動、FD活動を展開し、社会の変化等に迅速かつ柔軟に対応している。

学内外への周知公表については、各種媒体（大学案内、募集要項、キャンパスライフ及びホームページ等）を通じて広く行なっている。

基準 2. 学修と教授

2-1 学生の受入れ

《2-1 の視点》

2-1-①入学者受入れの方針の明確化と周知

2-1-②入学者受け入れの方針に沿った学生受入れ方法の工夫

2-1-③入学定員に沿った適切な学生受け入れ数の維持

(1) 2-1 の自己判定

基準項目を満たしている。

(2) 2-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-1-①入学者受入れ方針の明確化と周知

【事実の説明】

保健医療学部鍼灸学科、柔道整復学科及び看護学部看護学科並びに大学院保健医療学研究科及び看護学研究科がそれぞれの教育目的に応じて定めたアドミッションポリシー（入学者受入れ方針）を掲げている。これらの方針は、学生募集要項に明記し、志願者全員に周知しているだけではなく、本学ホームページ、大学案内に明示して一般にも公表をしている。

学科のアドミッションポリシーについては、高校生、保護者、高校教員などに対し直接丁寧に説明することを重視している。教員及び広報担当者が学外へ出向き、高校進路指導部との面談、出前授業、進学相談会の機会を最大限に利用して本学の教育方針、アドミッションポリシーを説明している。また、学内で実施するオープンキャンパスや入試説明会等においては、学科教員が受験希望者及び保護者との個別相談において、各々の進路希望を踏まえて本学のアドミッションポリシーを具体的に説明し、本学の教育内容を理解した上で受験出来るよう、十分な情報提供をしている。

大学院においては、指導教員が受験希望者と個別面談を必ず実施し、研究計画の相談を受けるとともにアドミッションポリシー、教育課程編成方針、学位授与方針について十分な説明をしている。

各科のアドミッションポリシー（入学者受入れ方針）は次の通りである。

[保健医療学部 鍼灸学科]

（求める学生像）

- ① 人への思いやりと融和を大切にし、社会に役立ちたいと望んでいる人
- ② 鍼灸医療に高い関心と興味を持ち、人々から信頼される鍼灸師になるための努力を惜しまない人
- ③ 鍼灸医療に関する学術の研鑽と向上に一生懸命取り組むことができる人
- ④ 科学的な探究心を持ち、将来、鍼灸学の研究を志す意欲を持った人

[保健医療学部 柔道整復学科]

（求める学生像）

柔道整復師として 21 世紀の国民の健康に寄与できる人材を育成するため、以下の素養を有した人材を求める。

- ① 柔道整復に深い関心を有する人

- ② 倫理観に満ちた思いやりのある人
- ③ 豊かなコミュニケーション能力を持っている人
- ④ 高度な現代医学知識習得のため日々研鑽できる人

[看護学部 看護学科]

(求める学生像)

- ① 医療を通して社会の役に立ちたいと考えている人
- ② 他者と分け隔てなく接し、思いやりと情愛を持って共感することのできる人
- ③ 集団の中で自分の役割を見出し、主体的に行動することのできる人
- ④ 患者さんの看護ケアのみならず、教育や研究など医療の発展に広く貢献する意欲のある人

[保健医療学研究科 博士前期課程]

保健医療学研究科は、補完代替医療として医療の一端を担うことのできる高度な鍼灸学・柔道整復学の知識と技術を修め、かつ医科学研究の素養を備えた教育者・臨床家・研究者として、根拠に基づく鍼灸学・鍼灸術、柔道整復学・柔道整復術の確立並びに国民の健康・福祉の向上に資することのできる有為な人材を養成することを目指している。

そのため、以下のような大学院生を求める。

・鍼灸学分野

- ① 鍼灸学及び現代医学の専門基礎知識を習得し、鍼灸学に対して熱意のある、高い倫理観を備えたはり師・きゅう師
- ② 現代医学に基づいた鍼灸治療の実践、または鍼灸の科学化に高い関心を持っている人
- ③ 将来、鍼灸の業界において高度な医療専門職業人として指導的立場となり、または鍼灸学の学問的普及・発展を担うリーダーとして、社会貢献していく強い意欲を持っている人

・柔道整復学分野

- ① 柔道整復学及び現代医学の専門基礎知識を修得し、柔道整復学に対して熱意のある、高い倫理観を備えた柔道整復師
- ② 現代医学に基づいた柔道整復術の実践、または柔道整復学の科学化に高い関心を持っている人
- ③ 将来、柔道整復の業界において高度な医療専門職業人として指導的立場となり、または柔道整復学の学問的普及・発展を担うリーダーとして、社会貢献していく強い意志を持っている人

[保健医療学研究科 博士後期課程]

高等教育機関を目指す本学の使命として、本学大学院保健医療学研究科において、博士後期課程は保健医療学の高等研究機関とし、鍼灸学分野及び柔道整復学分野において博士号を有する人材を養成する。この過程において、鍼灸学、柔道整復学の研究を通じて両者の学問体系を盤石ならしめるとともに、養成された人材が、将来、それぞれの分野において指導的な立場となって、鍼灸学、柔道整復学の発展に寄与することを目指す。

そのため、以下のような大学院生を求める。

・鍼灸学分野

- ① 鍼灸学の基礎的研究あるいは臨床的研究に情熱をもって取り組む鍼灸師または医学関連分野における高度職業専門人
- ② 国際的な研究活動ができる研究者を目指し、世界の鍼灸学研究をリードする最前線の研究を目指す意欲をもっている鍼灸師または医学関連分野における高度職業専門人
- ③ 鍼灸学修士課程を修了した、またはそれと同等程度の広汎で高い基礎学力、研究業績、並びに高い見識と倫理観を身につけた鍼灸師または医学関連分野における高度職業専門人

・柔道整復学分野

- ① 柔道整復学の基礎的あるいは臨床的研究に情熱をもって取り組む柔道整復師または医学関連分野における高度職業専門人
- ② 柔道整復学研究をリードする最先端の研究を目指す意欲をもっている柔道整復師または医学関連分野における高度職業専門人
- ③ 柔道整復学修士課程を修了した、またはそれと同等程度の広汎で高い基礎学力、研究業績、並びに高い見識と倫理観を身につけた柔道整復師または医学関連分野における高度職業専門人

[看護学研究科 修士課程]

設置の趣旨及び人材養成目標を踏まえ、次にあげるような学生を求める。

- ① 看護学について専門分野の研究の修得を目指す者
- ② 基礎的な知見から科学的根拠に基づいた看護学研究の修得を目指す者
- ③ 国内外の研究に常に関心を持つ者
- ④ 教育力、人間力を培うことに意欲的な者

本研究科は、看護学部を卒業した者及び社会で既に専門職業人として一定のキャリアを積んだ社会人を対象に、基盤看護学または実践看護学の領域において、優れた研究・教育能力を備えた人材を育成する。同時に、多様に変化する社会の健康問題に対して、エビデンスを確実にとらえ、さらにその実態から国民の心身の健康保持・増進のために、看護職が果たす役割をそれぞれの専門分野において戦略的に取り組む資質を育成し、各分野において国内外の研究に常に関心を持つ人材を養成する。

【自己評価】

入学者受入れの方針は明確に定められ、受験生及び関係者に対する丁寧な説明により、適切な周知が行われている。

<エビデンス集 資料編>

【資料 2-1-1】 学生募集要項 2016 【F-4】 と同じ

【資料 2-1-2】 大学院学生募集要項 2016 【F-4】 と同じ

【資料 2-1-3】 大学案内 2016 【資料 F-2】 と同じ

【資料 2-1-4】大学院案内 2016 【資料 F-2】と同じ

【資料 2-1-5】ホームページ <http://www.tau.ac.jp/> 【資料 1-1-4】と同じ
(ホームページ→各学科頁→3つのポリシー)

2-1-② 入学者受入れの方針に沿った学生受入れ方法の工夫

【事実の説明】

本学のアドミッションポリシーや教育内容を十分に理解し、入学後も本学学生として、その成長が大いに期待できる多様な学生を受け入れられるよう、オープンキャンパス、入試相談会の実施、高校進路指導担当者との連携を強化している。

以下に示すものは本学の入試制度である。

- ①AO 入試は、保健医療学部において実施している。受験生はオープンキャンパス又は受験者の希望日程に合わせて実施している個別相談に参加し、教員と面談することが出願の条件となっている。出願前にエントリーシートの記載内容（志望理由、将来医療に携わることの意欲とそれに対する理解、課外活動・各種検定資格等）について事前審査を通過した者に対し、面接試験と小論文試験の結果、高等学校調査書を参考に入学者を選考している。
- ②指定校推薦入試は、保健医療学部において実施している。指定校は原則本学に入学実績のある高校としている。本学を第一志望とする高校生を対象とし、受験資格者は本学が提示する評定平均値の基準を満たし、かつ高等学校長が推薦する者で、入学者は面接試験と小論文試験の結果、高等学校調査書により選考している。
- ③推薦入試は、本学が提示する評定平均値の基準を満たし、かつ高等学校長が推薦する者を対象とし、入学者は面接試験と小論文試験の結果、高等学校調査書により選考している。なお、保健医療学部においては、自己アピール文を提出した者には評定平均値には関係なく推薦入試の受験資格を認めている。
- ④社会人入試は、満 21 歳以上を対象とし、保健医療学部では、自己推薦書・面接試験及び小論文試験、看護学部では、自己推薦書・面接試験及び小論文試験に加え、英語学力試験により選考している。
- ⑤一般入試については、第一回は、学力試験（保健医療学部は英語と選択科目 1 科目、看護学部は英語と選択科目 2 科目）と面接試験により入学者を選考し、第二回は、英語学力試験、面接試験、小論文試験により入学者を選考している。
- ⑥外国人留学生特別入試は実施していないが、日本語能力が十分で本学の入試の出願資格を満たす者には、上記入試に準じた方法で試験を行い、入学者を選考している。
- ⑦大学院の入試においては、出願前に入学希望者は必ず指導教員と研究計画について事前相談することを条件とし、希望する研究計画が本学において遂行可能であることを確認している。選抜方法は専門分野に関する英語の筆記試験、専門分野の口述試験を含む面接試験による。

以上の各々の入試制度において、出願条件、選考方法の異なる入試を実施することにより、本学の求める多様な学生を受け入れる体制ができている。

また、保健医療学部においては、AO 入試、推薦入試合格者に対し入学前授業を実施している。これは、入学前に鍼灸学科教員、柔道整復学科教員と交流しながら入学後の学習方法を理解し、専門分野に対するモチベーションを高めることを目的とし、さらに課題図書のリポート提出を通じて医療人を目指す者の心構えや基礎知識の習得に役立てている。

【自己評価】

受験生との個別面談による丁寧な教育内容の説明をモットーとし、多様な選考方法を実施することで、入学者受入れ方針に沿った多様な学生受入れの工夫がなされていると評価する。

＜エビデンス集 資料編＞

【資料 2-1-6】 エントリーシート 2016

【資料 2-1-7】 外国人留学生による入試出願について

【資料 2-1-8】 学生募集要項 2016 【F-4】 と同じ

【資料 2-1-9】 大学院学生募集要項 2016 【F-4】 と同じ

【資料 2-1-10】 平成 27 年度保健医療学部入学予定者入学前授業

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【事実の説明】

過去 5 年間（保健医療学研究科・看護学研究科は過去 3 年間）における入学定員に対する学生受入れ数（入学者数）の比率は、表 2-1-1 が示すとおり、看護学科では平成 23 年以降、充足率 120.0%と、安定した定員の確保を果たしている。鍼灸学科の充足率は、平成 23（2011）年度が 55.0%、平成 24（2012）年度が 56.7%、平成 25（2013）年度が 50.0%、平成 26（2014）年度が 38.3%、平成 27（2015）年度が 68.3%と定員未充足が続いている。柔道整復学科の充足率は、平成 23（2011）年度が 105.0%、平成 24（2012）年度が 93.3%、平成 25（2013）年度が 78.3%、平成 26（2014）年度が 93.3%、平成 27（2015）年度が 101.7%とほぼ適切な定員を確保している。

また、保健医療学研究科博士前期課程の充足率は、平成 25(2013)年度が 180.0%、平成 26（2014）年度が 140.0%、平成 27（2015）年度が 140.0%と定員超過となっている。看護学研究科修士課程の充足率は、平成 25（2013）年度が 40.0%、平成 26（2014）年度が 40.0%、平成 27（2015）年度が 20.0%と定員未充足が続いている。

なお、保健医療学研究科博士後期課程は平成 27（2015）年度が初めての募集となったが、定員充足率は、100.0%であった。

表 2-1-1 学科・研究科別の入学定員、入学者、定員充足率（過去 5 年間）

	平成23年度			平成24年度			平成25年度			平成26年度			平成27年度		
	入学定員	入学者数	充足率%	入学定員	入学者数	充足率%	入学定員	入学者数	充足率%	入学定員	入学者数	充足率%	入学定員	入学者数	充足率%
鍼灸学科	60	33	55.0%	60	34	56.7%	60	30	50.0%	60	23	38.3%	60	41	68.3%
柔道整復学科	60	63	105.0%	60	56	93.3%	60	47	78.3%	60	56	93.3%	60	61	101.7%
看護学科	50	60	120.0%	50	60	120.0%	50	60	120.0%	50	60	120.0%	50	60	120.0%
保健医療学研究科(M)							5	9	180.0%	5	7	140.0%	5	7	140.0%
看護学研究科(M)							5	2	40.0%	5	2	40.0%	5	1	20.0%
保健医療学研究科(D)													2	2	100.0%

【自己評価】

鍼灸学科において、平成 27（2015）年度の入学者は、前年度比 18 人増加しており、上昇傾向を示しているが、依然入学定員を充足していないため、更なる学生受入れの努力が重要だと認識している。柔道整復学科は、平成 26（2014）年度は充足率 93.3%であったが、平成 27（2015）年度は充足率 101.7%と入学定員に見合った学生を受入れている。看護学科においては、開学以来継続して定員を充足し安定している。

大学院保健医療学研究科博士前期課程においては、平成 25(2013)年度に 180.0%、平成 26(2014)年度及び平成 27(2015)年度には 140%と定員を超過しているため、今後は入学定員に見合った入学者数の確保に努める。また、平成 27（2015）年度より開設した保健医療学研究科博士後期課程においては、入学定員 2 人に対し、入学者数 2 人であり、定員充足率 100.0%を確保している。

大学院看護学研究科修士課程においては、平成 25年度(2013)、平成 26年度(2014)ともに充足率 40.0%であり、平成 27 年度（2015）は充足率 20.0%と定員未充足が生じているため、更なる定員確保のための努力が必要と判断する。

(3) 2-1 の改善・向上方策（将来計画）

学部における学生確保については、大学受験をサポートする業者が企画する高校内でのガイダンス、模擬授業及び会場ガイダンスにおいて、高校生、保護者、高校教員等に対する丁寧な説明、対応を重視するが、昨今のインターネットやスマートフォンの普及を鑑み、大学の情報や入試方式を広く周知していくためにホームページ等の強化のほか、進学情報サイトや進学情報雑誌に大学の情報を掲載し広報活動を更に強化していく。また、鍼灸学科・柔道整復学科においては、地域で行われるイベントや、(独)日本学術振興会の高校生向け科学教育啓蒙事業等にも積極的に参加し、鍼灸・柔道整復について、特に高校生やその保護者に知ってもらうことに努め、入学定員に見合った学生の確保を目指し努力していく。

大学院看護学研究科においては、本学卒業生や各医療機関への広告宣伝を行い、入学定員に見合った学生の確保を目指し努力していく。

入学定員に沿った学生受入れ数の維持については、大学運営において、非常に重大な問題と認識しており、今後も全学をあげて取り組んでいく。

＜エビデンス集 資料編＞

【資料 2-1-11】平成 26 年度高校ガイダンス一覧

【資料 2-1-12】平成 26 年度会場進学相談会一覧

【資料 2-1-13】平成 26 年度大学見学会一覧

【資料 2-1-14】ひらめき☆ときめきサイエンス（チラシ）

2-2 教育課程及び教授方法

＜2-2 の視点＞

2-2-①教育目的を踏まえた教育課程編成方針の明確化

2-2-②教育課程編成方針に沿った教育課程の体系的編成及び教授方法の工夫・開発

(1) 2-2 の自己判定

基準項目 2-2 を満たしている。

(2) 2-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-2-①教育目的を踏まえた教育課程編成方針の明確化

【事実の説明】

本学の教育目的は大学ホームページやキャンパスライフに明示している学則、教学の理念、教育目標に掲げている。

(教学の理念)

本学は、深く健康、医療、福祉に関する専門の学問を研究教授し、職業及び社会生活に必要な教育を施し、高い倫理観に基づく人間形成を重んじ、国民の保健衛生に寄与すると共に、国際性に富む有為の人材を育成する。

具体的な教学の理念は下記のとおり。

- ① 豊かな人間性と高い倫理観とを兼ねそなえた人材の育成
- ② 保健、医療、福祉に対する深い見識をもち、国民の健康づくりに幅広く寄与できる人材の育成
- ③ 確かな技術と深い洞察力をもって健康を望む全ての人に適切な治療とケアを提供できる人材の育成
- ④ 臨床、研究を通じて医療の国際的な発展に貢献することのできる人材の育成

(保健医療学部教育目標)

鍼灸学、柔道整復学が我が国において広く国民の保健医療に貢献してきた歴史と、現代医療における両学科の位置づけを正しく理解するとともに、豊かな人間性の涵養と高度な専門知識、確かな臨床技術の修得を通じて、国民の保健衛生に寄与できる医療人の育成を行う。

また、鍼灸学、柔道整復学がともに国際的に高い評価を得、統合医療の一翼としての期待が高まっていることを認識し、それぞれの学問の国際的な発展に貢献できる人材の育成を行う。

さらに、我が国におけるスポーツ人口の増加、国民の健康づくりへの関心の高まりをうけて、付帯コースとしてアスレティックトレーナーコース、健康運動実践指

導者コースを設け、幅広く活躍することのできる医療人の育成を行う。

(看護学部 of 教育目標)

少子高齢社会が到来して、看護職に対してはこれまでよりさらに高度な専門職としての判断と技術が求められており、看護学の学問的体系をもって看護職としての教育訓練を行う。一方、おもいやりと情愛を持って他者に共感できる人間性豊かな人であることは、医療職の、とりわけ看護職の本質であり、高い倫理観を持つよう育成する。また、看護学の学習を通して、論理的思考力、問題解決能力を身につけ、さらに、研究的視点を兼ね備えた看護専門職として育成する。そして、国際的な感覚を身につけ、臨床、研究を通じて看護の国際的な発展に貢献できるよう育成する。

(各学科 of 教育目標)

「鍼灸学科」

鍼灸学に関する教育、研究を行うことを目的とする。

具体的な教育目標は①優れた治療技術を有するのみならず、現代医療における鍼灸医療の役割を踏まえ、医師及び他の医療関係者と適切な連携ができる鍼灸師の育成、②鍼灸治療の適否を的確に判断し、適切な対応を取るとともに治療効果を適切な指標を用いて評価し、客観的なデータとして記録できる鍼灸師の育成、③高い倫理観と豊かな感性を具有した鍼灸師の育成、④実証的・倫理的・体系的思考力を修得し、鍼灸医学の科学的解明に貢献できる人材の育成である。

「柔道整復学科」

柔道整復学に関する教育、研究を行うことを目的とする。

具体的な教育目標は、①伝統的な柔道整復技法を正しく継承すると共に、柔道整復学が現代医療の中で果たすべき役割を認識し、医師及び他の医療関係者と適切な連携ができる柔道整復師の育成、②科学的な研究手法を修得し、柔道整復学の構築及び発展に貢献できる人材の育成、③高い倫理観と豊かな感性を具有した柔道整復師の育成、④柔道整復学が国際的に認知された医学であることを踏まえ、柔道整復学のさらなる国際的な発展に貢献できる人材の育成である。

「看護学科」

看護学に関する教育、研究を行うことを目的とする。

具体的な教育目標は①専門職として、高度な判断力と技術力をもった看護職、②高い倫理観をもった人間性豊かな看護職の育成、③論理的思考を身につけ、研究的視点を兼ね備えた看護職の育成、④国際的感覚を身につけ、国際的な発展に貢献できる看護職の育成。※平成 27 (2015) 年度に内容を修正。

(大学院各研究科 of 教育目標)

「保健医療学研究科博士前期課程」

補完代替医療として医療の一端を担うことのできる高度な鍼灸学・柔道整復学及

び現代医学の知識と技術を修め、かつ医科学研究の素養を備えた教育者・臨床家・研究者として、根拠に基づく鍼灸学・鍼灸術、柔道整復学・柔道整復術の確立並びに国民の健康・福祉の向上に資することのできる有為な人材を養成することを目的とする。

※従前の修士課程は、平成 27（2015）年 4 月の博士後期課程の開設に伴い、博士前期課程と名称の変更をしている。

「保健医療学研究科博士後期課程」

高等研究教育機関を目指す本学の使命として、本学大学院保健医療学研究科において、博士後期課程は保健医療学の高等研究機関とし、鍼灸学分野及び柔道整復学分野において博士号を有する人材を養成する。この課程において、鍼灸学、柔道整復学の研究を通じて両者の学問体系を盤石ならしめるとともに、養成された人材が、将来、それぞれの分野において指導的な立場となって、鍼灸学、柔道整復学の発展に寄与することを目的とする。※平成 27（2015）年 4 月開設

「看護学研究科修士課程」

本研究科は、看護学部を卒業した者及び社会で既に専門職業人として一定のキャリアを積んだ社会人を対象に、基盤看護学または実践看護学の領域において、優れた研究・教育能力を備えた人材を育成する。同時に、多様に変化する社会の健康問題に対して、エビデンスを確実にとらえ、さらにその実態から国民の心身の健康保持・増進のために、看護職が果たす役割をそれぞれの専門分野において戦略的に取り組む資質を育成し、各分野において国内外の研究に常に関心を持つ人材を養成することを目的とする。

各学科・研究科の「教育課程」は、次の通りである。

「鍼灸学科」

本学科の教育目標として掲げた人材を育成するために教育課程として、西洋医学、東洋医学の双方に基づいた病態把握と鍼灸治療、及び治療効果の客観的なアセスメントなどをより高いレベルで実践できるようにするために、基礎から臨床にわたる内容を段階的、系統的に習得できるよう、以下の方針でカリキュラムを編成する。

教育課程は(1)共通基礎科目、(2)専門基礎科目、(3)専門科目の 3 区分からなり、

- (1)「共通基礎科目」には、人文・社会・自然科学など各分野の教養を高めるとともに、諸外国の情報を得るためのツールとしての外国語や、高度 IT 社会で要求される情報処理能力の習得を目的とした科目を配置した。
- (2)「専門基礎科目」には、鍼灸治療に役立つ教養科目や、現代医療における医療チームの一員として、はり師・きゅう師に要求される基礎医学・臨床医学の双方にわたる西洋医学の知識を習得するための科目を配置した。
- (3)「専門科目」には、病態把握の方法や治療方針の立て方、治療技術、治療効果

の評価法を系統的に学べるよう、鍼灸に関する基礎知識並びに基礎技術、鍼灸治療を実践する上で必要な所見の取り方と考え方、東洋医学の基本的な生理観、病理観、臨床的な治療技術やその評価法、及び鍼灸治療の適応範囲や安全性に関する知識を習得させるための講義並びに実習科目を配置した。

鍼灸学科は平成 25 年度入学生より学生の学修状況などの現状に鑑み教育課程の改正を行ったが、教育課程の基本的な組み立ては上記(1)共通基礎科目、(2)専門基礎科目、(3)専門科目の3区分からなり、各区分での教育目標は改正前とほぼ同じである。

「柔道整復学科」

本学科では、教育目標として掲げた人材育成を実現するための教育課程として、以下の方針でカリキュラムを編成する。

教育課程は(1)共通基礎科目、(2)専門基礎科目、(3)専門科目の3区分からなる。

- (1) 共通基礎科目には、人文・社会・自然科学など各分野の教養を高めるとともに、諸外国の情報を得るためのツールとしての外国語や、高度の IT 社会で要求される情報処理能力の習得を目的とした科目を配置した。
- (2) 専門基礎科目には、専門科目である柔道整復学の基礎となる人体の構造や機能を学ぶ科目、臨床の場で特に鑑別診断に必要な知識となる科目、緊急な状態にある者に対して適切な判断・処置ができるようにするための科目、医療人としての人格形成、体力向上のための科目を配置した。
- (3) 専門科目には、専門分野である骨折、脱臼及び軟部組織損傷について段階的に学習するための科目を配置した。専門科目は基礎柔道整復学、臨床柔道整復学、柔道整復実技（臨床実習を含む）及び卒業研究よりなり、基礎柔道整復学では骨折、脱臼及び軟部組織損傷についての基礎的事項（概論）を学び、臨床柔道整復学では各損傷の原因、臨床症状及び治療法を理論的に学習し、柔道整復実技では柔道整復学の理論的知識を基に各損傷の整復法、固定法、後療法などの治療法の実技を学ぶ。さらに臨床実習により、柔道整復師の治療現場を理解する。また、卒業研究として、主体的にテーマを設定し、担当教員の指導の下で、自ら種々の研究技法を用いて論文にまとめる。

「看護学科」

本学科では、ディプロマポリシーを実現する教育課程として、以下の方針に基づき基礎的教養と看護に関わる専門能力を獲得するため、講義、演習、事例展開、実習を一体化した教育課程を編成する。

1 年次では、看護学を学ぶものとしての人間性を磨き、学習者としての基礎的能力を身につけ、さらには看護の学習者としての端緒を開くために、看護学を学んでいく上で必要な自然科学、語学、社会科学、情報処理といった基礎教養科目及び「人体の構造と機能」「疾病の成り立ちと回復促進」「看護学の基礎」といった、看護の基礎となる科目を配置する。

2 年次では、基礎的な看護の知識と技術の修得を可能にするため、基礎教養科目の学習を重ねるとともに、看護専門科目の「疾病の成り立ちと回復促進」、「保健福祉制度と生活」、「看護学の基盤」、「地域における看護実践」、「看護の発展」、「領域別看護実践」において看護専門科目の基礎となる科目を配置する。

3 年次は、「地域における看護実践」「看護の発展」「領域別看護実践」において、看護専門科目の基礎を学び、加えて領域別看護学実習において看護の専門性を探求し、各専門領域における看護の知識と技術を修得するための科目を配置する。

4 年次は、「地域における看護実践」「看護の発展」「統合実習」「卒業研究」において、看護専門知識に関する学習のみならず、4 年間で培った論理的能力、思考能力、プレゼンテーション能力、自己学習を統合し、看護を学問として極め、そして看護専門職として社会で活躍する基礎を築くための科目を配置する。

看護学科は平成 25 年度入学生より学生の学修状況などの現状を鑑み教育課程の修正を行ったが、教育課程の基本的な組み立ては上記(1)基礎教養科目(平成 25 年度より、共通基礎科目から名称変更)、(2)専門基礎科目、(3)専門科目の 3 区分からなり、各区分での教育目標は修正前とほぼ同じである。

「保健医療学研究科博士前期課程」

共通科目、専門科目及び特別研究から編成されている。共通科目では、大学院における研究活動に不可欠な文献検索や統計学、研究デザイン作成法などを学び、学部で修得した専門基礎科目を高度化し、臨床研究の基礎となる医科学的知識を学修する。専門科目では、鍼灸学・柔道整復学それぞれの分野における学術の理論と応用を発展的に究め、特別研究では、研究指導教員が提示する研究分野から研究テーマを選び、各分野において医科学研究に関する知識や技能を習得する。

「保健医療学研究科博士後期課程」

共通科目、特別研究 1, 2, 3 から編成されている。共通科目では最新の医科学研究法や研究技術、また国際的に活躍するために必要な知識や作法を幅広く学習する。特別研究では主として修士課程での研究を基盤として、博士論文を作成するために必要なより高度で専門的な医科学研究に関する知識や技能を学習する。

「看護学研究科修士課程」

本研究科は、共通科目、専門科目、特別研究から構成されている。共通科目では学部教育において身につけた専門知識をさらに深化させ、高度な専門知識と研究能力、優れた教育実践力を備えるために必要な科目を学修する。専門科目では、基盤看護学領域である「基礎看護学」、「看護管理学」、「看護情報学」、さらに実践看護学領域である「慢性看護学」、「母子看護学」、「地域看護学」のそれぞれの分野での看護学研究者を養成するための科目を学修する。特別研究では、研究指導教員が提示する研究分野から研究テーマを選び、各分野において指導教員の指導のもと、修士論文を作成する。

【自己評価】

各学科・研究科の「カリキュラム」は、ホームページやキャンパスライフに明示した学則、教学の理念、教育目標に記した教育目的を踏まえて、適切に編成・運用されていると判断している。平成 25 年度においては、「カリキュラムポリシー」として教育の目標・方針を明確かつ具体的に明示していなかったが、平成 26 年度においては、ホームページ上に「カリキュラムポリシー」を明確かつ具体的に明示した。

＜エビデンス集・資料編＞

- 【資料 2-2-1】 ホームページ <http://www.tau.ac.jp/> 【資料 1-1-4】 と同じ
(ホームページ→各学科頁→3 つのポリシー)
- 【資料 2-2-2】 学生募集要項 2016 【資料 F-4】 と同じ
- 【資料 2-2-3】 大学院学生募集要項 2016 【資料 F-4】 と同じ
- 【資料 2-2-4】 キャンパスライフ 2015 【資料 F-5】 と同じ
- 【資料 2-2-5】 ホームページ <http://www.tau.ac.jp/>
(ホームページ→在学生の方へ→Web シラバス)

2-2-②教育課程編成方針に沿った教育課程の体系的編成及び教授方法の工夫・開発

【事実の説明】

本学の建学の精神である「豊かな知識と確かな技術並びに患者の目線を大切にす
るバランスのとれた医療人を養成するとともに、研究的視点を兼ね備えた人材を育
成し、社会に貢献する。」を基にした教育目標に記した人材育成を具現化するた
めの教育課程の編成を実施している。また、学士課程の教育課程において科目区分(保
健医療学部：共通基礎科目、専門基礎科目、専門科目、看護学部：基礎教養科目、
専門基礎科目、専門科目)を設定し、科目を系統的に分類した。各区分に配当され
た各科目については、その名称、授業形態、時間数、必修・選択の別、開講年次及
び単位数を、また 1 単位当たりの時間数、先修条件^{*}等を明示している。

(※先修条件…各学科の教育課程は基礎から応用へと段階を踏んで系統的に組ま
れている。このため、科目によっては、履修の前提条件として単位修得を義務づけ
た科目があり、これを先修条件として定めている。)

本学では各学科における教育課程は基礎から臨床へと段階的、系統的に科目を編
成している。各学年の進級には先修条件を定めて、学生が各学年で修得しなければ
ならない専門科目を十分に理解して、次学年で学べるようにしている。医療資格を
取得することは本学の明確な教育上の目標の一つであり、専門科目を段階的かつ系
統的に配置することがポイントとなる。先修条件は学生が初めて学習する鍼灸、柔
道整復、看護領域における専門知識や技術を習得するために基礎より臨床そして国
家試験へと向けて、段階的、かつ系統的に科目の配置を行い、学生の学習意欲や理
解度、さらにはキャリア意識が高まるように配慮して設けた。大学の教学の理念、
各学部・学科の教育目標及びそれを達成するための教育課程編成の方針と内容は毎
年作成するキャンパスライフで説明している。

学生に対しては、年度の始めにオリエンテーションを実施し、各学科教務委員によるカリキュラムポリシーに沿った履修指導を行っている。その他、アドバイザー制度等を用い、教員によるオリエンテーションの内容を踏まえた学生の個別面談を実施し、学生の履修登録内容等についてもチェックを実施している。

また平成27年度より、更に客観的、かつ厳格な成績評価を目指し、それまで参考としていたGPA(Grade Point Average)による成績評価を本格的に導入し、学生の実力を把握しつつ全般的な教育方法の改善に役立てることとしている。

【各授業科目の単位数の計算方法】

1単位の授業科目は45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とする。授業の方法による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、講義及び演習については、各学科が教育課程において15時間から30時間までの範囲で定める時間の授業をもって1単位とし、実験、実習及び実技については各学科が教育課程において30時間から45時間までの範囲で定める時間の授業をもって1単位とする。卒業研究等の授業科目については、これに必要な学修等を考慮して単位数を定める。各学科の「先修条件」は以下の通りである。

(鍼灸学科)

進級のための先修条件（平成23、24年度入学生）

- ①2年次の専門基礎科目と専門科目を履修するためには、1年次に開講する取穴学実習Ⅰ(実習・1単位)、基礎刺鍼手技(実習・1単位)、基礎施灸手技実習(実習・1単位)、臨床施灸手技実習(実習・1単位)を修得しなければならない。
- ②3年次の専門基礎科目及び専門科目を履修するためには、2年次に開講する人体の構造学実習(実習・1単位)、人体の機能学実習(生理学実習)(実習・2単位)、病理学実習(実習・1単位)、取穴学実習Ⅱ(実習・2単位)、応用刺鍼手技実習(実習・1単位)、特殊鍼療法実習(実習・1単位)、応用施灸手技実習(実習・1単位)、中医診断学実習(実習・1単位)、鍼灸古典診断学(演習・1単位)、理学的検査法実習Ⅰ(実習・1単位)、理学的検査法実習Ⅱ(実習・1単位)を修得しなければならない。また2年次終了までに専門基礎科目及び専門科目の必修科目50単位のうち45単位以上を修得済みでなければ、3年次の専門基礎科目及び専門科目を履修できない。
- ③4年次の専門基礎科目及び専門科目を履修するためには、3年次に開講する診療所実習(実習・1単位)、鍼灸安全学(演習・1単位)、鍼灸治効理論演習(演習・1単位)、鍼灸治効理論基礎実習(実習・1単位)、中医診断学演習(演習・1単位)、内科臨床鍼灸学Ⅰ(実習・1単位)、内科臨床鍼灸学Ⅱ(実習・1単位)、神経内科臨床鍼灸学(実習・1単位)、整形外科臨床鍼灸学Ⅰ(実習・2単位)、整形外科臨床鍼灸学Ⅱ(実習・2単位)、レディース臨床鍼灸学(実習・1単位)、スポーツ鍼灸学Ⅰ(実習・1単位)、医療面接(実習・2単位)、鍼灸医学総合演習Ⅰ(実習・2単位)を修得していなければならない。

進級のための先修条件（平成 25、26、27 年度入学生）

- ①下記の専門基礎科目及び専門科目の中で、1 科目でも単位未修得がある場合は 2 年次に進級できない。ただし、単位未修得の科目が 5 科目以内の場合は学年末に再度再試験を受けることができる。

専門基礎科目：医学概論（講義・1 単位）、人体構造学Ⅰ（総論・組織）（講義・2 単位）、人体構造学Ⅱ（講義・2 単位）、人体機能学Ⅰ（講義・2 単位）、人体機能学Ⅱ（動物機能・運動生理を含む）（講義・2 単位）

専門科目：鍼灸の基礎（講義・1 単位）、経絡経穴学Ⅰ（講義・2 単位）、経絡経穴学Ⅱ（講義・2 単位）、東洋医学概論Ⅰ（講義・2 単位）、基礎施灸手技実習（実習・2 単位）、基礎刺鍼手技実習（実習・2 単位）

- ②下記の共通基礎科目及び専門基礎科目並びに専門科目の中で、1 科目でも単位未修得がある場合は 3 年次に進級できない。ただし、単位未修得の科目が 5 科目以内の場合は学年末に再度再試験を受けることができる。

共通基礎科目：生き物の科学（生物学）（講義・2 単位）、物質の反応（化学）（講義・2 単位）、物質の科学（物理学）（講義・2 単位）、学びの技法入門（講義・1 単位）、英語Ⅰ（講義・1 単位）、中国語Ⅰ（講義・1 単位）、情報リテラシーⅠ（講義・1 単位）、情報リテラシーⅡ（講義・1 単位）

専門基礎科目：人体構造学Ⅲ（講義・2 単位）、人体構造学実習（実習・1 単位）、人体機能学Ⅲ（講義・2 単位）、人体機能学実習（実習・2 単位）、病理学（講義・1 単位）、衛生学・公衆衛生学（講義・2 単位）、臨床医学総論Ⅰ（講義・1 単位）、臨床医学総論Ⅱ（講義・1 単位）、臨床医学各論Ⅰ（講義・1 単位）、整形外科学（スポーツ医学を含む）（講義・1 単位）、リハビリテーション医学Ⅰ（講義・1 単位）

専門科目：鍼灸安全学（演習・1 単位）、東洋医学概論Ⅱ（講義・2 単位）、鍼灸治効理論Ⅰ（講義・1 単位）、触診解剖と刺鍼手技（実習・1 単位）、臨床鍼灸手技実習Ⅰ（実習・1 単位）、臨床鍼灸手技実習Ⅱ（実習・1 単位）、理学的検査法実習（実習・1 単位）、整形外科臨床鍼灸学Ⅰ（実習・2 単位）

- ③下記の専門基礎科目及び専門科目の中で、1 科目でも単位未修得がある場合は 4 年次に進級できない。ただし、単位未修得の科目が 5 科目以内の場合は学年末に再度再試験を受けることができる。

専門基礎科目：関係法規（講義・1 単位）、病理学実習（実習・1 単位）、臨床医学総論Ⅲ（講義・1 単位）、臨床医学各論Ⅱ（講義・1 単位）、臨床医学各論Ⅲ（講義・1 単位）、リハビリテーション医学Ⅱ（講義・1 単位）、診療所実習（実習・1 単位）

専門科目：鍼灸と統合医療（代替医療）（演習・1 単位）、鍼灸東洋医学臨床論（講義・1 単位）、鍼灸治効理論Ⅱ（講義・2 単位）、臨床効果の評価法（講義・1 単位）、整形外科臨床鍼灸学Ⅱ（実習・1 単位）、神経内科臨床鍼灸学（実習・1 単位）、内科臨床鍼灸学Ⅰ（実習・1 単位）、医療面接（実習・2 単位）

(柔道整復学科)

進級のための先修条件 (平成 23、24 年度入学生)

- ①2 年次の専門基礎科目と専門科目を履修するためには、1 年次に開講する柔道Ⅰ (実習・2 単位)、包帯実技 (実習・2 単位) を修得しなければならない。
- ②3 年次の専門基礎科目及び専門科目を履修するためには、2 年次に開講する柔道Ⅱ (実習・2 単位)、臨床実習Ⅰ (実習・1 単位) を修得しなければならない。
また 2 年次終了までに専門基礎科目及び専門科目の必修科目 59 単位のうち 54 単位以上を修得済みでなければ 3 年次の専門基礎科目及び専門科目を履修できない。
- ③4 年次の専門基礎科目及び専門科目を履修するためには、3 年次に開講する解剖学実習 (実習・1 単位)、リハビリテーション医学実習 (検査・測定を含む) (実習・1 単位)、柔道Ⅲ (実習・2 単位)、上肢の骨折実技Ⅰ (実習・2 単位)、上肢の骨折実技Ⅱ (実習・2 単位)、下肢の骨折実技 (実習・2 単位)、上肢の脱臼実技 (実習・2 単位)、臨床実習Ⅱ (実習・1 単位) を修得していなければならない。

進級のための先修条件 (平成 25、26、27 年度入学生)

- ①2 年次の専門基礎科目と専門科目を履修するためには、1 年次に開講する柔道Ⅰ (実習・1 単位)、柔道Ⅱ (実習・1 単位)、包帯実技Ⅰ (実習・1 単位)、包帯実技Ⅱ (実習・1 単位)、臨床実習 (実習・1 単位) を修得しなければならない。
- ②3 年次の専門基礎科目及び専門科目を履修するためには、2 年次に開講する解剖学実習 (実習・1 単位)、柔道Ⅲ (実習・1 単位)、柔道Ⅳ (実習・1 単位)、臨床実習Ⅱ (実習・1 単位)、臨床実習Ⅲ (実習・1 単位) を修得していなければならない。また 2 年次終了までに専門基礎科目及び専門科目の必修科目 63 単位のうち 58 単位以上を修得済みでなければ、3 年次の専門基礎科目及び専門科目を履修できない。
- ③4 年次の専門基礎科目及び専門科目を履修するためには、3 年次に開講する生理学実習 (実習・1 単位)、病理学実習 (実習・1 単位)、リハビリテーション医学実習 (実習・1 単位)、柔道Ⅴ (実習・1 単位)、上肢の骨折実技Ⅰ (実習・1 単位)、上肢の骨折実技Ⅱ (実習・1 単位)、上肢の骨折実技Ⅲ (実習・1 単位)、上肢の骨折実技Ⅳ (実習・1 単位)、下肢・体幹の骨折実技Ⅰ (実習・1 単位)、下肢・体幹の骨折実技Ⅱ (実習・1 単位)、上肢の脱臼実技Ⅰ (実習・1 単位)、上肢の脱臼実技Ⅱ (実習・1 単位)、臨床実習Ⅳ (実習・1 単位)、臨床実習Ⅴ (実習・1 単位) を修得していなければならない。

(看護学科)

進級のための先修条件 (平成 23 年度入学生)

- ①2 年次に開講する基礎看護学実習を履修するためには、看護学原論ほか 12 科目、14 単位を修得済みでなければならない。
- ②基礎看護学実習の単位を修得済みでなければ、2 年次後期の成人看護学概論Ⅱ (慢性・終末期) ほか 8 科目を履修できない。
- ③成人看護学概論Ⅰ (急性期) ほか領域別 19 科目の単位を修得済みでなければ、

3年後期の領域別看護実践の看護学実習を履修できない。

④3年前期までに地域看護学概論ほか3科目、3単位を修得済みでなければ、4年前期の地域在宅ケア実習を履修できない。

⑤4年に開講する統合実習を履修するためには、成人看護学実習Ⅰ（急性期）ほか7科目、17単位を修得済みでなければならない。

進級のための先修条件（平成24年度入学生）

①2年次に開講する基礎看護学実習を履修するためには、看護学原論ほか12科目、14単位を修得済みでなければならない。

②基礎看護学実習の単位を修得済みでなければ、2年次後期の成人看護学概論Ⅱ（慢性・終末期）ほか8科目を履修できない。

③成人看護学概論Ⅰ（急性期）ほか領域別19科目の単位を修得済みでなければ、3年後期の領域別看護実践の看護学実習を履修できない。

④3年前期までに地域看護学概論ほか4科目、5単位を修得済みでなければ、4年前期の地域在宅ケア実習を履修できない。

⑤4年に開講する統合実習を履修するためには、成人看護学実習Ⅰ（急性期）ほか7科目、17単位を修得済みでなければならない。

進級のための先修条件（平成25～27年度入学生）

①フィジカルアセスメントⅡを履修するためには、看護学原論Ⅰほか7科目を修得済みでなければならない。

②基礎看護学実習を履修するためには、看護学原論Ⅰほか9科目を修得済みでなければならない。

③領域別看護実践の各概論を履修するためには、専門科目のうち1年次後期までの科目を修得済みでなければならない。

④領域別看護実践の各援助論を履修するためには、専門科目のうち2年次後期までの科目と各概論を修得済みでなければならない。

⑤領域別看護実践の各実習を履修するためには、各概論と援助論を修得済みでなければならない。

⑥在宅看護学Ⅰ、在宅看護学Ⅱ、公衆衛生看護学概論を履修するためには、専門科目（看護学の基盤、領域別看護実践）のうち2年次前期までの科目を修得済みでなければならない。

⑦地域におけるケアの連携とマネジメントを履修するためには、専門科目（看護学の基盤、領域別看護実践）のうち2年次前期までの科目を修得済みでなければならない。

⑧在宅看護学実習を履修するためには、在宅看護学Ⅰ、在宅看護学Ⅱ、地域におけるケアの連携とマネジメントを修得済みでなければならない。

⑨公衆衛生看護学各論Ⅰ、健康教育・保健指導の理論と実際、コミュニティヘルスアセスメントを履修するためには、専門基礎科目（保健福祉制度と生活）、3年次前期までの専門科目（看護学の基盤、領域別看護実践、地域における看護実践）を修得済みでなければならない。

⑩公衆衛生看護学各論Ⅱを履修するためには、専門基礎科目（保健福祉制度と生

活)、3年次後期までの専門科目(看護学の基盤、領域別看護実践、地域における看護実践)を修得済みでなければならない。

- ⑪公衆衛生学実習を履修するためには、公衆衛生看護学概論、公衆衛生看護学各論Ⅰ、公衆衛生看護学各論Ⅱ、健康教育・保健指導の理論と実際、コミュニティヘルスアセスメントを修得済みでなければならない。
- ⑫国際看護研修を履修するためには、集中英語研修(研修出発時まで)を修得済みでなければならない。
- ⑬看護管理学を履修するためには、3年次後期までの専門科目(看護学の基盤、領域別看護実践、地域における看護実践)を修得済みでなければならない。
- ⑭統合実習を履修するためには、専門基礎科目、専門科目(看護学の基盤、領域別看護実践)、3年次後期までの専門科目(地域における看護実践)を修得済みでなければならない。
- ⑮看護研究を履修するためには、看護研究の基礎を修得済みでなければならない。
- ⑯総合演習Ⅰを履修するためには、専門基礎科目と専門科目(看護学の基礎)を修得済みでなければならない。
- ⑰総合演習Ⅱを履修するためには、専門基礎科目、専門科目(看護学の基盤、領域別看護実践)、在宅看護学Ⅰ、在宅看護学Ⅱ、地域におけるケアの連携とマネジメントを修得済みでなければならない。

学士課程の全授業科目についてシラバスを作成しホームページにて公開している。シラバスの作成に当たっては教務委員会で記載内容等に関する取決めを行い、シラバスに記載すべき事項、具体的には授業形態や時間毎の内容、成績評価基準、必要とする予習項目等について各教員への周知徹底が行われている。各教員が記載したシラバスの内容は教務課が確認作業を行い、不備がある場合には加除修正を各教員に求め修正を行っている。すべてのシラバスは、教務課職員による確認作業が完了次第、大学のホームページ及び学務システム(見える化システム)に公開している。これにより、シラバスはいつでも閲覧でき、また、外部からの閲覧も可能である。

授業科目は以下のとおりである。

保健医療学部(平成23,24年度入学生)

「鍼灸学科」

1) 全学融合科目

学科を超えた学問的・人間的交流を図るために「知の技法入門」「人とのつながりの技法」の2科目を設けた。

2) 共通基礎科目

「自然の科学」、「人間と社会」、「言語とコミュニケーション」、「情報処理と研究の基礎」の4科目区分を設け、幅広い分野にわたる授業科目の学習を通して、専門の枠を超えた知識や思考法などを学習し、人間としての在り方や生き方に関する深い洞察力、現実を正しく理解する力、並びに医療人にふさわしい教養と見

識を身につけ、広い視野に立って国際化、IT 社会に対応できる能力を養うための科目を配置した。

3) 専門基礎科目

「医学教養」、「現代医学の基礎」、「現代医学の臨床」の3科目区分を設けた。

「医学教養」では、高い倫理観と創造性豊かな思考力・判断力を身につけるために、生命倫理や医療に関する法的知識、人間の心理、医療に関わる歴史と文化、漢方医学などに関する科目を配置した。

「現代医学の基礎」では、鍼灸臨床を行う上で必要な人体の構造（解剖学）や機能（生理学）、病理学、公衆衛生学、病原微生物学、臨床検査学などの基礎医学に関する科目を配置した。

「現代医学の臨床」では、鍼灸臨床を行う上で必要な臨床医学である診察診断学、内科学・整形外科や、臨床医学各論（眼科・耳鼻科・産婦人科・皮膚科・泌尿器科等）、リハビリテーション医学・画像診断学などの科目を配置した。

4) 専門科目

「鍼灸医学の基礎」、「鍼灸医学の臨床」及び「卒業研究」の3科目区分を設け、共通基礎科目、専門基礎科目を基礎として、鍼灸医学における基本的診療能力を養い鍼灸臨床を自立して実践できる臨床能力を養う科目を配置した。

「鍼灸医学の基礎」では、東洋医学に基づく生理観、病理観、治療観について、その理論体系を学習させる科目、安全で確実な治療技術（鍼技術、灸技術など）と経穴の取穴法を修得させるための経絡経穴学、取穴学、刺鍼・施灸手技総論、基礎刺鍼手技及び基礎施灸手技を学習させる科目、鍼灸医療分野における安全管理について理解させるための科目などを配置した。さらに鍼灸の治効理論を学習させるための鍼灸治効理論演習、鍼灸治効理論基礎実習、最新鍼灸治効理論演習などの科目を配置した。

「鍼灸医学の臨床」では、内科、整形外科、神経内科、疼痛管理、産婦人科、スポーツ領域、眼科・耳鼻科・歯科・皮膚科などの領域における主要疾患と主要症状、及び鍼灸臨床と関連の深い疾患の概要と病態の把握の方法、鍼灸治療の適応と限界を的確に判断できるようにするための科目を配置した。

実践的な臨床力を養うための附属鍼灸センターでの臨床実習に加え、症例報告の書き方・発表の仕方を学修するための症例検討（カンファレンス）を行い、これと並行して医療面接の技法を学習させる科目を配置して、着実に臨床技術が習得できるようにした。

「柔道整復学科」

1) 全学融合科目

学科を超えた学問的・人間的交流を図るために「知の技法入門」「人とのつながりの技法」の2科目を設けた。

2) 共通基礎科目

「自然の科学」、「人間と社会」、「言語とコミュニケーション」「情報処理と研究の基礎」の4科目区分を設け、幅広い分野にわたる授業科目の学習を通して、

専門の枠を超えた知識や思考法などを学習し、人間としての在り方や生き方に関する深い洞察力、現実を正しく理解する力、並びに医療人にふさわしい教養と見識を身につけ、広い視野に立って国際化、IT 社会に対応できる能力を養うための科目を配置した。

3) 専門基礎科目

「健康科学」、「人体の構造と機能」、「疾病と傷害」、「保健医療福祉と柔道整復の理念」の4科目区分を設け、「栄養学」及び「薬物療法学」を除きすべて必修科目として編成した。

「健康科学」では、健康の保持増進、疾病予防に必要な「栄養学」、柔道整復学を学ぶ上で知らなければならない整形外科などの医療分野における治療法を理解する上で必要な「薬物療法学」、生体の様々な生命現象を分子レベルで理解するために必要な「生化学」を配置した。

「人体の構造と機能」では、専門分野である柔道整復学の基礎となる、人体の構造や機能を学ぶ「解剖学」、「生理学」及び「運動学」を配置した。

「疾病と傷害」では、病態を正しく理解するための「病理学」、臨床の場における鑑別診断や適時・適切な医療の判断を養うための「内科学」、「外科学」、「整形外科」、「リハビリテーション医学」を、さらに緊急な状態にある者に対し、適正な判断、処置ができるよう「救急法」を配置した。

「保健医療福祉と柔道整復の理念」では、古来より連綿と受け継がれてきている柔道整復術の変遷を理解するため「柔道整復の歴史」、柔道整復師法以外に、医師法、医療法等を学ぶことにより、柔道整復師の法的立場を正しく理解するため「関係法規」、医療者の倫理問題や医療現場での安全管理について正しく理解するため「生命医療倫理学」及び「柔道整復安全学」、柔道整復師と柔道との関わりを学ぶとともに、医療人としての人格形成、体力向上のため「柔道」、疾病予防、健康増進の知識を学ぶため「衛生学・公衆衛生学」を配置した。

4) 専門科目

「基礎柔道整復学」、「臨床柔道整復学」、「柔道整復実技（臨床実習を含む）」、「卒業研究」の4科目区分を設け、すべて必修科目として配置した。

柔道整復学として、骨折、脱臼及び打撲、捻挫等の軟部組織損傷について、段階別に学習できるように編成した。

1 年次では「基礎柔道整復学」として基礎的事項である概論を配置し、2 年次では「臨床柔道整復学」として骨折、脱臼及び打撲、捻挫、軟部組織損傷の原因、臨床症状及び治療法の各論を配置し、1・2 年次の柔道整復学の理論的知識を基に、3・4 年次では各損傷の整復法、固定法、後療法等の「柔道整復実技」、さらに柔道整復師の実際の治療現場を理解するため、「臨床実習」を配置した。また、1・2 年生の臨床実習では、医療人としての倫理観、服装、話し方などについても学習する。

「卒業研究」では、4 年間学んできた中で自身が最も関心をもった事項につき、主体的にテーマを設定し、担当教員の指導の下で、自ら様々な研究技法を用いて論文としてまとめ、口頭発表を行う。

保健医療学部（平成 25～27 年度入学生）

「鍼灸学科」

全学融合科目は学科の過去の学修状況を鑑み、「学びの技法入門」として共通基礎科目に配置した。1) 共通基礎科目、2) 専門基礎科目、3) 専門科目については科目設置の目的は平成 21 年度～平成 24 年度教育課程と同様であるが、4 年間の履修状況、学生の就学状況を踏まえ、名称の変更、科目の統合などのマイナー修正を加えた。また平成 21 年度～平成 24 年度開講のアスレティックトレーナー・スポーツプログラマー・健康運動実践指導者科目は、開講以来、鍼灸学科の単位として認定していなかったが、アスレティックトレーナーを目指す学生の 4 年間の就学状況を踏まえ、一部の科目を鍼灸学科の専門基礎科目に選択科目として組み込んだ。

「柔道整復学科」

全学融合科目は学科の 4 年間の学修状況を鑑み、「教養特講」として共通基礎科目に配置した。1) 共通基礎科目、2) 専門基礎科目、3) 専門科目の科目群分類は平成 21 年度～平成 24 年度教育課程と同様であるが、①国家試験科目名に準拠するための科目名の変更、②通年科目の半期科目への分割、③科目間関連に基づく学年配当の変更、④各学年の授業時間の平均化を考慮した学年配当の変更、⑤臨床実習時間の増加を行った。

なお、保健医療学部においては、アスレティックトレーナー、スポーツプログラマー及び健康運動実践指導者の育成コースとして、「アスレティックトレーナーコース」及び「健康運動実践指導者コース」を付帯教育として設置している。

1) アスレティックトレーナー

スポーツ指導者養成共通科目Ⅰ＋Ⅱ＋Ⅲ、アスレティックトレーナー専門科目、現場実習（本学内の体育館、運動場、トレーニングセンター、臨床実習施設）を履修する。

2) スポーツプログラマー

スポーツ指導者養成共通科目Ⅰ＋Ⅱ＋Ⅲ、スポーツプログラマー専門科目を履修する。

3) 健康運動実践指導者

健康運動実践指導者養成カリキュラムを履修する。

看護学部（平成 21 年度～平成 24 年度入学生）

「看護学科」

1) 全学融合科目

学科を超えた学問的・人間的交流を図るために「知の技法入門」「人とのつながりの技法」の 2 科目を設けた。

2) 共通基礎科目

「自然の科学」、「人間と社会」、「言語とコミュニケーション」、「情報処理と研究の基礎」の 4 科目区分を設け、幅広い分野にわたる授業科目の学習を通して、

専門の枠を超えた知識や思考法などを学習し、人間としての在り方や生き方に関する深い洞察力、現実を正しく理解する力、並びに医療人にふさわしい教養と見識を身につけ、広い視野に立って国際化、IT 社会に対応できる能力を養うための科目を配置した。

3) 専門基礎科目

「人体の構造と機能」「疾病の成り立ちと回復促進」「保健福祉制度と生活」の 3 科目区分から構成されており、合計 21 科目が開講される。

各カテゴリーにおける特色は以下である。

- ①「人体の構造と機能」は、人体の構造と機能学の理解を目的に、演習時間を多く取り、人体の全体像把握に努める。
- ②「疾病の成り立ちと回復促進」は、疾病と治療を理解するために必要な科目で構成され、現代医学の基本についての理解を深める。
- ③「保健福祉制度と生活」は、保健・医療・福祉の連携と協働にとって必要な科目で構成されており、高齢者、児童、障害者がより人間らしく生活するための社会の仕組みや制度についての理解を深める。

4) 専門科目

看護学の基本の知識・技術について修得することを目的に、「看護学の基盤」「領域別看護実践」「地域における看護実践」「看護の発展」「統合実習」「卒業研究」の 6 科目区分から構成される。

- ①「看護学の基盤」は、看護学のベースとなる基礎看護学領域の科目によって構成される。看護の視点について学習し、人とのかかわりの技術を含む基本となる看護技術を修得することを目的とする。またフィジカルアセスメントに力点をおいた授業を展開し、根拠のある看護判断ができる人材の育成に努める。
- ②「領域別看護実践」は、看護学の各論に相当し、「成人看護学」「老年看護学」「母性看護学」「小児看護学」「精神看護学」の 5 領域で構成される。
各々の看護学領域は、i. 概論、ii. 方法論、iii. 事例展開、iv. 臨地実習の 4 要素から成り、4 つの要素を一体化させるように編成した。また、終末期看護や高齢者の心理にも触れ、人間を多面的に理解させ、適切な看護過程が展開できる能力を養う。
- ③「地域における看護実践」は、「看護学の基盤」「領域別看護実践」で学んだ知識と技術をよりどころに、地域看護・在宅看護のあり方を学び、実践に応用する能力を身につけることを目的とする。また本分野においては、疾病予防、健康増進という課題を地域において実現させるための制度やシステムについて学習することで、視野を広げた幅広い知識・技術の修得を目指すとともに、保健・医療・福祉の連携と協働のあり方について取り組む姿勢を養う。
- ④「看護の発展」は、“看護を発展させる基礎科目”として位置づけ、看護学の発展の方向性を示唆し、近未来の看護実践のあり方と課題について考察する。本区分においては、本学部の教育目標や特色を反映させた科目を導入し、特色ある学部作りを目指す。具体的な科目として「ケア情報学」「国際看護

- 論」「看護管理論」「東洋医学概論」「看護理論特講」「原著講読」を設けた。
- ⑤「統合実習」では、学生個々人が卒業後に臨床現場にスムーズに適応し、また自己の能力を十分に開発・発揮するようにとの意図をもって設定した。自分の進路希望と合わせた実習分野を選択し、担当教員の指導を受けながら、実習プログラムを立案するところから開始し、課題にそった実習を展開する。合わせて看護技術の到達度評価を行う。
- ⑥「卒業研究」は、基礎科目・専門基礎科目・専門科目で学習した内容の知識や技術を統合し、一連の研究プロセスを踏みながら、研究の基礎能力を養うものである。担当教員の助言のもと、研究計画書作成から結果・考察までの一連の研究プロセスを踏む。

看護学部(平成 25 年度～平成 27 年度入学生)

「看護学科」

1) 基礎教養科目 (共通基礎科目から名称変更)

「知の技法入門」と「人とのつながりの技法」(平成 24 年度までの共通基礎科目)の内容を引き継ぎ、「教養特講」を設けた。〔自然の科学〕に相当する科目として、「生き物の科学(生物学)」、「物質の反応(化学)」、「物質の科学(物理学)」を設けた。〔人間と社会〕に相当する科目として、「法学(日本国憲法)」、「哲学」、「社会学」、「心理学概論Ⅰ、Ⅱ」を設けた。〔言語とコミュニケーション〕に相当する科目として、「英語Ⅰ～Ⅷ」、「英語コミュニケーション」、「集中英語研修」、「中国語」、「コミュニケーション論」を設けた。〔情報処理と研究の基礎〕に相当する科目として「情報リテラシーⅠ、Ⅱ」を設けた。さらに健康教育に相当する科目として、「健康の創造(体育理論)」と「健康スポーツ(体育実技)」を設けた。

2) 専門基礎科目

「人体の構造と機能」「疾病の成り立ちと回復促進」「看護と情報」「保健福祉制度と生活」の 4 科目区分から構成されており、合計 19 科目が開講される。

各カテゴリーにおける特色は以下である。

- ①「人体の構造と機能」は、人体の構造と機能学の理解を目的に、演習時間を多く取り、人体の全体像把握に努める。
- ②「疾病の成り立ちと回復促進」は、疾病と治療を理解するために必要な科目で構成され、現代医学の基本についての理解を深める。
- ③「看護と情報」は、看護学における情報の処理について系統的に学修するとともに、看護研究についての基礎的な理解を深める。
- ④「保健福祉制度と生活」は、保健・医療・福祉の連携と協働にとって必要な科目で構成されており、高齢者、児童、障害者がより人間らしく生活するための社会の仕組みや制度についての理解を深める。

3) 専門科目

看護学の基本の知識・技術について修得することを目的に、「看護学の基盤」「領域別看護実践」「地域における看護実践」「看護の発展」の 4 科目区分と総合的な科目から構成される。

- ①「看護学の基盤」は、看護学のベースとなる基礎看護学領域の科目によって構成される。看護の視点について学習し、人とのかかわりの技術を含む基本となる看護技術を修得することを目的とする。またフィジカルアセスメントに力点をおいた授業を展開し、根拠のある看護判断ができる人材の育成に努める。
- ②「領域別看護実践」は、看護学の各論に相当し、「成人看護学」「老年看護学」「母性看護学」「小児看護学」「精神看護学」の 5 領域で構成される。
各々の看護学領域は、i. 概論、ii. 方法論、iii. 事例展開、iv. 臨地実習の 4 要素からなり、4 つの要素を一体化させるように編成した。また、終末期看護や高齢者の心理にも触れ、人間を多面的に理解させ、適切な看護過程が展開できる能力を養う。
- ③「地域における看護実践」は、「看護学の基盤」「領域別看護実践」で学んだ知識と技術をよりどころに、地域看護・在宅看護のあり方を学び、実践に応用する能力を身につけることを目的とする。また本分野においては、疾病予防、健康増進という課題を地域において実現させるための制度やシステムについて学習することで、視野を広げた幅広い知識・技術の修得を目指すとともに、保健・医療・福祉の連携と協働のあり方について取り組む姿勢を養う。
- ④「看護の発展」は、“看護を発展させる基礎科目”として位置づけ、看護学の発展の方向性を示唆し、近未来の看護実践のあり方と課題について考察する。本区分においては本学部の教育目標や特色を反映させた科目を導入し、特色ある学部作りを目指す。具体的な科目として「国際看護論」「国際看護研修」「看護管理学」「東洋医学特講」「セラピー看護論」「原著講読」を設けた。総合的な科目として、「統合実習」、「看護研究」、「統合演習Ⅰ～Ⅲ」を設けた。

「保健医療学研究科博士前期課程」

本課程は、鍼灸学、柔道整復学を初めとする保健医療学全般に関わる基礎的な知識や技術及び包括的医療を修得し、高度な知識を具体的に実用化することで新たな展開を築き、高度な医療専門職業人、保健医療分野の研究手法を修得した先駆的な人材として、地域社会に貢献できる医療人を育成することを目的としており、この目的を達成するために教育課程を「共通科目」、「専門科目」及び「特別研究」に編成している。

共通科目は、共通必修科目と共通選択科目に区分し、共通必修科目 1 科目（2 単位）共通選択科目 12 科目（24 単位）を配置し、共通選択科目については研究領域に従い 6 科目（12 単位）以上を修得する。これらは、学部で修得した専門的知識をさらに高度化し、一方では学部で修得した専門的技術の組合せによる新たな展開を図るための基礎並びに臨床研究の基盤となる高度な医科学的知識を学修する科目群である。共通科目は、本学部の専門基礎科目を基盤としたものであり、医療分野の最新の知識を幅広く取り入れ、鍼灸分野、柔道整復分野における高度な医療専門職業人並びに研究者として必要で高度な医学知識を習得することを目的としてい

る。

専門科目（教育の柱となる分野）として6科目（16単位）を配置し、このうち、研究領域に従い3科目（8単位）以上を修得する。鍼灸学、柔道整復学において高度な専門性を備えた当該分野で先駆者的存在となる人材のために必要な知識と技能を学修することを目的としている。

特別研究の研究領域として、「鍼灸学」、「柔道整復学」の2領域を配置している。鍼灸学分野及び柔道整復学分野において博士後期課程に進むに十分な医科学研究に関する知識や技能を学習する。博士前期課程の専門科目は特別研究と連繫しており、学生は各専門科目の指導教員の提示する研究分野から研究テーマを選ぶ。したがって、各専門科目における演習科目は特別研究に繋がる内容となっている。

上記のように、本学博士前期課程の特徴は、鍼灸学、柔道整復学領域で医科学研究を行うための高度な専門知識を学修させるための共通科目、鍼灸学、柔道整復学を専門とする専門科目を配置している。これら専門科目では、専攻する特別研究分野（鍼灸学、柔道整復学）に必要な知識・研究法を教授し、修士論文に繋がるように編成されている。なお、本博士前期課程は、平成27（2015）年4月に博士後期課程の開設に伴い、名称を修士課程から変更したものである。

「保健医療学研究科博士後期課程」

博士後期課程においては、保健医療学研究科・博士前期課程において広い視野に立った学識、専攻分野における研究能力、さらに高度の専門性を有する医療専門職業人として修士の学位を修めた、またはそれと同等の学力と研究業績を有する人材を、鍼灸学・柔道整復学の分野において、自立した研究者に、さらには国際的に通用し信頼される研究者に育て上げることを目的としている。この目的を達成するために教育課程を「共通科目」及び「特別研究」に編成している。

共通科目は必修科目2科目（4単位）を配置した。これは、国際的な場における英語でのプレゼンテーションや欧米専門雑誌等への論文投稿などに備えることのできる能力を身に付けるための講義並びに演習からなる保健医療学国際関係特講及び高度化・多様化する医科学研究や最先端の研究技術をより専門的に幅広く学習し、鍼灸学・柔道整復学の研究に応用できる知識や技能を身に付けるための保健医療学研究特講からなる。これらの共通科目は国際性を身に付け、自立して活躍できる幅広い視野をもって研究テーマに臨むことができる研究者に必要な高度な西洋医学的研究手法を学習することを目的としている。

特別研究の研究領域として、「鍼灸学」、「柔道整復学」の2領域を配置している。特別研究においては、鍼灸学分野及び柔道整復学分野において博士論文を作成するために必要な医科学研究に関する知識や技能を学習する。博士後期課程の特別研究は、博士前期（修士）課程課程の特別研究に用意した研究分野を基盤としており、学生は本学博士前期（修士）課程で、あるいはそれまでに修めた修士論文に値する研究をさらに専門化、高度化することができ、当該分野において自立した研究者として、国際的に通用し信頼される人材に育て上げる内容となっている。上記のように、博士後期課程は、学部ならび博士前期（修士）課程における教育・研究の理念と目

的を基盤とし、専攻専門分野において「国内外で活躍できる自立した研究者」を育成するために必要な授業科目を設け、独創性のある研究計画を立案し、それに基づいた研究を実践でき、その成果を博士論文としてまとめることができ、その成果を国内はもとより海外に発信できる国際性豊かな人材を育成するための教育課程として編成されていることである。

「看護学研究科修士課程」

基盤看護学または実践看護学の領域において、優れた研究・教育能力を備えた人材、多様に変化する社会の健康問題に対して、エビデンスを確実にとらえ、さらにその実態から国民の心身の健康保持・増進のために、看護職が果たす役割をそれぞれの専門分野において戦略的に取り組むことのできる人材、各分野において国内外の研究に常に関心を持つ人材の育成を目指し、学部教育の上に立った、共通科目、専門科目、特別研究からなる教育課程を編成している。

共通科目は、必修科目として「看護理論特論」及び「看護研究特論」各2単位の履修が定められている他に、選択科目として提示されている8科目（看護教育学特論・看護倫理学特論・実用英語特論・解剖学特論・解剖学実習・生理学特論・疾患学特論・臨床心理学特論）から最低6単位を選択する。さらに、各専門分野において開講されている「特論」科目のうち、指定された科目の中から自分の専門分野以外の科目2単位の選択を可能とし、共通科目においては、計8単位の選択履修を課す。共通科目全体における必要単位数は12単位である。

専門科目は教育課程の柱となる科目群である。2領域6分野を開講するが、各分野は各々10単位の構成である。時代をリードする看護学研究者養成を目指して、基盤看護学領域に「基礎看護学」「看護管理学」「看護情報学」の3分野を、さらに実践看護学領域として「慢性看護学」「母子看護学」「地域看護学」の3分野を設定する。それぞれの領域においては、学部教育課程における専門領域の発展系として、さらなる研究・研修を行ない、研究能力を養うものとする。

特別研究として、必修8単位を設定している。履修者は、6分野の専門科目のうち1分野を選択し、この選択分野に関係する「研究テーマ」を設定し、指導教員の指導のもと研究計画を立案し、修士論文を作成する。

【自己評価】

各学科の教育課程は、「大学、学部、学科の教育目標でうたっている育成する人材」を具現化するための教育課程として体系的に編成されていると判断している。

シラバスについてはホームページなどで公開しており、学生はシラバスを参考にして授業に臨むことができていると判断している。

平成25年度においては、学則などに明示する教育目標に基づくカリキュラムポリシーやディプロマポリシーに相当する内容については明示していたものの、それぞれがカリキュラムポリシーやディプロマポリシーとして明記されていなかったが、平成26年度にはそれらの明文化を計り、これをもって教員、職員、学生の教育課程の編成・実施方針、学修成果の評価等の基準に対する明確な理解を促進する

ことに務めた。また、更なる教育の質の向上、教育成果の向上を計るために平成 27 年度からの GPA 制の完全導入や、それに基づく成績評価の見直しなどを教務委員会や教授会などで検討し、実施に向け準備を進めた。

保健医療学研究科博士前期課程及び看護学研究科修士課程における教育課程は設置の主旨に記載した通りに編成並びに運用が実施されている。平成 25 年度は保健医療学研究科博士前期課程及び看護学研究科修士課程における教育課程は明示されていなかったが、平成 26 年度はホームページ及び大学院学生募集要項等に明示した。

<エビデンス集・資料編>

【資料 2-2-6】東京有明医療大学 GPA（成績評定平均値）に関する取扱い

【資料 2-2-7】進級のための先修条件一覧表（看護学科）

【資料 2-2-8】ホームページ <http://www.tau.ac.jp/>

（ホームページ→在学生の方へ→Web シラバス）【資料 2-2-5 と同じ】

【資料 2-2-9】授業スケジュール表（授業時間割表）

【資料 2-2-10】キャンパスライフ 2015【資料 F-5】と同じ

【資料 2-2-11】教務委員会議事録（写）【資料 1-3-25】と同じ

【資料 2-2-12】ホームページ <http://www.tau.ac.jp>

（ホームページ→各学科→3 つのポリシー）【資料 1-1-4 と同じ】

(3) 2-2 の改善・向上方策（将来計画）

学則などに明示する教育目標に基づくカリキュラムポリシーやディプロマポリシーに相当する内容については、大学ホームページに明記したことを契機に更なる教員、職員、学生の教育課程の編成・実施方針、学修成果の評価等の基準に対する明確な理解を促進し、教育目標に基づいた教育の改善を計っていく。また GPA 制の完全導入を含め、それに基づく成績評価の見直しなどを行い、教育の質の向上、教育成果の向上を行っていく。

2-3 学修及び授業の支援

《2-3 の視点》

2-3-① 教員と職員の協働並びに TA(Teaching Assistant)等の活用による学修支援及び授業支援の充実

(1) 2-3 の自己判定

基準項目 2-3 を満たしている。

(2) 2-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-3-①教員と職員の協働並びに TA 等の活用による学修支援及び授業支援の充実

【事実の説明】

各学科においては、学生アドバイザー制を導入し、少人数単位で個々の学生を指導する体制を整え、学生個々の状況に合わせた学修支援体制を構築している。

学修支援を担当する教員は、学習に関する学生のさまざまなニーズを理解して、

可能性を最大限に引き出すように努めている。また、教務委員を中心に学生の履修登録状況や成績状況を把握し、履修に関する相談等を受けている。さらに、必要に応じて学生の保護者との面談を取り入れ、保護者と連携し、より効果的な学生指導を行うことが出来るよう、体制を整えている。

授業担当教員は毎授業開始時に出席票を用いて各学生の出席を確認し、欠席日数が目立つ学生に対しては、期末試験において、受験停止に至らないように早期の注意喚起を行い、学生の指導に当たっている。

平成27（2015）年3月からはWebポータルシステムを導入して、学生の履修状況の把握を容易にし、教職員による学生への助言や指導に役立てている。なお、本学におけるその他の学修支援体制は以下のとおりである。

①オフィスアワー制度

各授業のシラバスには、オフィスアワーを明記し、学生が科目担当教員に直接、質問や相談をすることが出来る体制を整えている。各学科においては各学年に学生の4～5人に対し1名の学生アドバイザーを配置し、学習に関する相談はもとより、学生生活に関する相談等に対応できる体制をとっている。さらに国家試験が迫る4年生においては、学年アドバイザーに加え、卒業研究を担当する教員が担当学生の個人アドバイザーとなり、卒業並びに国家試験に向けてのサポートや学生生活に関する問題点などの把握に努めている。非常勤講師については、教務課職員が学生の質問や相談等を非常勤講師に伝えるなど、学習に支障をきたさないよう配慮している。

②学生相談室

大学の教職員では対応が難しい、あるいは学生が教職員に相談できない等のケースに対応するために、専門の臨床心理士による学生相談室を開設し、専門的な知識が必要とされる、学生の悩みや問題などに応える体制を整えている。

③Webポータルシステム（Active Portal）

平成27年3月より、学生は履修登録、シラバスの閲覧、出席の確認、レポート提出、掲示板の閲覧、就職活動支援情報の閲覧についてはWebポータルシステム（Active Portal）を利用している。本システムは学生が利用するだけでなく、教員、職員による学生の履修状況の把握や学生の将来の夢・目標、教職員による学生サポートメモなどの閲覧にも本システムが活用されている。また、教務課や学生課など事務局から学生への連絡などにも利用されている。

④TA制度（Teaching Assistant）

本学では、TA制度を設け、大学院生をこれに充てている。TA制度は、将来が期待される大学院生に対し、教育者・研究者として成長するために役立つ訓練の機会を提供するとともに、学部学生に対してはきめ細やかな教育を提供するためのものである。TAである大学院生は、既に専門分野の国家資格を有しており、学部の実技科目を中心に指導補助を行うとともに、学部学生が目指すべき将来の一つのモデルとして積極的な役割を果たしている。TAに関する情報は、Webポータル上の掲示板等で周知している。

⑤図書館における学修支援

図書館では、入学時のオリエンテーションなどの機会を通して、学修力の基礎となる基本的な図書館の利用方法だけでなく、情報調査能力及び情報発信能力を身につけられるような学修支援にも取り組んでいる。また、ラーニング・コモンズのスペースも完備し、学生が自ら主体的に学修できるような環境も整えている。

事務局教務課では、各学科担当として配置された職員が、担当学科の学生の出席状況や学修状況を常に把握し、学科教員と連携して、学生を事務サイドからサポートしている。学生課では講演会、セミナー、就職、奨学金、学費延納措置などに関する学生に有用な情報を集約し、それらに関する情報発信などの対応を行っている。

また、教員に相談できない悩みごとなど、多岐にわたる学生の相談に対応している。教務課職員と同様、常に教員と連携して学生の支援に当たっている。

【自己評価】

各学年における学生アドバイザーの配置、学生相談室の設置、オフィスアワーの明示、教務課・学生課による学生への対応などにより、学科教員、学生課職員、教務課職員が連携して学生の学修、生活、就活支援など多岐にわたる問題などについて適切なサポートが行われていると判断する。また、TA の採用による教員に対する授業支援並びに学生への学修支援が図られているなど、適切な学生サポートが行われていると判断している。

＜エビデンス集・資料編＞

【資料 2-3-1】学校法人花田学園規程集（事務分掌規程 - 第 6, 7, 9 条）

【資料 2-3-2】大学案内 2016 【資料 F-2】と同じ

【資料 2-3-3】教務委員会議事録（写）【資料 1-3-25】と同じ

【資料 2-3-4】学生委員会議事録（写）【資料 1-3-25】と同じ

【資料 2-3-5】ティーチング・アシスタント制度に関するガイドライン

(3) 2-3 の改善・向上方策（将来計画）

学習に関わる支援全般に加えて、学習環境の整備や国家資格取得へ向けての支援など、多岐にわたって学生支援業務を実施し、個々の学生の目標達成に向けてのサポートを、学年アドバイザーを中心に全学的に取り組んでいる。しかしながら本学では、専門の学習指導員などを配置し、学生の学習に関わる問題に対して専門的に対応するための教員と職員の協働によって運営する「学習支援センター」などの部署がなく、その改善方法などについて、今後も学科会議等で継続して検討する。成績不振の学生に対する対策については、入学前教育を実施し、入学前から、更には 1 年前学期の成績より、留年が危ぶまれる学生を早期に発見し、その対応に当たってきた。しかし現状においては、教職員ではその対応が非常に難しい学習障害者を含め、極めて成績が不振な学生も少なくなく、このような学生の対応に特化した学

習支援室などの設置や、入学試験の在り方などを検討し、更なる学生支援の充実を目指したい。また大学院生による TA 体制の他に、本学卒業生や医療資格を有する大学院生にも広く支援を呼びかけ、教育サポートスタッフとして動員し学習支援、特に国家試験に関わる支援の強化に努めたい。

進路変更をする学生については、キャリアガイダンスなどの更なる充実を図り、1 年次より学生個々の将来像が描けるように努め、将来に夢や希望を抱けるような内容を盛り込むよう改善するよう努力する。

2-4 単位認定、卒業・修了認定等

《2-4 の視点》

2-4-① 単位認定、進級及び卒業・修了認定等の基準の明確化とその厳正な適用

(1) 2-4 の自己判定

基準項目 2-4 を満たしている。

(2) 2-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-4-①単位認定、進級及び卒業・修了認定等の基準の明確化とその厳正な適用

【事実の説明】

医療専門職の育成を目指す本学は、国家試験受験資格取得のため文部科学省及び厚生労働省令等の基準に則り、単位認定、進級及び卒業・修了認定等の基準を定め、厳格な成績評価を実施している。

成績は、シラバスの中で明記されている評価基準や方法によって、各学生の達成度、習熟度を把握し評価している。特に、レポート、発表、試験等の具体的な学習活動ごとの評価の方法や総合評価に対する割合等も明記しており、学生が明確な学習計画を立てられるようにしている。学則第28条では、成績をS、A、B、C、Dの5種としS、A、B、Cを合格、Dを不合格として規定している。

修了要件については、当該学生の単位修得状況、卒業要件の充足状況等を確認し、審議される。教授会において学科の定めるディプロマポリシー及び単位修得状況、卒業要件の充足状況等のすべての条件を満たしていることが、確認された学生に対して、学長が認定し学位を授与する。

「鍼灸学科」

鍼灸学科に 4 年以上在籍し、卒業要件単位数を取得したものに卒業を認定し、学士(鍼灸学)の学位を与える。これは、はり師・きゅう師国家試験受験資格となる。

当学科では、所定の単位を修得するとともに、高い倫理観、感性豊かな人間性を有した鍼灸師として、以下の能力を身につけた者に対して学位を授与する。

- ①自然、社会、文化を広く理解し、情報活用やコミュニケーション、異文化を理解するために必要な基本的な知識・技術・態度を身につけている。
- ②はり師・きゅう師の国家試験に合格するための知識を十分に習得し、論理的思考能力や創造的思考力、生涯学習能力を備え、主体的に社会に貢献できる人材となり得る基本的な能力を備えている。
- ③社会人として、また医療人として、豊かな人間性と高い倫理観を備え、社会の

あらゆる場面でチームのリーダーまたはチームの一員として柔軟に対応できる、幅広い視野を備えている。

- ④保健・医療・福祉などの各領域で、現代医療の一翼を担う医療としての鍼灸医療を実践できる知識と技術を兼ね備えている。

「柔道整復学科」

柔道整復学科に 4 年以上在籍し、卒業要件単位数を取得したものに卒業を認定し、学士(柔道整復学)の学位を与える。これは柔道整復師国家試験受験資格となる。

本学科では、所定の単位を修得し、以下の能力を身につけた者に対して学位を授与する。

- ①柔道整復師として必要な知識及び技能を十分に身につけている。
- ②教養及び医療人としての倫理観が身についている。
- ③国際人としての考え方、コミュニケーション力を身につけている。
- ④科学的思考を身につけている。

「看護学科」

看護学科に 4 年以上在籍し、卒業要件単位数を取得したものに卒業を認定し、学士(看護学)の学位を与える。これは看護師国家試験受験資格となる。

また、20 人に保健師国家試験受験資格が得られる選択制カリキュラムを採用している。その場合は、上記の単位の取得に加えて指定された単位の取得が必要である。

看護学科では、所定の単位を修得し、以下の能力を身につけた者に対して学位を授与する。

- ①基礎教養科目の履修を通し基礎的な学習能力を身につけ、生涯を通して自己研鑽をすることができること。
- ②人間性豊かな人として、自己の世界観を深め自己の探求を行っていきける。
- ③看護にかかわる知識や技術を身につけ、さらにその知識や技術を研鑽し続けていける
- ④看護専門職としての論理的思考力、問題解決能力を身につけることで、看護職に求められる多様性とセルフマネジメント能力を発揮できる。

「保健医療学研究科博士前期課程」

共通科目選択 14 単位以上(必修科目 2 単位を含む)、専門科目 8 単位以上、特別研究 8 単位、合計 30 単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文の審査及び最終試験に合格し、高度な鍼灸学・柔道整復学及び現代医学を修め、医学研究者として根拠に基づく鍼灸学・柔道整復学の確立並びに国民の健康福祉の向上に資することのできる者に対して修士(鍼灸学)、修士(柔道整復学)の学位を与える。

「保健医療学研究科博士後期課程」

共通科目(必修科目)4 単位、特別研究 12 単位、合計 16 単位以上を修得し、かつ、

必要な研究指導を受けた上、かつ、博士論文を提出し学位審査最終試験に合格し、鍼灸学・柔道整復学分野において基礎から臨床研究まで横断的な深い学識を有し、独創性の高い研究成果を原著論文として国内外の学術雑誌等に投稿・発表することができるグローバルな人材として、鍼灸学・柔道整復学の研究を通して人類の繁栄と福祉に貢献することができる者に対して博士(鍼灸学)、博士(柔道整復学)の学位を与える。

「看護学研究科」

共通科目選択 12 単位以上(必修科目 2 単位を含む)、専門科目 10 単位以上、特別研究 8 単位、合計 30 単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文の審査及び最終試験に合格し、基盤看護学または実践看護学の領域において、優れた研究・教育能力を備え、国民の心身の健康保持・増進のために、看護職が果たす役割をそれぞれの専門分野において戦略的に取り組む資質を備え、国内外の研究に常に関心を持つ者に修士(看護学)の学位を与える。

以上、各学科及び研究科の卒業(修了)単位は保健医療学部 126 単位以上(平成 21 年度～平成 24 年度入学生)、保健医療学部鍼灸学科 124 単位以上、保健医療学部柔道整復学科 127 単位以上(平成 25 年度入学生)、看護学部 128 単位以上(平成 21 年度～平成 22 年度入学生)、看護学部 125 単位以上(平成 23 年度入学生)、大学院保健医療学研究科 30 単位以上、大学院看護学研究科 30 単位以上である。

【自己評価】

上述したように、各学科・研究科における単位認定、進級及び卒業・修了認定等は、学則及びキャンパスライフなどに明示されている単位の授与、進級及び卒業・修了認定等に関する方針に則り、履修規則、履修案内により透明性をもって厳正に運用されていると判断している。

<エビデンス集・資料編>

【資料 2-4-1】ホームページ <http://www.tau.ac.jp/> 【資料 1-1-4】と同じ
(ホームページ→各学科ページ→3 つのポリシー)

【資料 2-4-2】東京有明医療大学 GPA (成績評定平均値)に関する取扱い
【資料 2-2-6】と同じ

【資料 2-4-3】学生募集要項 2016 【資料 F-4】と同じ

【資料 2-4-4】大学院学生募集要項 2016 【資料 F-4】と同じ

【資料 2-4-5】東京有明医療大学規程集(教務委員会規則) 【資料 1-3-21】と同じ

【資料 2-4-6】東京有明医療大学規程集(履修規則)

【資料 2-4-7】東京有明医療大学規程集(大学学則) 【資料 F-3】と同じ

【資料 2-4-8】東京有明医療大学規程集(大学院学則) 【資料 F-3】と同じ

【資料 2-4-9】キャンパスライフ 2015 【資料 F-5】と同じ

【資料 2-4-10】東京有明医療大学規程集(学位規則) 【資料 1-2-10】と同じ

(3) 2-4 の改善・向上方策（将来計画）

学則に則り、透明性をもって公正厳格に単位認定、進級及び卒業・修了認定を行ってきた。今後は GPA 制の完全導入とそれに伴う成績評価の見直しなどを行い、成績の普遍化を図るなどの改善策を検討していきたい。

2-5 キャリアガイダンス

《2-5 の視点》

2-5-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する指導のための体制の整備

(1) 2-5 の自己判定

基準項目 2-5 を満たしている。

(2) 2-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-5-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する指導のための体制の整備

【事実の説明】

1. キャリア支援の体制

本学では「はり師」、「きゅう師」（鍼灸学科）、「柔道整復師」（柔道整復学科）、「看護師」「保健師」（看護学科）を育成する学科で構成されており、卒業時にこれらの国家試験の受験資格を取得することができる。入学時、既にキャリア、特に職業に関する意識醸成がなされている学生の入学がほとんどであるが、より臨床に即した職業観醸成を目的とし平成 22（2010）年に保健医療学部就職委員会、平成 23（2011）年に看護学部就職担当者会を設置し、学部特性に応じたキャリア支援に関する戦略を立案し、それに基づいた支援を実施している。就職委員会には就職担当教員に、大学事務局キャリア支援担当部署である学生サポートセンター職員が委員に加え、教職員が一体となって学生のキャリア支援に取り組める体制を整えている。さらに、平成 27（2015）年度は学部及び大学院を対象とした全学的な委員会として就職委員会を設置し、学科及び学部、大学院研究科を越えて共有できる情報や実施できるセミナーなどを積極的に取り上げていく計画である。

また、平成 27（2015）年度からは、既に導入した「履修の見える化システム」を本格的に活用し、学生個々の履修、出欠、成績情報を元にした学修状況、就職支援も含めた学生サポート情報を統合的に共有し、学生指導の強化を図る計画である。

2. キャリア支援の実践

本学では、低学年時から継続的にキャリア支援を実施している。学生が 1 年次のうちから卒業後を見据えた自己理解を深め、社会人基礎力を修得し、具体的な目標を持って就職することができるよう考慮されたプログラムを設けている。具体的には、前述の通り卒業時に「はり師」「きゅう師」「柔道整復師」「看護師」「保健師」の国家試験受験資格を取得することができるため、1 年次より国家資格取

得に向けた実践的なカリキュラムが編成されている。低学年時より臨床現場の見学などもカリキュラムに取り入れ、職業観醸成を行っている。

また、現時点では正課授業に設定されていないものの、平成 26 (2014) 年から 1 年次には全学科で「自己の探求プログラム」講座を開講している。これは、自己理解を通じて、自ら学習の目的を見つけ出し、豊かで有意義な学生生活を送るとともに、学生が自主的に意欲を持ち、積極的にキャリアを切り開くことを目的とし、学生の社会観や職業観の醸成に寄与している。

この他、鍼灸学科では導入教育である 1 年次必修科目「学びの技法入門」内で外部講師による「治療家心の授業」を開催し、臨床家としてのメンタルキャリア教育を実施、柔道整復学科では、1 年次必修科目「教養特講」内でキャリアカウンセラーによるマナー講座を開催、看護学科では 4 年次必修科目「統合実習」内で専門職によるキャリア形成について学ぶ講座を開催している。なお、授業時間外ではあるが、すべての学科で国家資格ごとのキャリアパスについて学びを深め、長期的な視点を持って進路を決定できるよう教職員が連携してセミナーやガイダンスを実施し、支援している。

さらに、平成 22 (2010) 年から毎年 1 回、全学的に進路希望調査を実施し、学生の進路に関する具体的なニーズを拾い上げ、就職支援に反映させている。具体的には、有資格者を招いてのキャリア支援セミナーの開催に加え、平成 24 (2012) 年からは東京新卒応援ハローワークや東京しごとセンター等、キャリア支援の専門機関と連携し、それぞれの分野に即したキャリアガイダンスや講座を開講し、積極的な参加を促している。

本学では、大学生の就職活動で一般的に行われるインターンシップ制度はないが、カリキュラムにおいて必須とされる学外臨床実習がその役割を担っている。医療職に就職を希望しない学生においては、学生サポートセンターにて相談を受け、就職支援を実施できる準備体制が構築されている。学生サポートセンターでは、キャリア支援担当職員 2 名（内キャリアカウンセラー 1 名）が常駐した体制を取り、窓口で多岐に渡る相談や支援が受けられる他、前述した東京新卒応援ハローワークと連携し、多様化する学生の支援ニーズに対応している。

【自己評価】

キャリア支援体制としては、学生の進路に関する具体的な要望を定期的な調査、有資格者を招いたキャリア支援セミナーの開催、東京新卒応援ハローワークや東京しごとセンター等のキャリア支援の専門機関と連携、分野に即したキャリアガイダンスや講座の開講などを実施しており、学生の要望に即した支援を提供している。個別支援としては、学科ではもちろん、ゼミ単位での教員による指導、アドバイザーによる指導、学生サポートセンターによる指導など、学生にとって相談しやすい窓口を選ぶことができるような体制を整備し、大学全体で取り組んでいる。特に学生サポートセンターでは、キャリア支援の有資格者を常駐し、キャリアに関する専門的な支援を通して多様化する学生のニーズに対応している。これらの支援を学生自らが活用し、更にキャリアパスについての学びを深め、キャ

リア形成を考えることで、長期的な視点を持った進路決定を行うことが出来る。

また、教員、職員、ゼミ、アドバイザーなどの特性に応じて担当窓口の業務分担を行い、きめ細やかな進路支援体制が整っていると判断している。業務分担して得られた情報は、学部ごとに実施している就職委員会及び就職担当者会議において共有され、特に必要と考えられる情報については、学生本人の了承を得て、学科内で共有し、キャリア支援に役立てられている。

<エビデンス集・資料編>

【資料 2-5-1】 東京有明医療大学規程集（就職委員会規則）【資料 1-3-24】と同じ

【資料 2-5-2】 就職委員会議事録（写）【資料 1-3-25】と同じ

【資料 2-5-3】 東京有明医療大学規程集（無料職業紹介業務運営規則）

【資料 2-5-4】 ホームページ <http://www.tau.ac.jp/> 【資料 2-2-5】と同じ
(ホームページ→在学生の方へ→Web シラバス)

【資料 2-5-5】 就職サポートブック

【資料 2-5-6】 1 年次から 4 年次までのキャリア支援の流れ

【資料 2-5-7】 「年間イベントスケジュール」及び関連ポスター

(3) 2-5 の改善・向上方策（将来計画）

これまでキャリア支援については全学的な支援体制を取り実施してきた。今後もこの体制を維持するとともに、平成 27（2015）年度からは学部及び大学院を対象とした全学的な委員会として就職委員会を設置し、学科及び学部、大学院研究科を越えて共有できる情報や実施できるセミナーなどを積極的に取り上げ、大学一丸となってキャリア支援に取り組む計画である。

また、既に導入した「履修の見える化システム」により、学生個々の履修、出欠、成績情報を元にした学修状況、並びに就職活動支援情報を統合的に共有し、個人指導の強化を図っている。今後、本システムによって得られた情報を元に、個人に合わせた満足度の高い進路決定を目指した支援活動が必要である。

そのために、引き続き教職員間の連携を強め、情報収集に努めるとともに、多様化している求人職種と学生の求職に対し、全学的に対応できる体制づくりの強化を計りたい。多様化する進路決定の支援体制として、キャリア支援の有資格者を増やし、専門的な支援体制を強化したい。また、現在、正課授業となっていないキャリア支援科目を正課授業に組み込むべく準備を進めている。

この他、大学全体、特に、保健医療学研究科及び看護学研究科修了予定者向けの求人情報の収集、及び平成 25（2013）年より、各学科において卒業生を輩出していることから、卒業生からの求人情報の収集と卒業生への支援体制の構築についても強化が必要である。

2-6 教育目的の達成状況の評価とフィードバック

《2-6 の視点》

2-6-① 教育目的の達成状況の点検・評価方法の工夫・開発

2-6-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての評価結果のフィードバック

(1) 2-6 の自己判定

基準項目2-6 を満たしている。

(2) 2-6 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-6-① 教育目的の達成状況の点検・評価方法の工夫・開発

【事実の説明】

1. 授業評価アンケートを踏まえた改善

開学当初から平成25年度まで、授業内容や方法の改善を目的として、「学生による授業評価アンケート」を実施し、学生の授業に対する意見の反映に取り組んできた。アンケートは年度内に2回（前期・後期各1回、卒業研究及び学外実習を除く）実施してきた。アンケート結果は、学長より各授業担当者に通知している。平成26年度は、その蓄積を踏まえ、「授業改善計画」による活動を行った。

2. 国家試験合格状況

各学科の教育目的及び本学の教育目標として、国家資格に基づく医療系専門職の養成を掲げていることから、専門的知識の獲得という教育目的の達成状況として国家試験の合格状況は最も重要であるため、国家試験対策は全学的に取り組んでいる。

国家試験の合格状況は、鍼灸学科、柔道整復学科、看護学科において、下表のとおりである。

表2-6-1 年度別国家試験合格率

保健医療学部鍼灸学科：はり師

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
合格率	88.9%	96.2%	96.7%
合格者数	16	25	29

保健医療学部鍼灸学科：きゅう師

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
合格率	88.9%	96.2%	93.3%
合格者数	16	25	28

保健医療学部柔道整復学科：柔道整復師

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
合格率	100.0%	77.1%	71.4%
合格者数	14	27	35

東京有明医療大学

看護学部看護学科：看護師

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
合格率	93.3%	98.0%	94.0%
合格者数	42	48	47

看護学部看護学科：保健師

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
合格率	92.7%	76.6%	100.0%
合格者数	38	36	22

3. 就職状況

本学の卒業生に対する社会的評価として、学生の就職状況も重視している。卒業生を送り出したのは平成24年度からであるが、各年度の就職状況は表2-6-2の通りである。

表2-6-2 年度別 卒業生の進路状況

鍼灸学科

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
就職希望者数	17	20	20
就職者数	7	19	20
就職率	41.2%	95.0%	100.0%

柔道整復学科

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
就職希望者数	16	26	47
就職者数	10	18	39
就職率	62.5%	69.2%	83.0%

看護学科

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
就職希望者数	42	48	50
就職者数	40	48	48
就職率	95.2%	100.0%	96.0%

【自己評価】

教育目的を達成し、さらなる改善を図るべく、前・後期に学生による「授業アンケート」を実施し、教員による確認がなされており、授業運営及び授業内容の改善等に生かされていると判断しているが、アンケート結果を閲覧のみとしているため、情報

共有のあり方や公開に向けた検討が必要と思われる。

また、国家試験の合格状況及び就職（進路）状況については、概ね良好であると判断しているが、より一層徹底した指導体制を確立するべく取り組み、国家試験の全員合格を目指したい。

2-6-② 教育内容・方法及び学習指導等の改善へ向けての評価結果のフィードバック

【事実の説明】

1. 「学生による授業評価アンケート」

本学では、平成21年の開学以来、学生による授業評価アンケートの実施結果を、教育内容・方法及び学修指導等の改善へフィードバックを行っている。具体的には「2-6-①の1.」に示したように各授業担当者へ結果を学長より通知し、各教員の授業内容・方法の改善に反映させている。しかし、そのフィードバックによる改善は、個々の教員における改善が中心であり、全学的な改善活動の広がりには至らなかった。このため、平成26年度は前年度までの授業評価アンケートの蓄積を踏まえ、専任教員を対象に「授業改善計画書」の作成を通し、それぞれの改善策等を示させ、その全学的な取りまとめを行った。その結果は、専任教員がアクセスできるポータルサイトに掲載し、改善活動の共有化を始めている。

2. 「国家試験対策」

鍼灸学科においては、国試対策プログラムとして、模擬試験による成績結果から強化すべき科目、不得意科目の洗い出しを行っている。模擬試験は、学科内で作成したものの他に業者のものを利用し、国家試験に向けて個々の学生の成績レベルの把握とそれに応じたきめ細かな学習指導を行っている。さらに指導体制を強化するために、科目担当者、学生アドバイザー、更には卒業研究指導教員による重層的な支援体制を敷き、学科共有ファイルや学科会議で情報の共有を常に図り、教員のサポートが学生に十分に行きわたるような体制を整えている。

柔道整復学科では、模擬試験結果に基づき、小グループ制にして担当教員が学習指導を徹底している。学修進捗状況をその都度確認し、毎月実施する模試の結果から不得意分野を明確化し、具体的な課題を選択し対策を実施している。また成績不振者には特別クラスを設けて補習指導をしている。

看護学科においては、前年度までの国家試験の結果分析のもとに、対策講座を開講し学習指導を行っている。業者模擬試験を行い分野別の到達度を確認し、成績不振者に対しては、国試対策委員の教員が面談を交え個別学習指導を行っている。

さらに、本学では各学科が既卒者への国試対策支援も実施している。

<エビデンス集・資料編>

【資料2-6-1】東京有明医療大学授業アンケート集計（平成25年度分）

【資料2-6-2】平成26年度授業改善計画書

【資料2-6-3】大学案内2016（P31, 43） 【資料F-2】と同じ

【自己評価】

授業アンケート結果により授業内容の改善がなされた教員も多く、検討・改善のサイクルは教育内容・方法及び学修指導などの改善へ向けた仕組みとして、適切に機能していると判断する。

また国家試験対策においても模擬試験結果を学生と教員間で共有しながら学力向上への指導体制が整っていると判断している。

(3) 2-6 の改善・向上方策（将来計画）

学長を中心とする教学のマネジメント体制の強化に向けて教務委員会や学生委員会、各学科とも連携を取り、FD活動を活性化させ、教員研修の充実を図り、教員の学生に対する教育力・指導力を一層高める。学生への教育力・指導力の向上及び組織的な取り組みが国家試験の合格率の向上及び就職状況の向上につながるため、学長の統括のもと、各学科で指導体制について、積極的に進捗状況・効果を確認しながら指導内容をさらに充実させる。

2-7 学生サービス

《2-7 の視点》

2-7-① 学生生活の安定のための支援

2-7-② 学生生活全般に関する学生の意見・要望の把握と分析・検討結果の活用

(1) 2-7 の自己判定

基準項目 2-7 を満たしている。

(2) 2-7 の自己判定理由（事実の説明及び自己評価）

2-7-① 学生生活の安定のための支援

【事実の説明】

収容定員 680 人の大学ではあるが、保健管理センター、学生相談室に加えて、附属クリニック・附属鍼灸センター・附属接骨センターの 3 医療施設を設置し、学生が健全な学生生活を通じて学業に専念できるよう学生支援を実施している。

また、学生生活全般を包括的に支援できるよう、学生の動線に配慮した場所に学生サポートセンター（学生課）を設置し、各種相談、事務手続き、課外活動支援、就職支援などが一つの場所で行えるワンストップサービスを実施している。

学生サポートセンターの運営面については、学生委員会を中心に、教務委員会、保健管理センター運営委員会等と連携し、学生支援に資する施策が協議検討され学生支援に反映されている。また、各委員会の協議検討事項は各学科会議を通じて全教職員へ周知され情報の共有化と連携に努めている。

また、学生の意見を拾い上げるために大学構内 2 箇所に意見箱を設置し、学生からの意見は学生委員会で改善策を検討し、学生掲示板等を通じて改善内容を公表している。

「学生サポートセンター」

学生生活全般に関わることを総合的に対応する施設として平成 24 年(2012)年度に設置した。学生相談室、保健管理センターと連携しながら、学生相談、経済的支援（奨学金）、健康管理（保健管理センターと連携）、課外活動支援、ボランティア活動支援、就職支援などを行っている。

学生サポートセンター内には、学生のプライバシーに配慮した 2 つの個別ブースが設置されており、学生からの各種相談、就職支援など多様な用途に利用可能となっている。

学生相談では、学生課職員が相談者である学生の一次対応（インテーク）を行っている。精神面での重大な相談内容と判断した場合は、臨床心理士へカウンセリングを依頼するが、学生相談室が学生サポートセンターに隣接しており、速やかな連携が可能となることで学生の精神的負担の軽減、臨床心理士との情報共有が円滑に行えるよう環境を整備した。

ボランティア活動支援としては情報提供を行っており、平成 26 年(2014)年度は「東北復興祭 2015」に 41 名、「東京マラソン 2015」に 10 名の学生がボランティア・スタッフとして参加した。

また、学修支援の場として活用できるよう、パソコン 4 台を設置し、レポート作成、情報収集、求人検索など適宜職員が支援しながら、学生が自由に学修できる環境を整備した。

「学生委員会」

学生生活全般に関わる事柄を包括的に所管する組織として、学生委員会を設置している。その責務は、学生生活支援、課外活動支援、奨学金支援及び学生の福利・厚生・補導に関することなどである。

委員会組織は委員長を中心に各学科教員、事務局の学生支援に関する教職員で構成され、毎月の定例会議で学生支援に資する施策を協議する。

「学生相談室」

学生の学業上の不安、気分や身体の不調、大学内外での人間関係の悩みなど、学生の心配・不安を緩和するため、臨床心理士 2 名を配置し、学生課職員と連携して学生生活の支援を行っている。相談内容によっては教員、保健管理センターなどと連携して相談者である学生に適切な支援を行っている。

「進路支援」

学生課では就職・進学等に関する支援を行っており、就職委員会と連携して学生の進路支援を行っている。学生には進路希望調査を実施し、調査結果を基に各学科委員会にて進路支援策を協議し、各種セミナーの企画立案、及び進路支援に関する指針を決定する。

学生課ではそれらの指針を受け、キャリアカウンセラー資格を有する専任職員を配置し、個別面談を通じて進路に関するアドバイス、履歴書等の応募書類添削など

の進路支援を行っている。

「課外活動支援」

本学の課外活動を体育系・文化系の同好会、大学祭、ボランティア活動等と定め、学生課と学生委員会が課外活動支援を行っている。同好会は体育系 9 団体、文化系は大学祭実行委員を含め 3 団体の計 12 団体が活動しており、学生活動補助費として 200 万円/年を充てている。

各同好会には毎年 5 月末日までに年間の活動報告書提出を義務付け、各同好会顧問（教員）が承認した書類を学生課に提出し、学生委員会にて活動内容を精査し次年度の活動承認を行っている。活動承認された同好会は大学内施設 Hanada Hall（体育館・講堂）、芝生グラウンド等の運動施設を優先的に使用することができる。

同好会は、準公認団体と公認団体に分類され、基準を満たす準公認団体は公認団体へと昇格可能である。公認団体は連盟登録費、各種大会出場費、合宿費等の経済的支援が受けられる。

大学祭支援では、学生主体で企画・準備・運営が行われるが、学生課と学生委員会の教職員が主となり学生と協働で大学祭を創り上げている。本学の特色を活かした企画として体力測定や血管年齢測定等を実施し、地域住民の健康に資する貢献ができた。

「経済面の支援」

学生の経済的支援として、独立行政法人日本学生支援機構奨学金の奨学生を選考し推薦している。また、看護学科では東京都看護師等修学資金の申請支援を行っている。

東京有明医療大学授業料免除制度として、本学の「高い倫理観を備えた質の高い医療人を育成する」教育理念を基に、学生生活を支援し、学修意欲の向上を図り学業を奨励するため、人物及び学業成績が優秀であると認められる一般入試成績最優秀入学者、学業成績最優秀者に対して授業料の 50%を減免している。また、在学生の学業成績最優秀者（各学科学年 1 名）と学業成績優秀者（各学科学年 2 名）には 5 万円の図書カードを支給し経済面の支援を行っている。

「学生の福利・厚生・補導に関する支援」

学生サポートセンターでの学生相談業務に関して、学生のメンタルヘルスに関することが中心である。メンタルヘルスについては近年学生からの相談件数が増加傾向にある。体調不良や同好会活動での怪我等については保健管理センター、附属クリニック、鍼灸センター及び接骨センターと連携し、医師を始め、各々の専門職が対応している。重症な怪我、症状の場合は保護者等への連絡を迅速に行い、必要であれば他の医療施設への受診を促している。

教育研究活動中の不慮の事故による本人の傷害や、第三者への賠償責任に対応するための補償制度として、保健医療学部は公益財団法人日本国際教育支援協会の学生教育研究災害傷害保険及び賠償責任保険に加入。看護学部は一般社団法人日本看

護学校協議会共済会の Will 2 に加入している。何れも入学時から大学が保険料全額負担し学生全員を加入させ、万が一の事故等に備えている。

＜エビデンス集・資料編＞

【資料2-7-1】 東京有明医療大学規程集（学生委員会規則）【資料1-3-22】と同じ

【資料2-7-2】 大学案内2016（P49）【資料F-2と同じ】

【資料2-7-3】 学生委員会議事録（写）【資料1-3-25】と同じ

【資料2-7-4】 東京有明医療大学規程集（授業料免除等規則）

【自己評価】

学業に専念できるよう、多様な支援を実施していると判断している。

2-7-② 学生生活全般に関する学生の意見・要望の把握と分析・検討結果の活用

【事実の説明】

平成 21（2009）年の開学から学生意見箱を設置し、学生からの意見要望等の把握・分析を行い、施策を実施している。学生からの意見で「学習スペースの確保」の要望があり、改善策として文部科学省の行う平成 25 年（2013）年度私立大学等改革総合支援事業の教育研究活性化設備整備費補助金を確保してアクティブラーニングを導入並びに校舎の空間を有効活用するために机椅子等を設置し、学生の学修環境を改善した。

＜エビデンス集・資料編＞

【資料2-7-5】 学生委員会議事録（写）【資料1-3-25】と同じ

【自己評価】

学生生活全般に対する学生の意見、要望の把握とその分析・検討結果の活用については、客観的・積極的に行われていると判断する。

(3) 2-7 の改善・向上方策（将来計画）

本学の学生支援については、構内に設置された意見箱に投函された意見書の内容を尊重し、可能な限り教育面、大学施設面等の改善に尽力してきた。多様化する学生を柔軟に受け入れ、社会貢献に資する人材を輩出し続けることが課題である。従来の枠に捕われない、時代に即した学生支援体制を、学生委員会を中心に検討し、更に体制を強化していく。また、本学の特色を活かし、個々の学生に特化した学生支援体制を強化していく。

2-8 教員の配置・職能開発等

＜2-8 の視点＞

2-8-① 教育目的及び教育課程に即した教員の確保と配置

2-8-② 教員の採用・昇任等、教員評価、研修、FD(Faculty Development)をはじめとする教員の資質・能力向上への取り組み

2-8-③ 教養教育実施のための体制の整備

(1) 2-8 の自己判定

基準項目2-8 を満たしている。

(2) 2-8 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-8-①教育目的及び教育課程に即した教員の確保と配置

【事実の説明】

大学設置基準と各学科、各研究科の教員の現員数は、表2-8-1、表2-8-2 のとおりである。

各学科の教員数は、「大学設置基準」、「大学院設置基準」及び「あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師に係る学校養成施設認定規則」、「柔道整復師学校養成施設指定規則」、「保健師助産師看護師学校養成所指定規則」の規定を上回る教員を配置している。

教養基礎科目群、共通教育科目群については、担当教員が全学科に配属され3学科共通で担当している。必修科目は、原則として専任教員が担当することとし、兼任教員による授業は必要最小限に努める教員体制を構築している。

また、医療系特有の科目である実習科目や、演習科目は複数教員による共同担当で行い教育効果を上げている。

教員の年齢構成は、エビデンス集(データ編)【表2-15】の通りである。多少平均年齢が高いが、年齢構成のバランスを取りつつ今後も将来を担う人材については、学内人材のスキルアップとともに、外部人材の採用も視野に入れ、教育水準の維持を果たしていきたい。

表2-8-1 大学設置基準に基づく必要教員数及び現員数表（学部）

学部学科		専任教員数					助手	設置基準 上必要専 任教員数	設置基準 上必要専 任教授数
		教授	准教授	講師	助教	計			
保健医療学部	鍼灸学科	12	3	2	3	20	0	8	4
	柔道整復学科	6	5	5	1	17	2	8	4
看護学部	看護学科	9	3	7	5	24	1	12	6
学部計		27	11	14	9	61	3	28	14
大学全体の収容定員に応じ 定める専任教員数								11	6
合計		27	11	14	9	61	3	39	20

表2-8-2 大学院設置基準に基づく必要教員数及び現員数表（大学院）

研究科	専任教員数					設置基準上 必要研究指 導教員数	設置基準上 必要研究指 導教員数及 び研究指導 補助教員数	研究指導教 員数及び研 究指導補助 教員数
	教授	准教 授	講師	助教	計			
保健医療学研究科(M)	16	6	3	0	25	6	12	20
保健医療学研究科(D)	11	3	3	0	17	6	12	17
看護学研究科	8	2	3	0	13	6	12	12

※学部専任教員が、大学院教員を兼任している。

【自己評価】

大学設置基準に定める専任教員数、教授数を確保している。また、兼任教員による授業担当を少なくするなど、教育目的及び教育課程に即した教員が適切に確保されていると判断している。必要に応じ教員の採用を進めている。

＜エビデンス集・資料編＞

【資料2-8-1】 キャンパスライフ 2015 【資料F-5】 と同じ

＜エビデンス集・データ編＞

【表F-4】 全学の教員組織（学部等）・全学の教員組織（大学院等）

【表2-15】 専任教員の学部、研究科ごとの年齢別の構成

2-8-② 教員の採用・昇任等、教員評価、研修、FD(Faculty Development)をはじめとする教員の資質・能力向上への取組み

【事実の説明】

教員の採用及び昇任に伴う資格審査等は「東京有明医療大学教員選考規則」「東京有明医療大学教員資格審査基準」に基づいて適切に実施されている。各学科の教員構成、年齢バランスに配慮しながら「選考委員会」において教員の最終学歴と学位、研究業績、学内業務の分担、社会貢献等を審査して判定される。委員会の推薦を受けた候補者は、教授会の審議を経て学長が推挙し、理事長が決定する。

教員評価、研修、FD 活動等については、定期的に点数化して評価を行うような体制にはないが、FD研修会は定期的に開催し教員の資質、能力向上の取り組みを計画、実施に移している。

【自己評価】

教員の採用及び昇任の方針を明確に示し、かつ適切に運用していると判断している。

また、FD 研修会を開催することは、教員の資質向上や能力開発に貢献していると

判断している。教員の国内外への学会・研修会等への参加も奨励している。

＜エビデンス集・資料編＞

【資料2-8-2】 東京有明医療大学規程集（教員選考規則）

【資料2-8-3】 東京有明医療大学規程集（教員資格審査基準）

【資料2-8-4】 FD 研修会実施一覧（SD含む）

2-8-③ 教養教育実施のための体制の整備

【事実の説明】

本学では、「共通基礎科目」、「基礎教養科目」において、医療に携わる者としての品格と倫理観を養うため、自然の科学・人間と社会・言語とコミュニケーション・情報処理分野の科目を開講している。

本学における教養教育では、医療人として必要な医学的基礎知識と科学的思考の基礎を学ばせ、論理性に基づいた問題解決能力を身につける教育を展開する。高度な専門知識と様々な資格を有する教員が、学生の主体的な学習をサポートし、医療現場での実践力の基礎となる知識・科学的思考・幅広い教養を習得させることを目指している。

また各学科で「教養特講」もしくは「学びの技法入門」を開講し、大学教育・研究に馴染むことや医療に関心を寄せ、異なる医療資格・異なる専門分野でのコミュニケーションを可能とし、チーム医療実践に繋げることを学ばせている。

【自己評価】

本学建学の精神である「豊かな知識と確かな技術並びに患者の目線を大切にするバランスのとれた医療人を養成するとともに研究的視点を兼ね備えた人材を育成し、社会に貢献する」を具現化するために、教養教育だけでなく、大学教育のあらゆる機会を通して学生のバランスのとれた人間力を高めるための努力をしていると判断している。本学では「共通基礎科目」「基礎教養科目」の科目を、専門科目と切り離して扱うのではなく、カリキュラム全体を俯瞰的にとらえる意味で各学科に配置している。

＜エビデンス集・資料編＞

【資料 2-8-5】 ホームページ <http://www.tau.ac.jp/> 【資料 2-2-5】 と同じ

（ホームページ→在学生の方へ→Web シラバス）

【資料2-8-6】 キャンパスライフ 2015 【資料F-5】 と同じ

(3) 2-8 の改善・向上方策（将来計画）

全学的なFD 研修会の充実を含め、教育の改善・向上に向けた組織的な取り組みを実施していく。

2-9 教育環境の整備

《2-9 の視点》

2-9-① 校地、校舎、設備、実習施設校、図書館等の教育環境の整備と適切な運営・管理

2-9-② 授業を行う学生数の適切な管理

(1) 2-9 の自己判定

基準項目 2-9 を満たしている。

(2) 2-9 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-9-① 校地、校舎、設備、実習施設、図書館等の教育環境の整備と適切な運営・管理

1. 校地、運動場の整備

(1) 校地

校地は東京都江東区の臨海副都心有明北地区に位置する。本学園は東京都の臨海副都心有明北地区のこの校地の公募に応募し、当該地区にふさわしい計画として東京都から選定され、東京都より購入した。当該地は、東京都や江東区の都市計画上也学校用地として位置づけられた場所である。

校地の南東にある隣接地には既に私立中学・高等学校があり、北東の隣地には私立短期大学が同時期に開学された。また、南西側にある道路（以降は「南側道路」と表現）の向かいの地区には江東区立の小学校、中学校が設置され、一帯は文教地区として整備され、教育ゾーンとしての環境が整備され、教育機関の立地に相応しい環境である。

りんかい線「国際展示場」、「東雲駅」及び新交通システムである「ゆりかもめ」の「有明テニスの森駅」から徒歩圏の位置にある。その他、都営バスの便もあり、学生の通学、教職員の通勤上、利便性は十分に確保されている。公共交通機関を利用した通学、通勤を原則としている。

用地の全体面積は9,001 m²（実測値、仮換地の登記上は9,000 m²）で、このうち、駐車場面積を除く校地の面積は8,400 m²余となり、学生定員680 名に対し、十分な広さを確保している。

校地の中で、北西側の隣接道路（以降は「西側道路」と表現）に沿って校舎を積層させて集約的に設け、南東側を運動場（グラウンド）として整備した。

(2) 運動場

運動場（グラウンド）は、授業における体育での利用はもとより、天然芝を張り、学生が休息その他に利用するのに適当な空地の役割も果たすことを意図している。

校舎と運動場の間や、西側道路及び南側道路沿いにも、校舎との間に快適な空地の確保に努めている。この場所は、学生が休息その他に利用できるとともに、地域住民に対しても快適な道路空間の創出に協力し、近隣の環境向上に貢献するものである。

運動場は、面積が2,500 m²あり、体育授業や課外活動に利用している。球技では、簡易な形でのソフトボールやフットサルができる広さがある。また、地域との連携の観点から、学生の利用に支障のない範囲で、地域住民の利用にも配慮す

ることとしている。

2. 校舎等施設の整備

校舎は、2学部3学科のそれぞれの教育に応じて、必要な教室（講義室、演習室、実験・実習室）はもちろんのこと、情報処理のための施設や附属図書館、学生自習室、保健管理センターなどの施設を備えている。

本学では、実習に配慮した施設づくりを心がけている。保健医療学部鍼灸学科では鍼灸実習室を4室、柔道整復学科では柔道整復実習室を2室備える他、保健医療学部共用として基礎医学実習室2室を利用できる。また、鍼灸学科、柔道整復学科の臨床実習施設は、その趣旨から、それぞれ治療院として、実践的な実習の場として機能する。

看護学部看護学科では、1階に実習室ゾーンをまとめて確保し、各実習室が隣接することで、効果的な学内実習ができるように配慮している。

また、学生の生活や就職活動を支援するために、「学生サポートセンター」として、総合的な窓口を2階エントランスに隣接して設置してあり、利便性を図っている。

研究室は、専任の教員に対して全員分を備えるとともに、兼任教員の共同研究室を設置した。体育館（講堂を兼ねるハナダホール）を設置の他、それ以外のスポーツ施設としてトレーニングセンターを備え、「健康スポーツ（体育実技）」の授業で使用するほか、アスレティックコースでの利用、課外活動での利用も実施している。また、柔道整復学科の必須の実習科目である「柔道」に対応して専用の柔道場（168畳）を設け、授業の他にも課外活動での利用も可能とした。

厚生に関する施設としてカフェテリアを設けた他、学生が休息し交流することのできる学生ラウンジを複数個所設けた。学生ラウンジではパーソナルコンピュータ等の情報機器に対応できる設備を備え、自由な学びの場としても機能するように配慮している。

体育館兼講堂の屋上に該当する5階部分には、屋上庭園（サクラガーデン）を設置し、学生をはじめ教職員が休息できる場として活用している。屋上庭園に面して、附属図書館が配置され、屋上庭園の緑を十分に楽しめる空間づくりを行い、学生の自主的な学びの中心の場のひとつとして有効に機能している。

その他、学長室、学部長室、会議室、事務室などを備え、本学での教育、研究活動を円滑に行えるように整備している。

なお、本学を経営する花田学園が設置している既存の専門学校2校（東京都渋谷区）と施設を共用する部分はない。

器具等の整備については、鍼灸、柔道整復、看護の3学科ともに実習を重視しており、必要な実習室を中心に、学生数をふまえ、必要な種類、数の機械・器具及び標本を備えた。

保健医療学部では、鍼灸学科の鍼灸実習室4室、柔道整復学科の柔道整復実習室2室、保健医療学部共用の基礎医学実習室2室を中心に、大学開設時に3,000点を超える機械・器具及び標本を整備し、その後も毎年充実を図っている。

看護学部看護学科では、1階に整備してある各実習室を中心に、大学開設時に2,000点を超える機械・器具及び標本を整備し、その後も着実に充実を図っている。

3. 図書等の資料及び図書館の整備

本学は、2学部3学科（鍼灸・柔道整復・看護）を擁するが、各学科のそれぞれの専門教育・研究に必要な専門図書、学術雑誌、視聴覚資料、その他教育研究上必要な資料を、附属図書館を中心に系統的に備えるとともに、教養関係等各学科に共通した図書を整備した。

図書は12,000冊を開学時より3年計画で整備し、開学年度には整備予定図書の半数にあたる6,900冊を整備した。計画に沿い、毎年着実に充実を図り、平成26年5月1日現在で15,464冊を数える。

学術雑誌は117冊、うち外国雑誌は27種、また、電子ジャーナルとして医学中央雑誌Webなど20種（うち外国雑誌系は18種）を整備している。

視聴覚資料はDVDやビデオを中心に208点を備え、時代の趨勢に合わせ出来るだけDVDを優先して整備している。

附属図書館には図書館司書の資格を持つ専門職員を置き、資料の収集、整理及び提供や学生等へのレファレンスを行っている。

附属図書館には、閲覧室、レファレンスコーナー、整理室、書庫スペースを備え、5階の屋上庭園に面して、明るく快適な読書・学習空間を用意している。閲覧室の90席をはじめ、隣接したロビーや別室にも席を設け、多様な学習をサポートしている。書庫は利用しやすい開架をベースに、集密書架を加えて5万冊の収容能力を持つ。さらに、将来的に書庫に転用できるような床荷重を備えた室を図書館以外で確保している。

また、情報の処理及び提供システムを整備して学術情報を提供している。開学以来、他大学の図書館との連携にも務めている。

2-9-② 授業を行う学生数の適切な管理

【事実の説明】

本学では開学以来、学科における学生数の最大数が63人であり（柔道整復学科、定員60人）、概ね60人程度の適正規模を保って、少人数教育の実践を図ってきた。

講義では、60人での授業も行うが、実習においては30人ベースに分けて順次受講する等の少人数を活かしたきめ細かな教育を実践している。

看護学科3年の東京大学附属病院における「領域別実習」では、4人ベースのチームに分け、3年後期のほぼ全てを使って、成人、小児、母性等の専門領域を学ぶ体制をとり、非常にきめ細かな実習を実現している。

【自己評価】

実習などの授業科目によっては、少人数チーム編成を複数教員で担当するなど、きめ細かい指導体制が整っていると判断する。

＜エビデンス集・資料編＞

【資料 2-9-1】 大学案内 2016 (P51) 【F-2】 と同じ

【資料 2-9-2】 キャンパスライフ 2015 【F-5】 と同じ

(3) 2-9 の改善・向上方策（将来計画）

収容定員の少ない大学として、施設・設備整備において、可能な範囲での様々な要望に応えられるよう努力を重ねていく。

研究機器の整備においても、医療系大学としての特質をふまえつつ、ニーズの優先順位を常に考え、着実に充実を図る。

さらに、文部科学省の補助金にも積極的に応募し、更なる教育研究設備の整備を図る。

図書館の蔵書については、「図書運営委員会」を中心に学生、教職員の要望を把握しつつ、今後も充実を図っていく。

IT 技術の進展に対応するネットワーク環境の更なる充実を図る。

在学生の実像を的確に把握し、授業規模、カリキュラム編成等、「教務委員会」を中心に、学生にとって身のある適切な授業が継続するよう進めていく。

【基準 2 の自己評価】

本学は、建学の理念のもと、各学科で定められた教育の目的を達成すべく、充実した学生生活、時代のニーズに応えられる教育内容、体制を確保している。

この基準 2「学修と教授」は、高等教育機関としての大学にとって中心となる領域であり、その実践において日々の課題でもある。本学は開設からまだ日の浅い大学ではあるが、開学以来、学部教育の確立、大学院修士課程・博士課程の開設と医療教育の本質を見つめつつ、着実に教育研究設備の拡充を図り、独自の工夫をこらし、本学ならではの教育を作り上げるよう努力している。

本学は、各基準項目に関して、上記各項目の記述を総合判断して、基準 2 全体について求められる要件を満たしていると判断している。

基準 3. 経営・管理と財務

3-1 経営の規律と誠実性

《3-1 の視点》

3-1-① 経営の規律と誠実性の維持の表明

3-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

3-1-③ 学校教育法、私立学校法、大学設置基準をはじめとする大学の設置、運営に関連する法令の遵守

3-1-④ 環境保全、人権、安全への配慮

3-1-⑤ 教育情報・財務情報の公表

(1) 3-1 の自己判定

基準項目の 3-1 を満たしている。

(2) 3-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-1-① 経営の規律と誠実性の維持の表明

【事実の説明】

東京有明医療大学（以下本学）の設置者である学校法人花田学園（以下「本学園」）は、「学校法人花田学園寄附行為」（以下「寄附行為」）に、「この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、学校教育を行い、有為な人材を育成すること」を目的として掲げている。

建学の精神については、「豊かな知識と確かな技術、並びに患者目線を大切にす
るバランスの取れた医療人を養成するとともに研究的視点を兼ね備えた人材を育
成し社会に貢献する。」ことをうたっている。これに基づき、教学の理念である「1.
豊かな人間性と高い倫理観とを兼ねそなえた人材の育成」、「2. 保健、医療、福祉
に対する深い見識を持ち、国民の健康づくりに幅広く貢献できる人材の育成」、「3.
確かな技術と深い洞察力をもって健康を望む全ての人に適切な治療とケアを提供
できる人材の育成」「4. 臨床、研究を通じて医療の国際的な発展に貢献することの
できる人材の育成」を教学の理念として学園関係者が共有し、教育を行っている。

これらについては、本学園及び本学のホームページや大学案内等を通じて、広く
社会に公表、表明されている。

【自己評価】

本学園の経営は、「教育基本法」及び「学校教育法」を遵守し、同法の趣旨に従っ
て堅実に運営されている。また、借入金の無い経営を基本とし、本学の設立の精神
や独自の教育を尊重することにより、私立学校としての自主性を確立するとともに、
教育機関に求められる公共性を高めるための組織体制や諸規程を整備して、高等教
育機関として社会の要請に応え得る経営を行っている。

<エビデンス集・資料編>

【資料 3-1-1】学校法人花田学園規程集（寄附行為）【資料 F-1】と同じ

【資料 3-1-2】ホームページ <http://tau.ac.jp/> 【資料 1-1-14】と同じ

（ホームページ→大学案内→建学の歩み）

【資料 3-1-3】東京有明医療大学規程集目次 【資料 F-9】と同じ

3-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

【事実の説明】

本学園「寄附行為」に規定された最高意思決定機関として「理事会」及びその諮問機関として「評議員会」を設置し、目的達成のための運営体制を整えている。本学の使命は、高度な知識と技術、豊かな人間性を兼ね備えた新しい時代の医療人を育成することである。

平成 21（2009）年 4 月に本学を開学した後、より高いレベルでの教育・研究を提供するため、平成 25（2013）年 4 月に保健医療学研究科と看護学研究科で構成される大学院（修士課程）を、更に平成 27（2015）年 4 月には保健医療学研究科博士後期課程を開設した。（保健医療学研究科博士後期課程開設に伴い、保健医療学研究科修士課程という名称は、保健医療学研究科博士前期課程と変更した。）

【自己評価】

上記のように、本学の使命である高度な知識と技術を修得し、豊かな人間性を兼ね備えた新しい時代の医療人を育成する教育・研究環境を整備するための施策を、継続的かつ着実にを行っている。

<エビデンス集・資料編>

【資料 3-1-4】学校法人花田学園規程集（寄附行為） 【資料 F-1】と同じ

【資料 3-1-5】学校法人花田学園規程集（組織規程）

3-1-③ 学校教育法、私立学校法、大学設置基準をはじめとする大学の設置、運営に関連する法令の遵守

【事実の説明】

本学園の「寄附行為」、「学則」及び「諸規程」は、「学校教育法」、「私立学校法」、「大学設置基準」、「私立学校振興助成法」、「学校法人会計基準」等の関係法令に則って作成されており、全ての教職員はこれらの規程（就業規則、事務分掌規程等）や法律を遵守している。各法令等が定める届け出事項も計画的かつ遅滞なく行われ、大学の設置、運営は法令遵守のもとに円滑に行われている。

【自己評価】

「内部監査室」を設け、「学校法人花田学園内部監査規程」を定めて、管理運営面における自己点検機能を導入し、コンプライアンス及び業務監査の充実を図っている。内部監査室の設置による内部監査機能とともに、監事及び会計監査法人と併せて学校法人に関わる三者による学園のガバナンス体制が構築された。

<エビデンス集・資料編>

【資料 3-1-6】学校法人花田学園規程集（寄附行為）【資料 F-1】と同じ

- 【資料 3-1-7】 学校法人花田学園規程集（大学学則）【資料 F-3】 と同じ
- 【資料 3-1-8】 学校法人花田学園規程集（大学院学則）【資料 F-3】 と同じ
- 【資料 3-1-9】 学校法人花田学園規程集（就業規則）
- 【資料 3-1-10】 学校法人花田学園規程集（事務分掌規程）【資料 2-3-1 と同じ】
- 【資料 3-1-11】 学校法人花田学園規程集（文書取扱保存規程）
- 【資料 3-1-12】 学校法人花田学園規程集（経理規程）
- 【資料 3-1-13】 学校法人花田学園規程集（固定資産及び物品管理規程）
- 【資料 3-1-14】 学校法人花田学園規程集（内部監査規程）

3-1-④ 環境保全、人権、安全への配慮

【事実の説明】

本学の校地は、東京都港湾局が中心となって進めている「臨海副都心」の「有明北地区」に位置し、その文教地区と企図された北地区内の「3 区域 3-3-B 街区」の整備計画公募に応募、採用され、東京都港湾局より入手したものである。

校舎建設においては、有明北地区の都市計画—「有明北地区まちづくりガイドライン」に沿いながら、諸官庁はじめ、「有明北地区まちづくり委員会」等の指導も受けつつ、緑豊かなキャンパスとして結実させた。

具体的には、校地東南面に位置させた 2,500 m²のグラウンドは全面天然芝とし、街路より校舎を後退して建て、街路沿いに公開空地を設定し、緑を配し、ブロック敷の舗装等とあいまって地域に開放された空間を提供している。また、体育館（講堂）屋上も緑化し、キャンパス全体の緑化につとめ、緑豊かなキャンパスとして地域の方々にも喜ばれている。

CO2 削減や夏季・冬季の節電対策として省エネルギーへの対策にも積極的に取り組んでいる。具体的な施策としては、毎年クールビズを実施するとともに、節電対策リスト等を作成し、照明器具の間引きやエアコン設定温度の上限・下限の設定などを行っている。

また、教職員はもとより、学生の自覚や協力も不可欠と考え、「2UP3DOWN」等の学内掲示により、エレベータの使用を控え、階段を利用をするよう呼びかける等のエコ啓発活動も行っている。

喫煙については、喫煙可能場所を 1 階ドライエリアの 1 箇所のみ限定し、キャンパス内禁煙としている。将来は全面禁煙としたいが、拙速な全面禁止は結果としてキャンパス周辺への悪影響が危惧されることから、それらを予防する意味も含め、学内検討の上、「1 箇所のみ」という現実路線で実効を狙っている。新入生オリエンテーションでも、上記方針の周知徹底を図っている。

また、学園内におけるハラスメントの防止のための措置並びにハラスメントに起因する問題が生じた場合に、適切に対応するため必要な事項を定めている。学園の全ての教職員及び学生等が公正・安全で快適な環境のもと、学習、教育、研究及び就業の機会と権利を保障するため、「学校法人花田学園ハラスメントの防止等に関する規程」を設け、教職員一人ひとりに高い倫理観を求め、責任ある行動を促している。

研究倫理については、本学が医療系大学ということから、教職員が行う人を対象と

した医学の研究、医療行為等について、ヘルシンキ宣言、人を対象とする医学系研究に関する倫理指針（平成 26 年 12 月文部科学省、厚生労働省）及び個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）に基づき、実施の適否その他の事項を審議するために、本学「倫理審査委員会」を置き、適切に運営履行している。また、学術研究上、公的研究費に関する管理・運営及び研究活動における不正行為への対応を目的とする「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成 26 年改正文部科学大臣決定）及び「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（平成 26 年 8 月文部科学大臣決定）が策定され、本学でも適正な研究費の執行と研究活動が行われるよう、管理責任体制の明確化と取扱要項等の改正・制定を図り、組織的に取り組んでいる。

個人情報保護については、平成 15（2003）年に「個人情報の保護に関する法律」が制定されたことに伴い、本学園でも「学校法人花田学園個人情報保護に関する規程」を制定し、個人情報の適切な取扱いを確保し、個人の権利、利益及びプライバシーの保護に務めている。また、同様に平成 16（2004）年に「公益通報者保護法」の制定に伴い、本学園においても、「学校法人花田学園公益通報に関する規程」を定め、公益通報者の保護、公益通報の処理等にあたっている。

情報セキュリティポリシーについては、情報センターにおいて、学園教職員が学園内で使用する情報を取得、利用、保管その他の取り扱いを行う場合の必要事項が定められ、また、その情報を取り扱う情報機器について適切に利用しつつ、保護を図っている。

安全への配慮・管理については、本学において発生する諸事情に伴う危機に、迅速かつ的確に対処するため、危機管理体制及び対処方法を定め、学園の学生及び教職員の安全の確保を図るとともに、学園の社会的な責任を果たすために「東京有明医療大学危機管理規則」を定めて対応している。また、平成 23（2011）年 3 月 11 日の東日本大震災を教訓として、新たに「防災管理マニュアル」を制定した。防災用品及び飲食物等の備蓄についても計画的に実施している。防犯面については、防犯カメラの設置、職員による巡回等の監視体制を整備し、防犯体制の強化を図っている。AED（自動体外式除細動器）は 5 か所設置し、教職員に対しても操作方法の講習を消防署による防災訓練にて実施している。

【自己評価】

昨今の社会情勢は刻々と変化しており、危機管理、安全対策のあり方も変化しているが、状況変化に対応している。学生が安心して教育が受けられる体制は確保されている。環境保全、人権、安全への配慮は、規程に明確に定められており、組織体制を含めて適切におこなわれていると判断している。

＜エビデンス集・資料編＞

【資料 3-1-15】 クールビズ期間の服装と学内省エネについて

【資料 3-1-16】 学校法人花田学園規程集（ハラスメントの防止等に関する規程）

【資料 3-1-17】 東京有明医療大学規程集（倫理審査委員会規則）

- 【資料 3-1-18】 東京有明医療大学規程集（研究活動行動規範）
- 【資料 3-1-19】 東京有明医療大学規程集（東京有明医療大学における公的研究費の管理に関する取扱要項）
- 【資料 3-1-20】 東京有明医療大学規程集（東京有明医療大学研究活動の不正行為への対応等に関する取扱要項）
- 【資料 3-1-21】 学校法人花田学園規程集（個人情報保護に関する規程）
- 【資料 3-1-22】 学校法人花田学園規程集（公益通報に関する規程）
- 【資料 3-1-23】 東京有明医療大学規程集（東京有明医療大学情報センター規則）
- 【資料 3-1-24】 学校法人花田学園規程集（危機管理規程）
- 【資料 3-1-25】 東京有明医療大学規程集（危機管理規則）
- 【資料 3-1-26】 学校法人花田学園規程集（防災管理規程）
- 【資料 3-1-27】 東京有明医療大学規程集（防災管理規則）
- 【資料 3-1-28】 災害時の対応マニュアル

3-1-⑤ 教育情報・財務情報の公表

【事実の説明】

学校法人としての公共性に鑑み、社会に対する説明責任を果たすため、法人の基本情報、法人の経営及び財政に関する情報、法人が設置する学校の教育研究に関する情報、事業報告に関する情報、設置認可（届出）申請に関する情報等をホームページによって広く公開している。

学校教育法施行規則の一部改正に伴い、平成 23（2011）年 4 月 1 日より施行された教育情報の公表については、ホームページに「情報公開」のページを設け、必要十分な情報にすばやく到達できるよう設定し、年度ごとの事業報告等の最新情報を提供している。

財務情報の公開についても、ホームページ上で計算書類（資金収支計算書、消費収支計算書、貸借対照表、固定資産明細表等）、監査報告書を公開し、閲覧や印刷ができるようにしている。また、財務情報については、計算書類以外にグラフ等を多用して分かりやすさに配慮して公表・公開している。

【自己評価】

教育情報と財務情報は、ホームページにより適切に公開されていると判断している。

<エビデンス集・資料編>

- 【資料 3-1-29】 学校法人花田学園規程集（情報公開規程）
- 【資料 3-1-30】 ホームページ <http://www.tau.ac.jp/>
（ホームページ→情報公開→基本情報）
- 【資料 3-1-31】 学校法人花田学園規程集（財務書類等閲覧規程）

(3) 3-1 の改善・向上方策（将来計画）

経営の規律と誠実性は現状においての求められる水準を満たしていると判断している。

情報公開についても積極的に実施しているが、社会からの信頼を維持し確保していくため、引き続き進めていく。

危機管理については、回避すべきと考えられる危機が多様化し、地震や台風等の自然災害に限らず、停電や新型コロナウイルスの感染や環境汚染、学生事故にまで及んできている。

これらの危機管理体制の実効性の検証を行うとともに、地元自治体等との連携協力を一層強化し、学内のみならず地元を含めた広域的な危機管理体制の構築が必要であると考えており、着実に目標の達成に努めていく。

3-2 理事会の機能

《3-2 の視点》

3-2-① 使命・目的の達成に向けて戦略的意思決定ができる体制の整備とその機能性

(1) 3-2 の自己判定

基準項目の 3-2 を満たしている。

(2) 3-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-2-① 使命・目的の達成に向けて戦略的意思決定ができる体制の整備とその機能性

【事実の説明】

私立学校法に基づき、「学校法人花田学園寄附行為」（以下「寄附行為」という）においても明確に理事会を最高意思決定機関として位置づけている。すべての理事が学校法人の運営に責任を持って参画し、機動的な意思決定ができるよう、理事会は通常年 3 回の定例会及び必要に応じて臨時理事会を開催しており、法人全体の予算、決算、財産の管理・運営、「寄附行為」や重要な規程の改廃、学則に定める学部学科の入学定員、授業料改定等の重要事項の審議・決定を行っている。

理事定数は、「寄附行為」第 5 条第 1 項第 1 号により、9 人と定めており、選任区分は、私立学校法第 38 条で定める第 1 号理事「東京有明医療大学学長、日本鍼灸理療専門学校長及び日本柔道整復専門学校長」、第 2 号理事「評議員のうちから評議員会において選任した者 4 人」、第 3 号理事「学識経験者のうち理事会において選任した者 2 人及び日本鍼灸理療専門学校校長及び日本柔道整復専門学校校長が兼任のため、「寄附行為」第 6 条第 1 項第 6 号により学識経験者のうちから理事会において選任した者 1 人」となっている。理事の任期は 1 号理事を除き 3 年となっている。理事長は、理事総数の過半数の議決により選任する。理事のうち 2 人以内を常務理事とし、理事総数の過半数の議決により選任することができることになっている。現在役員は、理事 9 人、監事 2 人の定数で構成している。

【自己評価】

理事、評議員、監事等の構成及び役割は適正であり、理事長職務の権限も明確に

なされている。理事会の開催頻度は、より増やしていく予定であるが、現状においては理事長と各理事の間で日常的に意見交換を行い、コミュニケーションが取れており、意思決定において問題は生じていないことから、戦略的に意思決定ができる体制は整備されており、的確に機能していると判断している。

<エビデンス集・資料編>

【資料 3-2-1】学校法人花田学園寄附行為 【資料 F-1】と同じ

【資料 3-2-2】学校法人花田学園理事会議事録（写）【資料 F-10】と同じ

【資料 3-2-3】学校法人花田学園評議員会議事録（写）【資料 F-10】と同じ

(3) 3-2 の改善・向上方策（将来計画）

高等教育機関を取り巻く社会の変化は著しい。このような状況の中では、法人の意思決定は的確に迅速に行わなければならない。今後も時代に即応した意思決定ができるよう理事会の機能を強化するとともに、新たな社会的価値観やグローバル化した社会に対応可能な人材の登用、また、参考人、陪席者を出席させることにより、機動力を効率よく反映させるべく、今以上に現場の状況や情報収集にも力を入れていきたい。

3-3 大学の意思決定組織の仕組み及び学長のリーダーシップ

《3-3 の視点》

3-3-① 大学の意思決定組織の整備、権限と責任の明確性及びその機能性

3-3-② 大学の意思決定と業務における学長の適切なリーダーシップの発揮

(1) 3-3 の自己判定

基準項目の 3-3 を満たしている。

(2) 3-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-3-① 大学の意思決定組織の整備、権限と責任の明確性及びその機能性

【事実の説明】

教育に関する大学の最終意思決定機関は、学部については「大学協議会」、大学院においては、「大学院委員会」であり、いずれも学長を議長と定めている。その設置は「大学協議会」は、「東京有明医療大学学則」第 8 条、「大学院委員会」は、「東京有明医療大学大学院学則」第 8 条に規定している。

一方、教育に関する大学の審議機関は、学部においては「教授会」、大学院においては「研究科委員会」である。その設置は、「教授会」は「東京有明医療大学学則」第 7 条により「本学の学部に教授会を置く。」と規定しており、「研究科委員会」は「東京有明医療大学大学院規則」第 9 条により、「大学院の研究科に重要事項を審議するため、研究科委員会を置く。」と規定している。

また、「教授会規則」及び「研究科委員会規則」における審議事項は、「学校教育法及び国立大学法人法の一部を改正する法律」等の改正法の趣旨を踏まえ改正しており、具体的には、教授会又は委員会は、次のことについて審議し、学長の求めや必要に応じ、学長に意見を述べるものとする」と規定している。

- (1) 学生の入学、卒業又は課程の修了
 - (2) 学位の授与
 - (3) その他教育研究に関する重要な事項で、学長が意思決定を行うため、教授会又は委員会の意見を聞くことが必要であると学長が別に定めるもの
- ※学長裁定により「教授会及び研究科委員会における審議事項に関する申し合わせ」を定めている。

教授会における審議については、教授会構成員（各学部教授）の多角的な検討と意見の反映を可能にするため、専門事項を審議する専門委員会において検討、意見の調整が行われる。委員会は、大学運営組織一覧に記述されている委員会が置かれ、全学的な編成で委員が選出されている。委員会の目的に沿った審議結果は、学科会議（各学科教員）で検討・調整を行い、教授会に報告され、必要な審議を行っている。なお、教授会は、各学部長が招集し議長を務めている。原則月1回の定例教授会と臨時教授会によって運営されている。

大学院の研究科委員会は、研究科長、大学院担当教授が構成員となり、研究科長が議長を務め、大学院各研究科の教育研究に関する重要事項を審議している。

【自己評価】

「学校教育法及び国立大学法人法の一部を改正する法律等の改正法等の趣旨を踏まえ、「教授会規則」等の関連規則の総点検・見直しを行い、教育・運営体制は適切に整備されていることから、権限と責任の明確化や機能性は確保していると判断している。審議機関である各委員会等に、教員と職員が委員として参画しており、学科等における問題点や要望についても、委員会等において全学的な方針との調整を図りながら検討されており、トップダウンだけではなく、ボトムアップの体制が整備されていると判断している。

<エビデンス集・資料編>

- 【資料 3-3-1】東京有明医療大学規程集（大学学則）【資料 F-3】と同じ
- 【資料 3-3-2】東京有明医療大学規程集（大学院学則）【資料 F-3】と同じ
- 【資料 3-3-3】東京有明医療大学規程集（大学協議会規則）【資料 1-3-17】と同じ
- 【資料 3-3-4】東京有明医療大学規程集（大学院委員会規則）【資料 1-3-20】と同じ
- 【資料 3-3-5】東京有明医療大学規程集（保健医療学部教授会規則）【資料 1-3-15】と同じ
- 【資料 3-3-6】東京有明医療大学規程集（看護学部教授会規則）【資料 1-3-16】と同じ
- 【資料 3-3-7】東京有明医療大学規程集（保健医療学研究科委員会規則）【資料 1-3-18】と同じ
- 【資料 3-3-8】東京有明医療大学規程集（看護学研究科委員会規則）【資料 1-3-19】と同じ
- 【資料 3-3-9】教授会及び研究科委員会における審議事項に関する申し合わせ

【資料 3-3-10】平成 27 年度東京有明医療大学委員会委員一覧表

3-3-② 大学の意思決定と業務執行における学長の適切なリーダーシップの発揮

【事実の説明】

学長は、理事会で決定された方針に従い、「学校法人花田学園組織規程」第 13 条「学長は大学の学務を担当し、所属職員を督励して大学を代表する。」に則り、大学を統括して大学運営にあたる権限を有するとともに責任を負っている。

【自己評価】

本学の規模による特徴を活かして、管理・運営に関する業務全般に対して、理事長、学長とのコミュニケーションを活発に実施し、効率的かつ円滑に大学の方針や意思決定の伝達・執行についても適切に行われていると判断している。

<エビデンス集・資料編>

【資料 3-3-11】学校法人花田学園規程集（組織規程）（【資料 3-1-5】と同じ）

(3) 3-3 の改善・向上方策（将来計画）

本学の特徴を活かしたスピード感のある意思決定の仕組みや、学長がリーダーシップを発揮しやすい組織となっている。現状の運営を継続させていくだけでなく、社会環境の変化等に柔軟に対応し得る体制を更に強化していく計画である。

3-4 コミュニケーションとガバナンス

《3-4 の視点》

3-4-① 法人及び大学の各管理運営期間並びに各部門の間のコミュニケーションによる意思決定の円滑化

3-4-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックによるガバナンスの機能性

3-4-③ リーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営

(1) 3-4 の自己判断

基準項目の 3-4 を満たしている。

(2) 3-4 の自己判断の理由（事実の説明及び自己評価）

3-4-① 法人及び大学の各管理運営期間並びに各部門の間のコミュニケーションによる意思決定の円滑化

【事実の説明】

学校法人の最高意思決定機関である「理事会」は、年 3 回の定例理事会を開催し、「寄附行為」に規定する議案の審議・決定を行っているが、緊急を要する案件が生じた場合は、随時、臨時理事会を開催し不測の事態に対応している。

理事長、理事会が経営に責任をもつ一方で、学長が担当する教学運営については、学長も出席する理事会においても承認を受けて大学の運営にあたっており、経営と教学の戦略目標に対する意思の統一を図り、責任分担、迅速な意思決定組織を構成している。

教職員全体のコミュニケーションを図るため、毎年 1 月には理事長及び学長の年

頭の挨拶において、大学の運営方針等について共通認識を図っている。

また、大学内コンピュータネットワークや学長名による全学メールを通して、全教職員における情報の共有と活用を行っている。

【自己評価】

経営と教学の責任分担によって、学長が推進する教学運営を理事長が経営面から支えるという体制が整っており、経営と教学の連携、意思決定の迅速化が図られていると判断している。

<エビデンス集・資料編>

【資料 3-4-1】学校法人花田学園規程集（寄附行為）【資料 F-1】と同じ

【資料 3-4-2】学校法人花田学園規程集（組織規程）【資料 3-1-5】と同じ

【資料 3-4-3】学校法人花田学園理事会議事録（写）【資料 F-10】と同じ

3-4-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックによるガバナンスの機能性

【事実の説明】

学園の最高機関である「理事会」の構成員には、「寄附行為」第 6 条に基づき、大学から学長をはじめ 4 人が選任されている。「評議員会」についても、「寄附行為」第 24 条に基づき、大学に所属する教職員 5 人が選任されており、法人と大学は、普段より連絡調整を密に図り、十分な協議を重ね意思決定が行われている。

本学園のガバナンスとしては、「寄附行為」第 16 条に監事の職務が規定されており、次のような業務を行う。

- (1) この法人の業務を監査すること。
- (2) この法人の財産の状況を監査すること。
- (3) この法人の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了 2 月以内の理事会及び評議員会に提出すること。
- (4) 第 1 号または第 2 号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見した時は、これを文部科学大臣に報告し、又は理事会及び評議員会に報告すること。
- (5) 前号の報告をするために必要があるときは、理事長に対して評議員会の招集を請求すること。
- (6) この法人の業務又は財産の状況について、理事会に出席して意見を述べること。

「寄附行為」第 1 項第 2 号による監事の定数は 2 人であり、「監事はこの法人の理事、職員（学長、校長、教員、その他の職員を含む）又は評議員以外の者であって、理事会において選出した候補者のうちから、評議員会の同意を得て、理事長が選任する。」と定められている。現在 2 人の非常勤の監事が選任され就任している。任期は 3 年となっている。監事は常時理事会に出席し法人の業務の監査等を行っている。

「評議員会」は、「寄附行為」第 23 条で「この法人の業務若しくは財産及び収

支の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができる。」と定めている。評議員の定数は20人をもって組織する。選任区分は、「寄附行為」第24条で、第1号評議員「この法人の職員で、理事会において推せんされた者のうちから、評議員会において選任した者10人」、第2号評議員「この法人の設置する学校を卒業した者で、年齢25年以上の者のうちから、理事会において選任した者6人」、第3号評議員「学識経験者のうちから、理事会において選任した者4人」と規定している。評議員会は理事長が招集する。議長は、評議員会において選任する。現員は、第1号評議員10人、第2号評議員6人、第3号評議員4人の合計20人であり、任期は3年である。

【自己評価】

法人及び各学校間の相互チェック体制は有効に機能していると判断している。

また、監事及び評議員会の役割機能は、法令並びに学園規程に則り、有効に機能していると判断している。

<エビデンス集・資料編>

【資料 3-4-4】学校法人花田学園規程集（寄附行為）【資料 F-1】と同じ

【資料 3-4-5】学校法人花田学園理事会議事録（写）【資料 F-10】と同じ

【資料 3-4-6】学校法人花田学園評議員会議事録（写）【資料 F-10】と同じ

3-4-③ リーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営

【事実の説明】

理事長は理事会をまとめ、学園の経営にリーダーシップを発揮している。また、日頃より教職員とのコミュニケーションを頻繁に図り、重要な施策についても、理事長からのトップダウンはもとより、各委員会や連絡会議等からボトムアップが行われ、審議、決定されている。

また、理事長に対して決裁等を求める機能として、「学校法人花田学園稟議決裁規程」を制定し、稟議事項やその範囲、方法を定めている。本学園の基本方針に基づいて各部署で起案された本学園の運営に関する計画や提案事項は、この規程によって決裁されることになっている。

【自己評価】

日常からのコミュニケーションが十分に図られていることを含め、理事会、理事長等からのトップダウンによる施策と、教職員の意見を反映したボトムアップによる問題解決の提案、情報の収集と共有化等が円滑に機能していると判断している。

<エビデンス集・資料編>

【資料 3-4-7】学校法人花田学園規程集（稟議決裁規程）

(3) 3-4 の改善・向上方策（将来計画）

本学の特徴を活かし、経営と教学のコミュニケーションをより円滑にし、迅速な意思決定を行える組織の継続と質向上に向けて今後とも努力する。また、教職員一人ひとりが、法令や学内規程の趣旨の理解を深め、本学園全体のガバナンスがより一層強化できるよう、学園は教育及び啓発活動を行い、学園の永続性を保ち、新しい未来に向けた発展を指向し、質の高い教育体制を構築していく所存である。

3-5 業務執行体制の機能性

《3-5 の視点》

3-5-① 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した組織編制及び職員の配置による業務の効果的な執行体制の確保

3-5-② 業務執行の管理体制の構築とその機能性

3-5-③ 職員の資質・能力向上の機会の用意

(1) 3-5 の自己判定

基準項目の 3-5 を満たしている。

(2) 3-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-5-① 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した組織編制及び職員の配置による業務の効果的な執行体制の確保

【事実の説明】

組織体制については、「学校法人花田学園組織規程」に規定されており、組織図（図 1-3-1、10 ページ参照）のように組織され、系統的、能率的に目標を達成するために、必要な組織を定めている。また、業務遂行のために、「学校法人花田学園事務分掌規程」を定め、各部署の果たす役割を明確にしている。

【自己評価】

学園の使命・価値・ビジョンを実現するための柔軟な組織体制が整っており、必要に応じた人材の確保も機動的にできていると判断する。

＜エビデンス集・資料編＞

【資料 3-5-1】学校法人花田学園規程集（組織規程）【資料 3-1-5】と同じ

【資料 3-5-2】学校法人花田学園規程集（事務分掌規程）【資料 2-3-1】と同じ

【資料 3-5-3】学校法人花田学園規程集（就業規則）【資料 3-1-9】と同じ

3-5-② 業務執行の管理体制の構築とその機能性

【事実の説明】

本学園の管理部門は、法人本部、大学事務局、専門学校事務局の 3 部門体制をとっている。法人本部長の統率のもと、各セクションからの企画立案や問題解決等に機動的にあたっている。

教学部門は、各学科が主体となって運営し、大学については、各学科長が中心となり主体的な学科運営を行なうほか、学科長が学部長、学長と連携し共にリーダーシップを発揮している。大学事務局には、総務部、財務部、学務部を設置しているが、その活動においては教員の教育活動のみならず、公的研究支援室を設置するなど、研究支援の充実に努めている。教学部門において想起・提案される事項については、教授会の諮問機関として各委員会が置かれており、教員のみならず、職員も加わった形で検討審議が実施されている。このように、本学では教員組織と事務組織、あるいは事務組織間の連携を重視しており、各部門を縦割りではなく、横断する会議体を組織している。具体的には以下のとおりである。

「教務委員会」（毎月開催）は、教育関係事項を審議することを目的とした組織で各学科から選出された教員各 2 人及び学務部長で組織されている。教員と事務職員が情報共有と意見調整することで、教学部門の業務遂行や合理化と改善に対応している。

「学生委員会」（毎月開催）は、学生関係事項を審議するための委員会で、各学科から選出された教員各 2 人及び学務部長で組織されている。また、「就職委員会」（2 月に 1 回開催）は、学生の就職、進学、その他学生の進路に関する事項について協議し必要な対策を講じる。各学科及び学生課と密接な連携を図り、それぞれの部署より選出された委員が中心となっていく。

事務部門では、「事務連絡会」（毎週開催）を開催し、メンバーは事務局長及び各部課長が出席している。各種会議等の決定事項の伝達やスケジュール調整等をするとともに、事務局内の意見調整や事務機能改善の提案等がなされている。

【自己評価】

部門を横断する各種の会議を定期的に行い、情報の共有と部門間の調整をすることにより、各部署での戦略を迅速に遂行・展開できる組織体制になっていると判断している。

<エビデンス集・資料編>

【資料 3-5-4】東京有明医療大学規程集（教務委員会規則）【資料 1-3-21】と同じ

【資料 3-5-5】東京有明医療大学規程集（学生委員会規則）【資料 1-3-22】と同じ

【資料 3-5-6】東京有明医療大学規程集（就職委員会規則）【資料 1-3-24】と同じ

【資料 3-5-7】教務委員会議事録（写）【資料 1-3-25】と同じ

【資料 3-5-8】学生委員会議事録（写）【資料 1-3-25】と同じ

【資料 3-5-9】就職委員会議事録（写）【資料 1-3-25】と同じ

3-5-③ 職員の資質・能力向上の機会の用意

【事実の説明】

新規に採用される教職員に対しては、毎年 4 月 1 日の辞令交付式の後に新人教職員オリエンテーションを行い、理事長、学長より建学の精神や新人教職員に期待することについての講話をはじめとして、教育システム、情報システム等、本学教職員として身につけておくべきことについて、各部署の担当者より説明を行っている。

実務担当者や管理職・準管理職者対象の研修については、業務内容の専門に特化した学外研修に参加し、担当する実務分野の知識習得の手段として活用している。

また、多くの大学関係団体による研修会等や大学内における学内外講師による講演会への参加も全職員を対象として積極参加を促している

FD 研修会（SD 含む）実施状況について、本学では「自己点検・評価委員会」を通じて企画運営が図られている。各種委員会から計画された講演会・セミナー等についても内容によって協賛するなどして、全教職員に参加するよう推奨している。FD 研修会（SD 含む）にも事務職員が参加している。また、公的研究費の採択者を対象としたコンプライアンス及び研究倫理に係る研修会をワークショップ形式で行った。本年度開催されたセミナー等は、【資料 2-8-4】のとおりである。

【自己評価】

職員の能力開発に対する支援、新規採用の教職員に対する研修等、職員の資質・能力向上の機会が十分に提供されていると判断している。

＜エビデンス集・資料編＞

【資料 3-5-10】教職員オリエンテーション資料集

【資料 3-5-11】FD 研修会実施一覧（SD 含む）【資料 2-8-4】と同じ

(3) 3-5 の改善・向上方策（将来計画）

社会の経済基盤や産業構造が大きく変化するとともに、少子化が顕著となる背景もあり、私学を取り巻く環境は一層厳しくなっている。このような時代のニーズに対応した教育を進めるうえで、高度な知識や対応力を有する職員の養成が不可欠であり、教員と事務職員が協力し、これらに対処する必要に迫られている。教員は自らの専門領域以外の知識や業務遂行力が求められ、職員も教育者としての視点が求められ、両者ともに、より一層の研鑽が必要と考えられる。コンプライアンス・研究倫理教育について、すべての教員、大学院生さらに学部学生まで実施する予定である。本学がより質の高い教育機関として永続的に存在し発展していくために、教職員一人ひとりがその持てる能力を十分に発揮できるよう、人事計画や適切な組織編成を考慮した採用計画の策定が継続的に実施されることが強く望まれている。幸いに本学教職員の経歴は多彩であり、年齢層も幅広く、将来に可能性を秘めた教職員が多数おり、将来が大いに期待でき、今後も資質・能力向上のための SD 等、組織的取り組みを継続する。

3-6 財務基盤と収支

＜3-6 の視点＞

3-6-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

3-6-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

(1) 3-6 の自己判定

基準項目 3-6 を満たしている。

(2) 3-6 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-6-①中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

【事実の説明】

本学園は、半世紀余に亘り、はり師・きゅう師・あん摩マッサージ指圧師・柔道整復師の養成機関としてその役割を果たして来た。これらを基盤に、本学は平成 21（2009）年 4 月に保健医療学部（鍼灸学科・柔道整復学科）・看護学部看護学科の 2 学部 3 学科で、医療の統合と未来が融合する高等教育機関として、代替医療の担い手を育成すべく新しい大学として開学した。

事業計画では、予算編成において各部門・部署からの予算案をもとに経常的経費の通常予算と単年度・新規分の特別予算を必要性・緊急性・優先性を勘案して作成し、開設以来大学・大学院修士課程の設置履行計画を、また平成 26（2014）年度には大学院保健医療学研究科博士課程の増設認可による開設準備に優先的に遂行している。

学園全体の過去 5 年間の帰属収支差額は、大学開設以降支出超過であったが、大学完成年度の平成 25（2013）年度は決算上 7,569 万円の赤字ではあったものの、特殊要因の土地処分損を除くと 230.3 百万円の収入超過となった。平成 26（2014）年度は前年度程度の状況である。（表 3-6-1）。

【自己評価】

大学の完成年度を経過し、保健医療学部の入学定員未充足という大変厳しい状況ではあるが、特に保健医療学部鍼灸学科の定員充足率も微増ながら改善されつつあり、学園全体の帰属収支差額も収入超過に好転している。

表 3-6-1 帰属収支差額の推移(過去 5 年間)

(単位 千円)

	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度
学園全体	△ 318,421	△ 180,981	98,407	△ 75,690 ※土地処分 を除くと 230,310	199,447
大 学	△ 631,985	△ 497,811	△ 242,083	△ 114,722	△ 125,588
備 考			大学完成年 度	大学院修士 課程設置	大学院博士課程増 設認可、開設準備

<エビデンス集・資料編>

【資料 3-6-1】平成 26 年度事業計画書 【資料 F-6】と同じ

【資料 3-6-2】平成 26 年度事業報告書 【資料 F-7】と同じ

【資料 3-6-3】決算報告書（平成 22 年度～平成 26 年度）

<エビデンス集・データ編>

【表 F-2】学部・学科の学生定員及び在籍学生数

【表 2-1】学部、学科別の志願者数、合格者数、入学者数の推移（過去 5 年間）

【表 2-2】学部、学科別の在籍者数（過去 5 年間）

【表 3-5】消費収支計算書関係比率（法人全体のもの）（過去 5 年間）

【表 3-6】消費収支計算書関係比率（大学単位）（過去 5 年間）

3-6-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【事実の説明】

平成 26（2014）年度消費収支状況は、大学の帰属収支差額においては 1 億 2,559 万円の支出超過となり、収入の大半を占める学生生徒等納付金収入において、保健医療学部の開学初年度からの入学定員未充足が影響している。

その中で平成 25（2013）年度においては、大学完成年度（平成 24（2012）年度）と比較すると、1 億 2,736 万円改善されており、収支上大変厳しい状況ではあるが、年度が進むにつれて改善され、健全とはいえないまでも収支状況は徐々に好転している。大学完成年度を迎え、私立大学等経常費補助金等の交付もその要因となっている。学園全体の帰属収支差額では、大学開設年度から支出超過が続いているが、大学完成年度を迎えて 9,841 万円の収入超過に転じ 2 億 7,939 万円改善された。更に平成 25（2013）年度には資産処分差額で 3 億 600 万円の土地処分を除くと約 2 億 3,000 万円の収入超過となった。この数値を勘案すると、平成 26（2014）年度の大学及び学園全体の決算は、ほぼ横ばいの状況となった。

学園全体の貸借対照表関係比率では、平成 26（2014）年度「自己資金構成比率」は 95.1%で「基本金比率」はほぼ 100%であり自己資金が充実している。また、大学設置時も借入れをせずに、現在も借入金に依存することなく自己資金で運営し、「総負債比率」は 5.1%と極めて良好な数値となっており、安定した財政基盤を維持している。

【自己評価】

保健医療学部の入学定員の未充足が収支に大きく影響を及ぼしているが、収容人数は年々増加傾向にあり、収支のバランスは徐々に好転している。財務上、無借入で安定した財務基盤を維持している。

<エビデンス集・資料編>

【資料 3-6-4】決算報告書（平成 22 年度～平成 26 年度） 【資料 3-6-3】と同じ

<エビデンス集・データ編>

【表 2-1】学部、学科別の志願者数、合格者数、入学者数の推移（過去 5 年間）

【表 2-2】学部、学科別の在籍者数（過去 5 年間）

【表 3-5】消費収支計算書関係比率（法人全体のもの）（過去 5 年間）

【表 3-6】消費収支計算書関係比率（大学単位）（過去 5 年間）

【表 3-7】貸借対照表関係比率（法人全体のもの）（過去 5 年間）

【表 3-8】要積立額に対する金融資産の状況（法人全体のもの）（過去 5 年間）

(3) 3-6 の改善・向上方策（将来計画）

大学は平成 24（2012）年度に完成年度を迎えたが、保健医療学部の入学生定員の未充足の状況下で、喫緊の課題として学生確保のために全力を傾注しなければならない。また、補助金や外部資金を有効に活用することで、更なる財務基盤の健全化に努める。

3-7 会計

《3-7 の視点》

3-7-① 会計処理の適正な実施

3-7-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

(1) 3-7 の自己判定

基準項目 3-7 を満たしている。

(2) 3-7 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-7-①会計処理の適正な実施

【事実の説明】

会計処理は、学校法人会計基準及び本学園の経理規程等に則って適正な会計処理を実施している。また、会計上や税務上で取扱に疑義が生じた場合には、公認会計士や税務当局に適宜指導を受けて、適切に業務を遂行している。

会計の集計処理においては、開学時より学園全体を総括的に管理できる会計システムを導入し、集計処理速度並びに正確性のもとに処理されており、集積したデータで適宜状況の把握をしている。各予算単位責任者のもとに配付された予算が、より適切に管理することができる体制となっている。

【自己評価】

学校法人会計基準等に基づき、適正に会計処理が実施されていると判断する。

＜エビデンス集・資料編＞

【資料 3-7-1】 学校法人花田学園規程集（経理規程）【資料 3-1-12】と同じ

【資料 3-7-2】 学校法人花田学園規程集（経理規程施行細則）

【資料 3-7-3】 学校法人花田学園規程集（固定資産及び物品管理規程）

【資料 3-1-13】と同じ

【資料 3-7-4】 学校法人花田学園規程集（固定資産及び物品等の契約事務取扱規程）

3-7-②会計監査の体制整備と厳正な実施

【事実の説明】

公認会計士による監査は、私立学校振興助成法第 14 条第 3 項に基づき会計帳簿書類及び決算書類等によって中間監査・決算監査を実施し、適宜予算管理と執行に伴う会計処理及び組織運営状況等の内部統制の検証などを含めての指導を受け、決算時に総合的な評価を受けている。

監事による監査は、私立学校法第 37 条第 3 項及び学校法人花田学園寄附行為第 16 条に基づき、財政状況と理事の業務執行状況等について行っている。決算時に評議員会・理事会に監査報告書を提出し報告を行っている。

内部監査室による監査は、毎年公的研究費の科学研究費に係る通常監査・特別監査を実施している。

【自己評価】

会計監査について、公認会計士・監事・内部監査室がそれぞれの立場から適時に監査を行う体制が整備されており、厳正な実施がなされていると判断する。

＜エビデンス集・資料編＞

【資料 3-7-5】 平成 26 年度公認会計士の監査報告書

【資料 3-7-6】 平成 26 年度監事の監査報告書

【資料 3-7-7】 学校法人花田学園規程集（寄附行為） 【資料 F-1】 と同じ

【資料 3-7-8】 学校法人花田学園規程集（内部監査規程）【資料 3-1-14】 と同じ

(3) 3-7 の改善・向上方策（将来計画）

現在の適正な会計体制及び監査体制を維持するとともに、文部科学省からの諸通知及び日本公認会計士協会の指針等に留意し、引き続き遺漏のないよう適切に対応していくものとする。

【基準 3 の自己評価】

本学は教育内容、体制を支えている経営・管理及び財務においても、しっかりとした体制を確保している。

開設からまだ日の浅い大学であり、「3-6 財務基盤と収支」でも述べたように、一部の学科における定員未充足による帰属収支不均衡という課題を抱えているものの、学園全体として無借入で安定した財務基盤を維持し、課題克服への努力が継続されている。

本学としては、各基準項目に関して、上記各項目の記述を総合判断して、基準 3 全体について求められる要件を満たしていると判断している。

基準 4. 自己点検・評価

4-1 自己点検・評価の適切性

《4-1 の視点》

4-1-① 大学の使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価

4-1-② 自己点検・評価体制の適切性

4-1-③ 自己点検・評価の周期等の適切性

(1) 4-1 の自己判定

基準項目4-1 を満たしている。

(2) 4-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-1-① 大学の使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価

【事実の説明】

本学の教育研究水準の向上と活性化を図り、また本学の理念、各学部学科の目的及び社会的使命の達成を推進することを目的に自己点検・評価をする。自己点検・評価に当たっては、「大学評価委員会」を設置し、本委員会を中心として本学の教育及び研究活動に携わる全部門により、「大学機関別認証評価」を受審することを念頭に、以下の項目を中心として評価基準を明確化し、点検評価を図る。具体的な自己点検・評価項目としては、以下の項目について自己点検・評価を行う。

①建学の精神・大学の基本理念及び使命・目的、②教育研究施設、③教育課程、④学生、⑤教員、⑥職員、⑦管理運営、⑧財務、⑨教育研究環境、⑩社会連携、⑪社会的責務

これらの項目について、本学の具体的実施内容と活動状況を、エビデンス、資料に基づき、記録、分析、公表を通じて自らを対象化・透明化することによって自己点検・評価を実施する。

【自己評価】

以上のように、使命・目的に即した独自の自己点検・評価を実施していく体制ができていると判断している。

<エビデンス集・資料編>

【資料4-1-1】東京有明医療大学規程集（評価委員会規則）

4-1-② 自己点検・評価体制の適切性

【事実の説明】

自己点検・評価に関して、必要な事項を定めた「大学評価委員会規則」に則り、学長を委員長とし、次に掲げる委員をもって組織されている。

学長、研究科長、学部長、学科長、各研究科・学科より選出された者、事務局長からなる。

委員会での主な審議事項等は以下のとおりである。

- ・教育研究等の状況に係る自己点検・評価に関する事項
- ・教育内容等の改善のための組織的な研修等に関する事項

- ・ 教育研究等の状況に係る公表に関する事項
- ・ その他評価等に関する事項

平成26(2014)年度の主な活動実施内容は以下のとおりである。

- ・ 前年度までの授業評価アンケートの蓄積を踏まえ、専任教員を対象に「授業改善計画書」の作成をし、その全学的な取りまとめを行った。
- ・ 新任教員のための研修会等(4月)
- ・ FD セミナーの開催
- ・ 平成26(2014)年度版「自己点検評価書」「エビデンス集」の作成
- ・ 平成27年度大学機関別認証評価（日本高等教育評価機構）への申請と受審の体制整備及び着手

【自己評価】

本学において自己点検・評価に関わる取り組みと実施の周期は十分とはいえないものの、組織的な取り組みを実施しており、「大学評価委員会」が中心となつて、教職員協働のもと、法人組織とも連携が担保されており、自己点検・評価体制は適切であると判断している。

<エビデンス集・資料編>

- 【資料 4-1-2】平成25年度授業評価アンケート【資料2-6-1】と同じ
- 【資料 4-1-3】平成26年度授業改善計画書【資料2-6-2】と同じ
- 【資料 4-1-4】教職員オリエンテーション資料集【資料3-5-10】と同じ
- 【資料 4-1-5】FD研修会実施一覧（SD含む）【資料2-8-4】と同じ

4-1-③ 自己点検・評価の周期等の適切性

【事実の説明】

大学機関別認証評価の書式に基づいた自己点検評価書の取りまとめは、平成 27 (2015) 年 4 月に公表している。

【自己評価】

本学は開学当初より「大学評価委員会」を設置し、授業評価アンケートや FD 活動を中心に活動を重ねてきたが、全般的な自己点検評価の取りまとめは今回が初めてとなり、周期の確立には到っていない点は謙虚に反省点としたい。

大学完成年度平成 24 (2012) 年度には、大学院修士課程の申請を行い、無事に完成翌年度から大学院を開設し、学部修了者を途切れなく大学院に迎えることができた。また、平成 26 (2014) 年度には大学院保健医療学研究科の博士後期課程の設置認可申請を行い、平成 27 (2015) 年 4 月には開設した。今後は自己点検、評価を周期的に取り組んでいく計画である。

(3) 4-1 の改善・向上方策（将来計画）

今回、大学機関別認証評価に沿った全般的な自己点検・評価の取りまとめを初め

て行った。これをステップとして、平成27年度に認証評価機関による大学機関別認証評価受審に向け進める。

また、今回の自己点検評価を活かし、これからの大学運営に役立てていきたい。

4-2 自己点検・評価の誠実性

《4-2 の視点》

4-2-① エビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価

4-2-② 現状把握のための十分な調査・データの収集と分析

4-2-③ 自己点検・評価の学内共有と社会への公表

(1) 4-2 の自己判定

基準項目 4-2 を満たしている。

(2) 4-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-2-① エビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価

【事実の説明】

各エビデンスの多くは本学ホームページ等で公表しているものである。また、学園ホームページにもつながっており、学園としての情報も公開している。自己点検評価は、これらのエビデンスに基づき、学内で透明性をもって実施された。その結果は本学ホームページで公開している。

【自己評価】

エビデンスに基づく自己点検・評価を実施している。大学全体での取りまとめは今回が初回となるが、今後、継続的に自己点検・評価活動を続けていく。

＜エビデンス集・資料編＞

【資料 4-2-1】 ホームページ <http://www.tau.ac.jp/>

（ホームページ→情報公開→自己点検評価書）

4-2-②現状把握のための十分な調査・データの収集と分析

【事実の説明】

学生・教職員に関係する各種データ及び財務に関するデータ等や経年で保存された情報を分析することにより得られた分析結果は、学生のニーズの変化や財務状況の傾向等を示すもので、大学の教育研究上、また管理運営に有用な情報である。これらの情報は今後の課題等の根拠資料として有効活用ができ、蓄積された情報は、大学（学園）の財産になるものである。

【自己評価】

収集した調査・データ資料は、大学評価委員会において機能的に活用されており、分析結果については、情報発信され適切に実施されていると判断している。

＜エビデンス集・資料編＞

【資料 4-2-2】 ホームページ <http://www.tau.ac.jp/>
(ホームページ→情報公開→基本情報)

4-2-③ 自己点検・評価の学内共有と社会への公表

【事実の説明】

自己点検・評価の結果等の関連情報の発信手段としては、大学のホームページや各種制作物を活用し、学内外へ公表している。

【自己評価】

各種の自己点検・評価は、学内共有と社会への公表は、ホームページや各種制作物を通じて適切に実施されていると判断している。

＜エビデンス集・資料編＞

【資料 4-2-3】 ホームページ <http://www.tau.ac.jp/>
(ホームページ→情報公開→自己点検評価書) 【資料4-2-1】と同じ

(3) 4-2 の改善・向上方策（将来計画）

今後も着実な自己点検・評価を行うことにより、透明性の高い、エビデンスに基づいた自己点検・評価システムの構築を目指す。

4-3 自己点検・評価の有効性

《4-3 の視点》

4-3-① 自己点検・評価の結果の活用のための PDCA サイクルの仕組みの確率と機能性

(1) 4-3 の自己判定

基準項目 4-3 を満たしている。

(2) 4-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-3-① 自己点検・評価の結果の活用のための PDCA サイクルの仕組みの確率と機能性

【事実の説明】

自己点検・評価・改善のそれぞれの活動の中でも、大学を改革し発展させるための最も重要なことは、全学を挙げて達成に取り組む姿勢と不断の努力の積み重ねであると考え、全学を挙げて取り組んでいる。

本学園では、1年サイクルで「事業計画書」及び「事業報告書」を作成し、自己点検評価を実施している。

【自己評価】

これまで、学園では1年サイクルで自己評価活動を実施してきており、大学で

も今回「大学機関別認証評価」に沿った自己点検評価を取りまとめた。今後、大学の自己点検・評価と学園での継続的な活動を結びつけて定着を図り、教育研究をはじめとする大学運営全般の改善・向上に資したい。

＜エビデンス集・資料編＞

【資料 4-3-1】平成26年度事業計画書 【資料F-6】と同じ

【資料 4-3-2】平成26年度事業報告書 【資料F-7】と同じ

【資料 4-3-3】ホームページ <http://www.tau.ac.jp/>

(ホームページ→情報公開→自己点検評価書) 【資料4-2-1】と同じ

(3) 4-3 の改善・向上方策（将来計画）

自己点検・評価に則り、教育に係わる様々な情報を集約し、教育の質の保証に向けたシステムを構築できていると判断されるが、今後、PDCA サイクルを取り入れた取り組みを実施していく。

【基準4の自己評価】

評価体制の整備とともに、自己点検・評価を行っている。開学間もない大学ではあるが、高等教育機関として、将来にわたって相応しい教育、研究の水準を保ち、建学の精神に則り、大学の使命・目的及び教育目的の実現を継続的に実施し、評価点検・改善を行っている。

Ⅳ. 大学が使命・目的に基づいて独自に設定した基準による自己評価

基準 A. 社会連携

A-1 社会との連携

《A-1 の視点》

A-1-① 地域との連携

A-1-② 社会への発信

A-1-③ 国際交流の構築

(1) A-1 の自己判定

基準項目の A-1 を満たしている。

(2) A-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

A-1-① 地域との連携

【事実の説明】

東京有明医療大学（以下「本学」という）の目的である「深く保健、医療、福祉に関する専門の学問を教授研究し、職業及び社会生活に必要な教育を施し、高い倫理観に基づく人間形成を重んじ、国民の保健衛生に寄与すると共に、国際性に富む有為の人材を育成すること」（学則第 1 条）に基づいた本学の特徴及び教員の研究成果を生かし、本学の人的・物的資源を提供して密接に地域との連携を図るために、以下のような活動を行っている。

1) 附属医療施設の開設と運営

本学の医療資源を社会に提供して、地域との密接な連携をはかるため、附属クリニック、附属鍼灸センター、附属接骨センターの 3 医療施設を大学内に設置し、地域医療に貢献している。【資料 A-1-①-1 参照】

i) 附属クリニック

附属クリニックは本学学生の臨床医学教育並びに地域医療貢献のために、平成 23（2011）年 6 月に開設した。学生教育としては、保健医療学部鍼灸学科 3 年生の「診療所実習」及び同学部柔道整復学科 4 年生の「臨床実習」の実習場所となっている。地域医療貢献としては、保険医療機関として、いずれも本学教授である 5 人の医師が外来診療を行っている。診療時間は午前 9 時～午前 12 時、午後 1 時 30 分～4 時 30 分で、診療日は月曜日～金曜日の毎日である。標榜科は内科、外科、整形外科である。また、東京都江東区医師会に加盟して地域連携をはかるとともに、近隣の昭和大学江東豊洲病院、順天堂東京江東医療センター、東京都立墨東病院の連携医療機関として、高度先進医療への地域住民の橋渡しを行っている。

ii) 附属鍼灸センター

附属鍼灸センターは、平成 23（2011）年 1 月に開設し、平成 24（2014）年 3 月からは卒後研修制度を導入している。本学教授を始めとする教員並びに免許を有する大

学院生、研修生が最先端の研究成果を活かした施術を行っており、教育機関としての機能を果たすとともに、近隣住民への鍼灸治療や健康指導を通じて本学の人的・物的資源を広く社会に提供している。

平成 23（2011）年 1 月に開設以来、施設利用患者数は年々増加し、特に近隣住民の利用が多い。学生の臨床実習の場であると同時に臨床研究の場、鍼灸啓発の場の役割を担っているが、鍼灸医療を通して、地域住民の健康のサポート、地域医療への貢献を積極的に果たしている【資料 A-1-①-2 参照】。

iii) 附属接骨センター

平成 23（2011）年 3 月、柔道整復学科学生の臨床実習の場として、また、隣接する小学校・中学校・高等学校の生徒や地域住民の運動器外傷の治療や予防指導を目的として、東京有明医療大学附属接骨センターが開設された。

また、本附属接骨センターは、江東区地区災害医療における「緊急医療救護所」として、地震その他の災害時には災害拠点病院、災害拠点連携病院、江東地区災害医療コーディネーターと連携して、救護活動に参加する。

近隣の小学生や中学生のスポーツ外傷の治療、予防指導を行い、信頼関係を高めている。また、超音波エコーを用いての評価、最新の治療機器、運動療法など有意義な臨床実習がなされていると考える。

接骨院に馴染みがない地域的な特性もあるが、いまだ患者数が少ない現状にある。臨床実習の場としても多くの症例が必要であり、今後、今まで以上に地域活動に参加し、患者数の増加を図る必要がある。【資料 A-1-①-3 参照】

2) 東京マラソンへの協力

一般財団法人東京マラソン財団からの依頼により、ボランティア・スタッフとして本学の学生 10 人が、救護スタッフの一員として協力している。なお、大学正面入口付近は、マラソンコースのちょうど 40 km 給水地点にあたり、救護エリア、消防署待機所、臨時トイレの設置場所を毎年提供している。

また、学内においても、沿道の観客に休憩所の提供や、アスレティックトレーナーコースに在籍中の学生による「体力測定」や、柔道部による「とん汁の炊き出し」を行い、地域と連携しマラソン大会の運営に協力をしている。

【資料 A-1-①-4 参照】



3) 東京有明医療大学柔道教室

日 時：毎週金曜日 17 時 30 分～19 時

場 所：東京有明医療大学柔道場（168 畳）

指導者：橋本 昇（柔道整復学科教授 講道館柔道八段）

徳安秀政（柔道整復学科講師 講道館柔道七段）

櫻井敬晋（柔道整復学科准教授 講道館柔道四段）

対象者：幼児、小学生、中学生、一般

現在の入門者（15 人）

この柔道教室は、地域の幼児・小学生・中学生・一般を対象に柔道を通じて、心身の鍛錬と精神の修養につとめて人格の完成をはかり、社会に貢献できる青少年の健全育成と柔道の普及発展を図ることを目的として実施している。

平成 27（2015）年 4 月より、現行の金曜日に水曜日を加え、拡大して実施している。【資料 A-1-①-5 参照】

4) 公立中学校柔道授業支援

中学校武道必修化に伴い、平成 23（2011）年度より、隣接の江東区立有明中学校柔道授業の支援を実施している。

実施期間：11 月～12 月（中学 1 年～3 年生が対象）

場 所：東京有明医療大学柔道場

本学の柔道場は、安全に授業が行える条件が整っており、安全に指導できる環境であるため、江東区立有明中学校に柔道場を貸し出している。

指導協力：柔道整復学科教員

柔道経験豊富な教員が多いことから柔道整復学科の教員で柔道指導の補助を行っている。

【資料 A-1-①-6 参照】

5) 江東区総合防災訓練のボランティア

主 催：江東区

開催日：平成 26（2014）年 8 月 31 日（日）

参加者：9 人

会 場：都立木場公園 多目的広場

【内容】

江東区役所防災課の依頼を受け、江東区総合防災訓練（会場：都立木場公園 多目的広場）に、本学生が消防署・消防団・自衛隊・医師会などの防災関係機関による救出救護訓練の患者役としてボランティアに参加。医師や看護師等のボランティアの方と、災害発生から救助、応急処置までの一連の流れを行い、地域活動に貢献するとともに、参加者にとっても貴重な経験となった。

【資料 A-1-①-7 参照】



6) 図書館開放

附属図書館は、既に学内利用者のみならず、満 15 歳以上の学外の方へも利用開放している。平成 26 (2014) 年度については、さらなる地域貢献として、対象を中学生にまでに拡大した。開放時期は、利用しやすい夏休み期間に設け、主に近隣の中学生・高校生に向けて PR し無料開放した。中高生が集中して課題や試験勉強等に取り組める学習スペースと、学校図書室では収集されにくい医療初学者向けの図書や、本学専門分野（鍼灸・柔道整復学・看護学・スポーツ関連）の資料に触れてもらう機会を提供した。

※添付資料〈「オープンライブラリー2014」PR 用ポスター兼配布チラシ〉

【資料 A-1-①-8 参照】

7) 東京都江東区立有明中学校「有明祭」への参加

開催日：平成 26 年 10 月 25 日（土）9:00～16:00

開催場所：東京都江東区立有明中学校

参加者数：6 人

内容：東洋医学健康相談・鍼灸治療の紹介・本学附属鍼灸センターの案内

本学に隣接する中学校の文化祭において、本学附属鍼灸センターで鍼灸治療に携わる鍼灸師（鍼灸学科の教員）が、文化祭に参加された生徒の保護者や有明中学校教職員に対し、健康づくりのための啓蒙や鍼灸の紹介、実際の鍼のミニ体験を行った。

【資料 A-1-①-9 参照】

8) 「有明マンション対抗 真夏の運動会」への参加

開催日：平成 26 年 7 月 13 日（土）9:00～16:00

開催場所：有明スポーツセンター 7F 大体育室

有明マンション対抗 第 1 回真夏の運動会に、大会運営の補助で参加した。東京有明医療大学、武蔵野大学、企業などの参加及び多数の有明地区企業の協賛がなされた。当日は、周辺マンションより多数の参加者（親子連れ）があり、種目として「有明〇×クイズ」「かけっこ」「さかな釣りレース」「障害物競争」「パン食い競争」「綱引き」などが行われ、これらの補助（1～3 等の人への番号札を渡す、各種目で使用する物品の準備など）を行った。また、東京有明医療大学の宣伝、鍼灸学科として

はポスター展示及び鍼灸治療体験を行い、多数の人が体験治療を受けた。

【資料 A-1-①-10 参照】



<エビデンス集・資料編>

【資料 A-1-①-1】東京有明医療大学附属クリニック・附属鍼灸センター・附属接骨センター リーフレット

【資料 A-1-①-2】東京有明医療大学附属鍼灸センター来院患者の推移

【資料 A-1-①-3】東京有明医療大学附属接骨センター来院患者の推移

【資料 A-1-①-4】東京マラソン資料

【資料 A-1-①-5】柔道教室のご案内（ホームページ <http://www.tau.ac.jp/>）

【資料 A-1-①-6】公立中学校柔道授業支援（ホームページ<http://www.tau.ac.jp/>）

【資料 A-1-①-7】江東区総合防災訓練（ポスター）

【資料 A-1-①-8】東京有明医療大学附属図書館ご利用案内（一般利用者用）等

【資料 A-1-①-9】江東区立有明中学校「有明祭」でのイベント内容案内（チラシ）

【資料 A-1-①-10】真夏のうんどう会（有明マンション連合協議会主催）実施報告

A-1-② 社会への発信

【事実の説明】

本学の特性及び教員の研究成果を社会へ発信するために、人的・物的資源を提供することを目的に以下のような活動を行っている。

1) ひらめき☆ときめきサイエンス

【事業名】

独立行政法人日本学術振興会「ひらめき☆ときめきサイエンス～ようこそ大学の研究室へ～KAKENHI（研究成果の社会還元・普及事業）」

【事業概要】

科学研究費の研究成果を広く社会に還元し、将来を担う小・中・高校生の知的創造性を育むことを目的とした本事業について本学より2件の採択があった。鍼灸学科高倉教授の企画は平成24年度から3回目、柔道整復学科笹木講師は昨年度に引き続き2回目の採択となる。今年度は地域との連携を重視し、江東区並びに江東区教育委員会から後援があった。当日は多くの中学生・高校生・保護者のが参加し、本学の研究活動を知らせる一助となったと考えている。

【開催概要】

①プログラム名：「病を癒す心の力をあぶり出す！？ーハリの実験で「治療効果の方程式」を考えよう！ー」

担当教員：保健医療学部鍼灸学科学科長 高倉 伸有 教授

開催日時：平成26年8月1日（金）、3日（日） 10:10～15:40

開催場所：東京有明医療大学 鍼灸学科実習室・附属鍼灸センター

参加者：第1回 中学生1人、高校生17人、保護者4人

第2回 高校生21人、保護者10人

②プログラム名：「ビデオ映像を使ってケガに繋がる動きを観察してみよう！」

担当教員：保健医療学部柔道整復学科 笹木 正悟 講師

開催日時：平成26年8月5日（火） 9:30～16:30

開催場所：東京有明医療大学 体育館・フィットネスセンター・附属接骨センター・コンピューター教室等

参加者：中学生2人、高校生16人、保護者5人

【資料A-1-②-1 参照】

2) サイエンスアゴラについて

主催：独立行政法人科学技術振興機構

開催日：平成26年11月8日（土）、9日（日）

会場：日本科学未来館

来場者数：約150人（一般市民（親子連れなども）、他のサイエンスアゴラ出展者。）

①「鍼灸で健康に！ ～科学的に明らかにされたその効果～」

講師：鍼灸学科 安野富美子 教授

②「健康を科学する。血管年齢を測ってみよう！」

講師：柔道整復学科 高橋康輝 准教授

【内容】

本学は、イベントの「あなたと創るこれからの科学と社会」というテーマに基づき、鍼の体験や血管年齢測定、柔道整復術などを、一般来場者に対して行った。教員が実際の治療体験または測定等を行い、学生が結果を説明するという形式で実施し、来場者より高い評価を受け、また学生にとっても貴重な経験であった。

【資料A-1-②-2 参照】



3) 夢ナビライブ

主催：株式会社フロムページ

開催日：平成 26 年 7 月 12 日（土）

模擬講義内容：「アキュパンクチャーサイエンス—鍼の魅力」

講師：鍼灸学科 高倉伸有 教授

来場者数：模擬講義 91 人、大学個別説明 26 人

会場：東京国際展示場

【内容】

夢ナビライブとは、株式会社フロムページが主催する日本最大級の進学ガイダンスであり、参加者総数は 3 万人を超える。「学問の面白さ」を伝える目的で実施され、教員による模擬講義や職員による大学個別説明が行われ、多くの参加者が集まり、本学はもとより鍼灸学・柔道整復学・看護学の広報につながったと考える。

【資料 A-1-②-3 参照】



4) 東日本大震災被災地復興支援（副学長 本間生夫 教授）

厚労省地域医療基盤開発推進研究事業により平成 24(2012)年より被災地の「こどものこころの支援」を行っている。成人の慢性閉塞性呼吸器疾患の呼吸リハビリテーション法として開発してきた呼吸法である「シクソトロピー呼吸筋ストレッチ体操」を児童に応用し、被災地岩手県宮古市の鍬ヶ崎小学校で授業の中に取り入れた。また、放課後に親子体操教室を開き、親が理解するための時間も取り入れた。さらに、小学校各クラスにおいて、なぜ「呼吸筋ストレッチ体操」をすると良いのかを年齢に応じて程度を変え講義した。呼吸法による心のケアは岩手県教育委員会の副読本にも取り上げられ、教員の指導も行っている。平成 26(2014)年 2 月には岩手県盛岡で産経新聞社主催による東北復興祭に大学あげて参加し、学生たちにより体操が披露された。平成 27(2015)年 2 月には福島県郡山市で復興祭が行われた。【資料 A-1-②-4 参照】



5) 公益財団法人がん研究会有明病院・看護師対象講演

開催日時：各回 平成 27 (2015) 年 1 月 27 日 17:30～19:00

開催場所：公益財団法人がん研究会有明病院

イベント企画者：公益財団法人がん研究会有明病院

内容（企画の趣旨）：『看護師に活かす「指圧・ツボ」』看護ケアやセルフケアに活用できる指圧・ツボに関する基礎知識・技術を習得し、看護実践に活かす。

本学鍼灸学科の企画：『看護師の皆さんのための「ツボ」「指圧・マッサージ」』

公益財団法人がん研究会有明病院の看護師を対象に、平成 23 年度より講演を実施している。平成 26 年度においても、引き続き下記の内容で講演を実施した。

各回のテーマは「嘔気と嘔吐・倦怠感・腰痛」「逆子・肩こり・頭痛・不眠・眼精疲労」「下肢の浮腫と冷えと疲労・咳嗽と呼吸苦・吃逆」

本学鍼灸学科の実施内容：はり師・きゅう師・あん摩マッサージ指圧師の免許を有する鍼灸学科教員 3 人が、がん研究会有明病院の看護師（各回 30 人ほど）を対象として、ツボ・鍼灸のメカニズムに関する講義や指圧・マッサージの実技指導を実施した。【資料 A-1-②-5 参照】

6) 講師の派遣、審議会委員等

人的資源の提供においては、本学教員が教育研究活動で得た知識と技術を専門分野の研究者の立場から広く社会に提供するために、外部機関からの講演等の依頼があれば積極的に応じ、社会への貢献を果たしている。平成 26 (2014) 年度の派遣件数は、141 件である。その中には、はりきゅう国家試験、柔道整復師国家試験の試験委員や認定看護管理者教育課程講師など、各分野の発展に公的に寄与するものや、文部科学省審議委員なども含まれている。【資料 A-1-②-6 参照】

7) 本学施設の開放

前年度に引き続き、本学の物的資源を社会連携の組織的な対応として、教育研究活動に支障のない範囲で、有明臨床解剖シンポジウム、柔道整復師卒後臨床研修及び鍼灸の夏期大学など学会・講演会・研修会場などとして本学施設の開放を積極的に行い、本学施設の有効的な活用を促進している。【資料 A-1-②-7 参照】

【自己評価】

(独) 日本学術振興会の「ひらめき☆ときめきサイエンス」に毎年 2 件ベースの選択や(独) 科学技術振興機構の「サイエンスアゴラ」への出展をにより、若年層

や一般の人々に向けて、積極的に情報発信している。

また、東日本大震災復興支援への学生ボランティアを含めた活動による社会貢献、発信も続けている。

更に、「がん研究会有明病院」看護師対象講演及び各種学会や研修への会場提供等も行っている。

<エビデンス集・資料編>

【資料 A-1-②-1】「ひらめき☆ときめきサイエンス」実施報告書

【資料 A-1-②-2】「サイエンスアゴラ 2014」開催報告書

【資料 A-1-②-3】「yumenabi LIVE 2014」記事

【資料 A-1-②-4】被災地の「こどものこころの支援」記事、「東日本大震災被災地復興支援関連」記事及び「岩手県教育委員会の副読本」抜粋

【資料 A-1-②-5】「平成 26 年度テーマ別研修 看護とセルフケアに活かす指圧マッサージ」講師派遣依頼書

【資料 A-1-②-6 参照】講師派遣記録簿、講師派遣依頼文書（平成 26 年度）

【資料 A-1-②-7 参照】「本学施設の開放」一覧

A-1-③ 国際交流の構築

【事実の説明】

本学の目的である「国際社会への貢献」に基づいた本学の特性及び教員の教育研究成果を生かし、本学の人的・物的資源を提供して国際交流の構築をはかるために、以下のような活動を行っている。

- 1) Harvard Medical School（以下 HMS）研究者との交流・New England School of Acupuncture（以下 NESA）との交流

鍼灸学科では、平成 21(2009)年度より HMS の研究者との交流を、平成 23(2011)年度より NESA の教員方や学生、卒業生との交流を行っている。

1. 客員教授招聘

鍼灸学科の客員教授として、学校法人花田学園日本鍼灸理療専門学校時代より交流のあった HMS 教授で補完代替医療研究の権威である Ted Kaptchuk 博士(平成 21(2009)年 7 月 20 日～現在に至る)と、HMS 准教授で Martinos Center for Biomedical Imaging でニューロイメーシングによる鍼研究の第一人者である Jian Kong 博士(平成 21(2009)年 7 月 20 日～現在に至る)が就任した。

【資料 A-1-③-1 参照】

2. ボストン研修

企画の趣旨(研修目的): 本学の教育理念「国際性に富む有為な人材を育成する」ため、世界最高峰の HMS において、世界の鍼研究を牽引する科学者の講義を体験する。また、アメリカにおける鍼灸の教育機関や研究機関での研修を通じて、グローバルな視点を持った鍼灸学士となるための意識を高める。更に

は、アメリカの生活、文化、自然、歴史などに触れ、人生観や世界観を広げる機会とする。平成 23 (2011) 年と平成 25 (2013) 年には、ボストン研修旅行を実施し、本学鍼灸学科と本学園の日本鍼灸理療専門学校が、アメリカで最も歴史のある鍼の大学院大学である NESA や HMS、世界最高峰の脳研究センター-Martions Center for Biomedical Imaging、HMS の関連病院 Massachusetts General Hospital など講義や最先端の研究などを体感した。なお、平成 27 (2015) 年 9 月 7 日から 9 月 14 日の予定で研修を実施する予定である。

主な研修内容：①鍼灸の研究機関としても名高い HMS 及び Massachusetts General Hospital の施設見学 ②HMS の Kaptchuk 教授（本学鍼灸学科客員教授）及び Kong 准教授（本学鍼灸学科客員教授）による講義と、両先生との学術的交流 ③アメリカを代表する鍼灸学校及び鍼灸臨床施設である NESA の学内及び授業・臨床施設見学【資料 A-1-③-2、3 参照】

2) モンゴル国立医療科学大学との交流

モンゴル国を代表するモンゴル国立医療科学大学 (Mongolian National University of Medical Sciences) (以下 MNUMS) と東京有明医療大学保健医療学部柔道整復学科教員とは、本大学開学 (2009 年 4 月) 以前より、公益社団法人日本柔道整復師会、日本の外務省、JYCA 等のサポートのもと、長い交流の歴史がある。

平成 22 (2010) 年 6 月 9 日～19 日、財団法人国際医療技術交流財団の依頼を受け、MNUMS 附属看護学校教員で准医師・看護師の資格を有する研修員を受け入れ、柔道整復術の徒手整復技術習得並びに基礎知識の習得のため、指導を行った。

東京有明医療大学と MNUMS との国際交流の一環として、平成 23 (2011) 年 9 月 14 日～19 日に東京有明医療大学保健医療学部柔道整復学科の教員 6 人、学生 11 人が MNUMS 及び附属看護学校を訪問し、学生間の交流として本学学生により柔道整復実技が行われた。

その後 2 年に 1 度 9 月の夏季休暇に有志の学生がモンゴルウランバートルを訪れ、学生間交流や国立外傷病院と国立伝統病院の見学などを行っている。平成 27 (2015) 年度も平成 27 (2015) 年 9 月 7 日から 9 月 13 日の予定で計画している。

なお、本学と MNUMS が大学間国際交流協定締結に向け、鋭意協議が行われ、本年 9 月には締結する予定である。

また、モンゴル医師免許、モンゴル伝統医師免許を有する MNUMS 附属保健技術学校の教員を、平成 25 (2013) 年 4 月より、東京有明医療大学保健医療学部鍼灸学科 2 年生として受け入れ、平成 28 (2016) 年 2 月の鍼灸師国家試験を目途に勉学に励んでいる。

モンゴル国では、首都と地方の医療サービスに著しい格差があり、地方で暮らす人々にとって深刻な問題となっている。そのため、同国政府は、地方の医師不足の解消及び医療サービスの質の向上を図るため地方で活動する医療従事者の養成を推進している。

MNUMS では、地方において日常的に頻繁に見られる落馬事故、バイク事故、モ

ンゴル相撲などのスポーツ事故等による骨折や脱臼に対する初期治療及び後療法として、高額な医療機器を必要としない鑑別診断及び手技療法が確立している我が国の伝統医療「柔道整復術」に着目し、その導入を目指している。

モンゴル国からの研修員の受け入れは、帰国後、柔道整復の技術と知識の普及により、上述の課題解決促進の土台構築に寄与するものと考えられ、今後、東京有明医療大学と MNUMS との大学間協定締結に基づく柔道整復術に関する教員及び研究者の交流、学生間交流、共同研究、講師派遣による講義、留学生の受け入れなどにより、上述の課題解決は加速度的に推進するものと考えられる。

【資料 A-1-③-4、5 参照】

3) 韓国龍仁大学校との交流

東京有明医療大学開学（平成 21（2009）年 4 月）以前より、本大学の母体である学校法人花田学園と龍仁大学校とは柔道等を通し交流があり、平成 25（2013）年 5 月 17 日、東京有明医療大学と韓国龍仁大学校は、スポーツ分野並びに医学・理学的分野における相互交流を通じ、学術研究及び教育研究の推進を図るため、以下①～⑤の事項について協定書を締結した。

- ①両大学において、共同研究を進めることの出来る研究課題についての取り組み
- ②所属大学の教員又は専攻分野に属する学生の交流
- ③両大学の学術論文、学術文献並びに情報の交換
- ④柔道の合同練習を含むスポーツ交流
- ⑤留学生の受け入れ

平成 25（2013）年 5 月～平成 26（2014）年 3 月において、本大学教員と龍仁大学校教員との共同研究で『柔道選手における腰部疾患の発生因子に関する研究』がなされ、研究成果は、龍仁大学校教員の博士論文として作成された。

平成 26（2014）年度には、11 月に韓国・光州市で開催された国際武道学会での発表をはじめ、柔道部の強化合宿や龍武道並びに障がい者スポーツを通じて交流を深めている。

【資料 A-1-③-6 参照】

4) 国立シンガポール大学との交流

看護学科では、平成 23（2011）年度からシンガポール国立大学看護学部との交流を継続している。これまでに交流経緯は以下の通りである。

なお、平成 27（2015）3 月にシンガポール国立大学看護学部との学生間交流協定を締結した。

派遣

平成 24（2012）年 3 月 4 日（日）から平成 24（2012）年 3 月 11 日（日）

学生 2 人参加

平成 25（2013）年 3 月 3 日（日）から平成 25（2013）年 3 月 11 日（日）

学生 8 人参加

平成 27（2015）年 3 月 15 日（日）から平成 27（2015）年 3 月 22 日（日）

学生 6 人参加

【派遣学生 合計 16 人】

学生は、シンガポール国立大学看護学部の授業に参加することや、先方の学生との交流会に積極的に参加している。また、先方の学生たちがバディとして余暇の時間を一緒に過ごす企画をしている。このような交流を通して、学生は異文化に触れる等、同じ看護学生として交流を深める機会を得ている。

受け入れ

平成 24 (2012) 年 5 月 27 日 (月) ～6 月 9 日 (土) 大学院生 1 人

平成 24 (2012) 年 6 月 3 日 (日) ～6 月 15 日 (金) 大学院生 1 人

平成 24 (2012) 年 6 月 7 日 (日) ～6 月 22 日 (金) 学部生 6 人

平成 25 (2013) 年 7 月 7 日 (日) ～7 月 12 日 (金) 学部生 5 人

【受け入れ学生 合計 13 人】

学部生受け入れの具体的内容に関しては、日本の医療提供システムに関する講義、病院見学、訪問看護ステーション研修、文化を知る（習字、折り紙、茶道、盆踊り）などを実施している。本学の学生がバディとして週末に都内散策をした。

大学院生の受け入れの具体的内容に関しては、病院見学、修士の研究内容発表、学部の授業への参加などを実施した。

また、平成 27 (2015) 年 6 月 29 日 (月) から 7 月 3 日 (金) まで、国立シンガポール大学の学生を 10 人受け入れる。【資料 A-1-③-7、8 参照】

5) 香港大学との交流

平成 23 (2011) 年 3 月には、香港大学から教員及び学生 42 人が来日した。本学の教員による日本の医療システムの講義のほか、理事長、学長、学部長、香港大学看護学部長の懇談が行われた。その後、提携案も提示されたため、現在は提携にむけて協議が進められている。

【資料 A-1-③-9 参照】

6) 遠隔授業

看護学科 3 年生を対象に、看護管理論の授業において、海外の大学からリアルタイムで遠隔授業を開学以来実施している。平成 26 (2014) 年度は、平成 25 (2013) 年度に引き続き、ハワイ大学看護学部准教授による米国に医療提供システムの実態に関する授業が行われた。どの授業も学生は疑問があれば積極的に質問していた。リアクションペーパーの内容から、学生からは英語で授業を受けること、海外の大学の教員の授業方法、そしてその内容にかなりの刺激を受けたことが明らかとなった。【資料 A-1-③-10 参照】

【自己評価】

開設初年度から米国ハーバード大学の Kaptchuk 教授との研究交流により、「ボストン研修」などの広がり、モンゴルや韓国の大学との交流、シンガポールや香港の

大学を中心とした交流など、3学科それぞれの国際交流を着実に続けている。

＜エビデンス集・資料編＞

【資料 A-1-③-1】 客員教授招聘に関する記事

(ホームページ <http://www.tau.ac.jp/>)

【資料 A-1-③-2】 「第 1 回海外研修記 -ボストン研修 2011-」

東京有明医療大学雑誌 vol.4 より

【資料 A-1-③-3】 「第 2 回海外研修記 -ボストン研修 2013-」

東京有明医療大学雑誌 vol.6 より

【資料 A-1-③-4】 「モンゴル海外研修渡航記」 東京有明医療大学雑誌 vol.4 より

【資料 A-1-③-5】 「第 2 回柔道整復学科モンゴル海外研修に参加して」

東京有明医療大学雑誌 vol.5 より

【資料 A-1-③-6】 韓国龍仁大学・東京有明医療大学協定書 (写)

【資料 A-1-③-7】 「シンガポール国立大学との国際交流」

東京有明医療大学雑誌 vol.4 より

【資料 A-1-③-8】 シンガポール国立大学学生受入に関する記事

(ホームページ <http://www.tau.ac.jp/>)

【資料 A-1-③-9】 香港大学学生との国際交流に関する記事

(ホームページ <http://www.tau.ac.jp/>)

【資料 A-1-③-10】 ハワイ大学の John Casken 先生による遠隔授業に関する記事

(ホームページ <http://www.tau.ac.jp/>)

(3) A-1 の改善・向上方策 (将来計画)

本学の物的・人的資源を活かし、開学以来の地道な活動の積重ねを、今回の点検で、地域・社会・国際交流の 3 つの視点で整理することができ、それぞれに成果をあげていることが確認できた。

今後増加していく卒業生への卒業教育等にも留意し、医療系の大学としての社会的意義に基づいた社会貢献を念頭において活動していく。

【基準 A の自己評価】

本学の保有する物的並びに人的資源を活用して、医療大学としての特質をふまえた社会との連携を、地に足がついた形で、地域にとどまらない社会、更に国際交流と連携を実践しており、設定した基準を満たしていると判断する。

V. エビデンス集一覧

エビデンス集（データ編）一覧

コード	タイトル	備考
【表F-1】	大学名所在地等	
【表F-2】	設置学部学科大学院研究科等／開設予定の学部学科大学院研究科等	
【表F-3】	学部構成（大学大学院）	
【表F-4】	学部学科の学生定員及び在籍学生数	
【表F-5】	大学院研究科の学生定員及び在籍学生数	
【表F-6】	全学の教員組織（学部等）	
【表F-6】	全学の教員組織（大学院等）	
【表F-7】	附属校及び併設校、附属機関の概要	
【表F-8】	外部評価の実施概要	該当なし
【表2-1】	学部、学科別の志願者数、合格者数、入学者数の推移（過去5年間）	
【表2-2】	学部、学科別の在籍者数（過去5年間）	
【表2-3】	大学院研究科の入学者数の内訳（過去3年間）	
【表2-4】	学部、学科別の退学者数の推移（過去3年間）	
【表2-5】	授業科目の概要	
【表2-6】	成績評価基準	
【表2-7】	修得単位状況（前年度実績）	
【表2-8】	年間履修登録単位数の上限と進級、卒業（修了）要件（単位数）	
【表2-9】	就職相談室等の利用状況	
【表2-10】	就職の状況（過去3年間）	
【表2-11】	卒業後の進路先の状況（前年度実績）	
【表2-12】	学生相談室、医務室等の利用状況	
【表2-13】	大学独自の奨学金給付貸与状況（授業料免除制度）（前年度実績）	
【表2-14】	学生の課外活動への支援状況（前年度実績）	
【表2-15】	専任教員の学部、研究科ごとの年齢別の構成	
【表2-16】	学部の専任教員の1週当たりの担当授業時間数（最高、最低、平均授業時間数）	
【表2-17】	学部、学科の開設授業科目における専兼比率	
【表2-18】	校地、校舎等の面積	
【表2-19】	教員研究室の概要	
【表2-20】	講義室、演習室、学生自習室等の概要	
【表2-21】	附属施設の概要（図書館除く）	該当なし
【表2-22】	その他の施設の概要	
【表2-23】	図書、資料の所蔵数	
【表2-24】	学生閲覧室等	
【表2-25】	情報センター等の状況	
【表2-26】	学生寮等の状況	該当なし

東京有明医療大学

コード	タイトル	備考
【表3-1】	職員数と職員構成（正職員嘱託パート派遣別、男女別、年齢別）	
【表3-2】	大学の運営及び質保証に関する法令等の遵守状況	
【表3-3】	教育研究活動等の情報の公表状況	
【表3-4】	財務情報の公表（前年度実績）	
【表3-5】	消費収支計算書関係比率（法人全体のもの）（過去5年間）	
【表3-6】	消費収支計算書関係比率（大学単独）（過去5年間）	
【表3-7】	貸借対照表関係比率（法人全体のもの）（過去5年間）	
【表3-8】	要積立額に対する金融資産の状況（法人全体のもの）（過去5年間）	

エビデンス集（資料編）一覧

基礎資料

コード	タイトル	備考
	該当する資料名及び該当ページ	
【資料 F-1】	寄附行為	
	学校法人花田学園規程集(寄附行為)	
【資料 F-2】	大学案内	
	大学案内 2016、大学院案内 2016	
【資料 F-3】	大学学則、大学院学則	
	東京有明医療大学規程集(大学学則)、(大学院学則)	
【資料 F-4】	学生募集要項、入学者選抜要綱	
	学生募集要項 2016、大学院学生募集要項 2016	
【資料 F-5】	学生便覧、履修要項	
	キャンパスライフ 2015	
【資料 F-6】	事業計画書	
	平成 26 年度事業計画書	
【資料 F-7】	事業報告書	
	平成 26 年度事業報告書	
【資料 F-8】	アクセスマップ、キャンパスマップなど	
	「大学案内 2016」より抜粋(p51、裏表紙)	
【資料 F-9】	法人及び大学の規程一覧（規程集目次など）	
	学校法人花田学園 東京有明医療大学規程集一覧表 学内ネットワーク https://tau.sharepoint.com/sites/provisions/SitePages/ にも掲載され閲覧可能	
【資料 F-10】	理事、監事、評議員などの名簿（外部役員・内部役員）及び理事会、評議員会の開催状況（開催日、開催回数、出席状況など）がわかる資料（平成 26 年度分）	
	平成 26 年度 学校法人花田学園 理事、幹事、評議員名簿 平成 26 年度 学校法人花田学園 理事会 議事録 平成 26 年度 学校法人花田学園 評議員会 議事録	

基準 1. 使命・目的等

基準項目		備考
コード	該当する資料名及び該当ページ	
1-1. 使命・目的及び教育目的の明確性		
【資料 1-1-1】	学校法人花田学園規程集（寄附行為）	【資料 F-1】と同じ
【資料 1-1-2】	東京有明医療大学規程集（大学学則）	【資料 F-3】と同じ
【資料 1-1-3】	東京有明医療大学規程集（大学院学則）	【資料 F-3】と同じ
【資料 1-1-4】	ホームページ http://www.tau.ac.jp/ （ホームページ→各学科頁→3つのポリシー）	
【資料 1-1-5】	キャンパスライフ 2015	【資料 F-5】と同じ
【資料 1-1-6】	大学案内 2016	【資料 F-2】と同じ
【資料 1-1-7】	東京有明医療大学規程集（大学学則）	【資料 F-3】と同じ
【資料 1-1-8】	東京有明医療大学規程集（大学院学則）	【資料 F-3】と同じ
【資料 1-1-9】	大学案内 2016	【資料 F-2】と同じ
【資料 1-1-10】	大学院案内 2016	【資料 F-2】と同じ
【資料 1-1-11】	学生募集要項 2016	【資料 F-4】と同じ
【資料 1-1-12】	大学院学生募集要項 2016	【資料 F-4】と同じ

東京有明医療大学

【資料 1-1-13】	キャンパスライフ 2015	【資料 F-5】と同じ
【資料 1-1-14】	ホームページ http://www.tau.ac.jp/ (ホームページ→大学案内→情報公開→学則) (ホームページ→大学案内→建学の歩み) (ホームページ→大学案内→大学の特色) (ホームページ→各学科頁)	
【資料 1-1-15】	平成 26 年度事業計画書	【資料 F-6】と同じ
【資料 1-1-16】	平成 26 年度事業報告書	【資料 F-7】と同じ
1-2. 使命・目的及び教育目的の適切性		
【資料 1-2-1】	東京有明医療大学規程集 (大学学則)	【資料 F-3】と同じ
【資料 1-2-2】	東京有明医療大学規程集 (大学院学則)	【資料 F-3】と同じ
【資料 1-2-3】	学生募集要項 2016	【資料 F-4】と同じ
【資料 1-2-4】	大学院学生募集要項 2016	【資料 F-4】と同じ
【資料 1-2-5】	キャンパスライフ 2015	【資料 F-5】と同じ
【資料 1-2-6】	ホームページ http://www.tau.ac.jp/ (ホームページ→大学案内→建学の歩み) (ホームページ→大学案内→大学の特色) (ホームページ→各学科頁)	【資料 1-1-14】と同じ
【資料 1-2-7】	東京有明医療大学規程集 (大学学則)	【資料 F-3】と同じ
【資料 1-2-8】	東京有明医療大学規程集 (大学院学則)	【資料 F-3】と同じ
【資料 1-2-9】	学校法人花田学園規程集 (寄附行為)	【資料 F-1】と同じ
【資料 1-2-10】	東京有明医療大学規程集 (学位規則)	
【資料 1-2-11】	キャンパスライフ 2015	【資料 F-5】と同じ
【資料 1-2-12】	ホームページ http://www.tau.ac.jp/ (ホームページ→大学案内→建学の歩み) (ホームページ→大学案内→大学の特色) (ホームページ→各学科頁)	【資料 1-1-14】と同じ
1-3. 使命・目的及び教育目的の有効性		
【資料 1-3-1】	東京有明医療大学規程集 (大学学則)	【資料 F-3】と同じ
【資料 1-3-2】	東京有明医療大学規程集 (大学院学則)	【資料 F-3】と同じ
【資料 1-3-3】	学生募集要項 2016	【資料 F-4】と同じ
【資料 1-3-4】	大学院学生募集要項 2016	【資料 F-4】と同じ
【資料 1-3-5】	大学案内 2016	【資料 F-2】と同じ
【資料 1-3-6】	キャンパスライフ 2015	【資料 F-5】と同じ
【資料 1-3-7】	ホームページ http://www.tau.ac.jp/ (ホームページ→大学案内→建学の歩み)	【資料 1-1-14】と同じ
【資料 1-3-8】	大学案内 2016	【資料 F-2】と同じ
【資料 1-3-9】	学生募集要項 2016	【資料 F-4】と同じ
【資料 1-3-10】	大学院学生募集要項 2016	【資料 F-4】と同じ
【資料 1-3-11】	キャンパスライフ 2015	【資料 F-5】と同じ
【資料 1-3-12】	東京有明医療大学規程集 (大学学則)	【資料 F-3】と同じ
【資料 1-3-13】	東京有明医療大学規程集 (大学院学則)	【資料 F-3】と同じ
【資料 1-3-14】	ホームページ http://www.tau.ac.jp/ (ホームページ→大学案内→建学の歩み) (ホームページ→大学案内→大学の特色)	【資料 1-1-14】と同じ
【資料 1-3-15】	東京有明医療大学規程集 (保健医療学部教授会規則)	
【資料 1-3-16】	東京有明医療大学規程集 (看護学部教授会規則)	
【資料 1-3-17】	東京有明医療大学規程集 (大学協議会規則)	
【資料 1-3-18】	東京有明医療大学規程集 (保健医療学研究科委員会規則)	
【資料 1-3-19】	東京有明医療大学規程集 (看護学研究科委員会規則)	

東京有明医療大学

【資料 1-3-20】	東京有明医療大学規程集（大学院委員会規則）	
【資料 1-3-21】	東京有明医療大学規程集（教務委員会規則）	
【資料 1-3-22】	東京有明医療大学規程集（学生委員会規則）	
【資料 1-3-23】	東京有明医療大学規程集（紀要委員会規則）	
【資料 1-3-24】	東京有明医療大学規程集（就職委員会規則）	
【資料 1-3-25】	【資料 1-3-15～24】の議事録	

基準 2. 学修と教授

基準項目		備考
コード	該当する資料名及び該当ページ	
2-1. 学生の受入れ		
【資料 2-1-1】	学生募集要項 2016	【資料 F-4】と同じ
【資料 2-1-2】	大学院学生募集要項 2016	【資料 F-4】と同じ
【資料 2-1-3】	大学案内 2016	【資料 F-2】と同じ
【資料 2-1-4】	大学院案内 2016	【資料 F-2】と同じ
【資料 2-1-5】	ホームページ http://www.tau.ac.jp/ (ホームページ→各学科頁→3つのポリシー)	【資料 1-1-4】と同じ
【資料 2-1-6】	エントリーシート 2016	
【資料 2-1-7】	外国人留学生による入試出願について	
【資料 2-1-8】	学生募集要項 2016	【資料 F-4】と同じ
【資料 2-1-9】	大学院学生募集要項 2016	【資料 F-4】と同じ
【資料 2-1-10】	平成 27 年度保健医療学部入学予定者 入学前授業	
【資料 2-1-11】	平成 26 年度高校ガイダンス一覧	
【資料 2-1-12】	平成 26 年度会場進学相談会一覧	
【資料 2-1-13】	平成 26 年度大学見学会一覧	
【資料 2-1-14】	ひらめき☆ときめきサイエンス チラシ	
2-2. 教育課程及び教授方法		
【資料 2-2-1】	ホームページ http://www.tau.ac.jp/ (ホームページ→各学科頁→3つのポリシー)	【資料 1-1-4】と同じ
【資料 2-2-2】	学生募集要項 2016	【資料 F-4】と同じ
【資料 2-2-3】	大学院学生募集要項 2016	【資料 F-4】と同じ
【資料 2-2-4】	キャンパスライフ 2015	【資料 F-5】と同じ
【資料 2-2-5】	ホームページ http://www.tau.ac.jp/ (ホームページ→在学生の方へ→Web シラバス)	
【資料 2-2-6】	東京有明医療大学規程集 (GPA (成績評定平均値)) に関する取扱い	
【資料 2-2-7】	進級のための専修条件一覧 (看護学科)	
【資料 2-2-8】	ホームページ http://www.tau.ac.jp/ (ホームページ→在学生の方へ→Web シラバス)	【資料 2-2-5】と同じ
【資料 2-2-9】	授業スケジュール表 (授業時間割表)	
【資料 2-2-10】	キャンパスライフ 2015	【資料 F-5】と同じ
【資料 2-2-11】	教務委員会議事録 (写)	【資料 1-3-25】と同じ
【資料 2-2-12】	ホームページ http://www.tau.ac.jp/ (ホームページ→各学科頁)	【資料 1-1-4】と同じ
2-3. 学修及び授業の支援		
【資料 2-3-1】	学校法人花田学園規程集 (事務分掌規程第 6, 7, 9 条)	
【資料 2-3-2】	大学案内 2016	【資料 F-2】と同じ
【資料 2-3-3】	教務委員会議事録 (写)	【資料 1-3-25】と同じ
【資料 2-3-4】	学生委員会議事録 (写)	【資料 1-3-25】と同じ

東京有明医療大学

【資料 2-3-5】	ティーチング・アシスタントに関するガイドライン	
2-4. 単位認定、卒業・修了認定等		
【資料 2-4-1】	ホームページ http://www.tau.ac.jp/ (ホームページ→各学科頁→3つのポリシー)	【資料 1-1-4】と同じ
【資料 2-4-2】	東京有明医療大学規程集 (GPA (成績評定平均値)) に関する取扱い	【資料 2-2-6】と同じ
【資料 2-4-3】	学生募集要項 2016	【資料 F-4】と同じ
【資料 2-4-4】	大学院学生募集要項 2016	【資料 F-4】と同じ
【資料 2-4-5】	東京有明医療大学規程集 (教務委員会規則)	【資料 1-3-21】と同じ
【資料 2-4-6】	東京有明医療大学規程集 (履修規則)	
【資料 2-4-7】	東京有明医療大学規程集 (大学学則)	【資料 F-3】と同じ
【資料 2-4-8】	東京有明医療大学規程集 (大学院学則)	【資料 F-3】と同じ
【資料 2-4-9】	キャンパスライフ 2015	【資料 F-5】と同じ
【資料 2-4-10】	東京有明医療大学規程集 (学位規程)	【資料 1-2-10】と同じ
2-5. キャリアガイダンス		
【資料 2-5-1】	東京有明医療大学規程集 (就職委員会規則)	【資料 1-3-24】と同じ
【資料 2-5-2】	就職委員会議事録 (写)	【資料 1-3-25】と同じ
【資料 2-5-2】	東京有明医療大学規程集 (無料職業紹介業務運営規則)	
【資料 2-5-3】	ホームページ http://www.tau.ac.jp/ (ホームページ→在学生の方へ→Web シラバス)	【資料 2-2-5】と同じ
【資料 2-5-4】	就職サポートブック	
【資料 2-5-5】	1 年次から 4 年次までのキャリア支援の流れ	
【資料 2-5-6】	「年間イベントスケジュール」及びポスター	
2-6. 教育目的の達成状況の評価とフィードバック		
【資料 2-6-1】	東京有明医療大学授業アンケート (平成 25 年度分)	
【資料 2-6-2】	平成 26 年度授業改善計画書	
【資料 2-6-2】	大学案内 2016 (P31, 43)	【資料 F-2】と同じ
2-7. 学生サービス		
【資料 2-7-1】	東京有明医療大学規程集 (学生委員会規則)	【資料 1-3-22】と同じ
【資料 2-7-2】	大学案内 2016 (P49)	【資料 F-2】と同じ
【資料 2-7-3】	学生委員会議事録 (写)	【資料 1-3-25】と同じ
【資料 2-7-4】	東京有明医療大学規程集 (授業料等免除規則)	
【資料 2-7-5】	学生委員会議事録 (写)	【資料 1-3-25】と同じ
2-8. 教員の配置・職能開発等		
【資料 2-8-1】	キャンパスライフ 2015	【資料 F-5】と同じ
【資料 2-8-2】	東京有明医療大学規程集 (教員選考規則)	
【資料 2-8-3】	東京有明医療大学規程集 (教員資格審査基準)	
【資料 2-8-4】	FD 研修会実施一覧 (SD 含む)	
【資料 2-8-5】	ホームページ http://www.tau.ac.jp/ (ホームページ→在学生の方へ→Web シラバス)	【資料 2-2-5】と同じ
【資料 2-8-6】	キャンパスライフ 2015	【資料 F-5】と同じ
2-9. 教育環境の整備		
【資料 2-9-1】	大学案内 2016 (P51)	【資料 F-2】と同じ
【資料 2-9-2】	キャンパスライフ 2015	【資料 F-5】と同じ

基準 3. 経営・管理と財務

基準項目		備考
コード	該当する資料名及び該当ページ	
3-1. 経営の規律と誠実性		

東京有明医療大学

【資料 3-1-1】	学校法人花田学園規程集（寄附行為）	【資料 F-1】と同じ
【資料 3-1-2】	ホームページ http://www.tau.ac.jp/ （ホームページ→大学案内→建学の歩み）	【資料 1-1-14】と同じ
【資料 3-1-3】	東京有明医療大学規程集目次	【資料 F-9】と同じ
【資料 3-1-4】	学校法人花田学園規程集（寄附行為）	【資料 F-1】と同じ
【資料 3-1-5】	学校法人花田学園規程集（組織規程）	
【資料 3-1-6】	学校法人花田学園規程集（寄附行為）	【資料 F-1】と同じ
【資料 3-1-7】	東京有明医療大学規程集（大学学則）	【資料 F-3】と同じ
【資料 3-1-8】	東京有明医療大学規程集（大学院学則）	【資料 F-3】と同じ
【資料 3-1-9】	学校法人花田学園規程集（就業規則）	
【資料 3-1-10】	学校法人花田学園規程集（事務分掌規程第）	【資料 2-3-1】と同じ
【資料 3-1-11】	学校法人花田学園規程集（文書取扱保存規程）	
【資料 3-1-12】	学校法人花田学園規程集（経理規程）	
【資料 3-1-13】	学校法人花田学園規程集（固定資産及び物品管理規程）	
【資料 3-1-14】	学校法人花田学園規程集（内部監査規程）	
【資料 3-1-15】	クールビズ期間の服装と学内省エネについて	
【資料 3-1-16】	学校法人花田学園規程集（ハラスメントの防止等に関する規程）	
【資料 3-1-17】	東京有明医療大学規程集（倫理審査委員会規則）	
【資料 3-1-18】	東京有明医療大学規程集（東京有明医療大学研究活動行動規範）	
【資料 3-1-19】	東京有明医療大学規程集（東京有明医療大学における公的研究費の管理に関する取扱要項）	
【資料 3-1-20】	東京有明医療大学規程集（東京有明医療大学研究活動の不正行為への対応等に関する取扱要項）	
【資料 3-1-21】	学校法人花田学園規程集（個人情報保護に関する規程）	
【資料 3-1-22】	学校法人花田学園規程集（公益通報に関する規程）	
【資料 3-1-23】	東京有明医療大学規程集（東京有明医療大学情報センター規則）	
【資料 3-1-24】	学校法人花田学園規程集（危機管理規程）	
【資料 3-1-25】	東京有明医療大学規程集（危機管理規則）	
【資料 3-1-26】	学校法人花田学園規程集（防災管理規程）	
【資料 3-1-27】	東京有明医療大学規程集（防災管理規則）	
【資料 3-1-28】	災害時の対応マニュアル	
【資料 3-1-29】	学校法人花田学園規程集（情報公開規程）	
【資料 3-1-30】	ホームページ http://www.tau.ac.jp/ （ホームページ→大学案内→情報公開→基本情報）	
【資料 3-1-31】	学校法人花田学園規程集（財務書類等閲覧規程）	
3-2. 理事会の機能		
【資料 3-2-1】	学校法人花田学園規程集（寄附行為）	【資料 F-1】と同じ
【資料 3-2-2】	学校法人花田学園理事会議事録（写）	【資料 F-10】と同じ
【資料 3-2-3】	学校法人花田学園評議員会議事録（写）	【資料 F-10】と同じ
3-3. 大学の意思決定の仕組み及び学長のリーダーシップ		
【資料 3-3-1】	東京有明医療大学規程集（大学学則）	【資料 F-3】と同じ
【資料 3-3-2】	東京有明医療大学規程集（大学院学則）	【資料 F-3】と同じ
【資料 3-3-3】	東京有明医療大学規程集（大学協議会規則）	【資料 1-3-15】と同じ
【資料 3-3-4】	東京有明医療大学規程集（大学院委員会規則）	【資料 1-3-18】と同じ
【資料 3-3-5】	東京有明医療大学規程集（保健医療学部教授会規則）	【資料 1-3-13】と同じ
【資料 3-3-6】	東京有明医療大学規程集（看護学部教授会規則）	【資料 1-3-14】と同じ
【資料 3-3-7】	東京有明医療大学規程集（保健医療学研究科委員会規則）	【資料 1-3-16】と同じ

東京有明医療大学

【資料 3-3-8】	東京有明医療大学規程集（看護学研究科委員会規則）	【資料 1-3-17】と同じ
【資料 3-3-9】	教授会及び研究科委員会における審議事項に関する申し合わせ	
【資料 3-3-10】	平成 27 年度東京有明医療大学大学委員会委員一覧表	
【資料 3-3-11】	学校法人花田学園規程集（組織規程）	【資料 3-1-5】と同じ
3-4. コミュニケーションとガバナンス		
【資料 3-4-1】	学校法人花田学園規程集（寄附行為）	【資料 F-1】と同じ
【資料 3-4-2】	学校法人花田学園規程集（組織規程）	【資料 3-1-5】と同じ
【資料 3-4-3】	学校法人花田学園理事会議事録（写）	【資料 F-10】と同じ
【資料 3-4-4】	学校法人花田学園規程集（寄附行為）	【資料 F-1】と同じ
【資料 3-4-5】	学校法人花田学園理事会議事録（写）	【資料 F-10】と同じ
【資料 3-4-6】	学校法人花田学園評議員会議事録（写）	【資料 F-10】と同じ
【資料 3-4-7】	学校法人花田学園規程集（稟議決裁規程）	
3-5. 業務執行体制の機能性		
【資料 3-5-1】	学校法人花田学園規程集（組織規程）	【資料 3-1-5】と同じ
【資料 3-5-2】	学校法人花田学園規程集（事務分掌規程）	【資料 2-3-1】と同じ
【資料 3-5-3】	学校法人花田学園規程集（就業規則）	【資料 3-1-9】と同じ
【資料 3-5-4】	東京有明医療大学規程集（教務委員会規則）	【資料 1-3-21】と同じ
【資料 3-5-5】	東京有明医療大学規程集（学生委員会規則）	【資料 1-3-22】と同じ
【資料 3-5-6】	東京有明医療大学規程集（就職委員会規則）	【資料 1-3-24】と同じ
【資料 3-5-7】	教務委員会議事録（写）	【資料 1-3-25】と同じ
【資料 3-5-8】	学生委員会議事録（写）	【資料 1-3-25】と同じ
【資料 3-5-9】	就職委員会議事録（写）	【資料 1-3-25】と同じ
【資料 3-5-10】	教職員オリエンテーション資料集	
【資料 3-5-11】	FD 研修会実施一覧（SD 含む）	【資料 2-8-4】と同じ
3-6. 財務基盤と収支		
【資料 3-6-1】	平成 26 年度事業計画書	【資料 F-6】と同じ
【資料 3-6-2】	平成 26 年度事業報告書	【資料 F-7】と同じ
【資料 3-6-3】	決算報告書（平成 22 年～26 年度）	
【資料 3-6-4】	決算報告書（平成 22 年～26 年度）	【資料 3-6-3】と同じ
3-7. 会計		
【資料 3-7-1】	学校法人花田学園規程集（経理規程）	【資料 3-1-12】と同じ
【資料 3-7-2】	学校法人花田学園規程集（経理規程施行細則）	
【資料 3-7-3】	学校法人花田学園規程集（固定資産及び物品管理規程）	【資料 3-1-13】と同じ
【資料 3-7-4】	学校法人花田学園規程集（固定資産及び物品等の契約事務取扱規程）	
【資料 3-7-5】	平成 26 年度公認会計士の監査報告書	
【資料 3-7-6】	平成 26 年度監事の監査報告書	
【資料 3-7-7】	学校法人花田学園規程集（寄附行為）	【資料 F-1】と同じ
【資料 3-7-8】	学校法人花田学園規程集（内部監査規程）	【資料 3-1-14】と同じ

基準 4. 自己点検・評価

基準項目		備考
コード	該当する資料名及び該当ページ	
4-1. 自己点検・評価の適切性		
【資料 4-1-1】	東京有明医療大学規程集（評価委員会規則）	
【資料 4-1-2】	平成 25 年度授業評価アンケート	【資料 2-6-1】と同じ
【資料 4-1-3】	平成 26 年度授業改善計画書	【資料 2-6-2】と同じ

東京有明医療大学

【資料 4-1-4】	教職員オリエンテーション資料集	【資料 3-5-10】と同じ
【資料 4-1-5】	FD 研修会実施一覧（SD 含む）	【資料 2-8-4】と同じ
4-2. 自己点検・評価の誠実性		
【資料 4-2-1】	ホームページ http://www.tau.ac.jp/ （ホームページ→情報公開→自己点検評価書）	
【資料 4-2-2】	ホームページ http://www.tau.ac.jp/ （ホームページ→情報公開→基本情報）	
【資料 4-2-3】	ホームページ http://www.tau.ac.jp/ （ホームページ→大学案内→自己点検評価書）	【資料 4-2-1】
4-3. 自己点検・評価の有効性		
【資料 4-3-1】	平成 26 年度事業計画書	【資料 F-6】と同じ
【資料 4-3-2】	平成 26 年度事業報告書	【資料 F-7】と同じ
【資料 4-3-3】	ホームページ http://www.tau.ac.jp/ （ホームページ→情報公開→自己点検評価書）	【資料 4-2-1】と同じ

基準 A. 社会連携

基準項目		備考
コード	該当する資料名及び該当ページ	
A-1. 社会との連携		
A-1-①. 地域との連携		
【資料 A-1-①-1】	東京有明医療大学附属クリニック・附属鍼灸センター・附属接骨センター リーフレット	
【資料 A-1-①-2】	東京有明医療大学附属鍼灸センター来院患者の推移	
【資料 A-1-①-3】	東京有明医療大学附属接骨センター来院患者の推移	
【資料 A-1-①-4】	東京マラソン資料	
【資料 A-1-①-5】	柔道教室のご案内 (ホームページ http://www.tau.ac.jp/)	
【資料 A-1-①-6】	公立中学校柔道授業支援 (ホームページ http://www.tau.ac.jp/)	
【資料 A-1-①-7】	江東区総合防災訓練 (ポスター)	
【資料 A-1-①-8】	東京有明医療大学附属図書館ご利用案内 (一般利用者用) 等	
【資料 A-1-①-9】	江東区立有明中学校「有明祭」でのイベント内容案内 (チラシ)	
【資料 A-1-①-10】	真夏のうんどう会 (有明マンション連合協議会主催) 実施報告	
A-1-②. 社会への発信		
【資料 A-1-②-1】	「ひらめき☆ときめきサイエンス」 実施報告書	
【資料 A-1-②-2】	「サイエンスアゴラ 2014」 開催報告書	
【資料 A-1-②-3】	「yumenavi LIVE 2014」 記事	
【資料 A-1-②-4】	被災地の「こどものこころ支援」記事、「東日本大震災被災地復興支援関連」記事及び「岩手県教育委員会の副読本」抜粋	
【資料 A-1-②-5】	「平成 26 年度テーマ別研修 看護とセルフケアに活かす指圧マッサージ」講師派遣依頼文書	
【資料 A-1-②-6】	講師派遣記録簿、講師派遣依頼文書 (平成 26 年度)	
【資料 A-1-②-7】	「本学施設の開放」一覧	
A-1-③. 国際交流の構築		
【資料 A-1-③-1】	客員教授招聘に関する記事 (ホームページ http://www.tau.ac.jp/)	
【資料 A-1-③-2】	「第 1 回海外研修記-ボストン研修 2011-」 東京有明医療大学雑誌 vol.4 より	

東京有明医療大学

【資料 A-1-③-3】	「第 2 回海外研修記-ボストン研修 2013-」 東京有明医療大学雑誌 vol.6 より	
【資料 A-1-③-4】	「モンゴル海外研修渡航記」 東京有明医療大学雑誌 vol.4 より	
【資料 A-1-③-5】	「第 2 回柔道整復学科モンゴル海外研修に参加して」 東京有明医療大学雑誌 vol.5 より	
【資料 A-1-③-6】	韓国龍仁大学・東京有明医療大学協定書（写）	
【資料 A-1-③-7】	「シンガポール国立大学国際交流」 東京有明医療大学雑誌 vol.4 より	
【資料 A-1-③-8】	シンガポール国立大学学生受入に関する記事 （ホームページ http://www.tau.ac.jp/ ）	
【資料 A-1-③-9】	香港大学学生との交流 （ホームページ http://www.tau.ac.jp/ ）	
【資料 A-1-③-10】	ハワイ大学の John Casken 先生による遠隔授業に関する記事	